

佛蘭西銀行は倉荷證書に對して貸付又は割引を爲すことを得るものとす、之に反して獨逸に於てはブレイメン及エルザス、ロートリンゲン地方の如く倉荷證書に付き限地法の行はる地方に於ても尙且つ倉荷證書の占有は直に在庫品に對する占有と認められざるを以て、證書に署名あるのみにて足れりとせず、進て債務者の支拂能力を問ひ其資力支拂に堪ゆべしと認められたる場合に非れば證書を安全なる手形の基礎又は手形其自身とは到底見做すこと能はざるなり

斯の如く手形の割引に注意を要するに由り其取引漸く頻繁となるに伴ひ手形關係者の身元を精査するの必要を生じ、其調査を掌る所の機關を要す、所謂興信所なる者は是なり佛國に於ては興信所を佛蘭西銀行の貸付掛に隸屬し、銀行委員會の發議に依り委員中より十二名を選任して之を構成す、銀行委員は尠くとも拾株以上を有する佛蘭西銀行の株主に限るものとす、獨逸帝國銀行の附屬興信所は同行役員のみを以て組成せらる露西亞銀行の興信所組織も亦獨逸帝國銀行に酷似す、斯の如く獨佛兩國の興信所は多少其組織を異にするも其所員に選任せらるべき者は孰れも非凡の手腕を有し、汎く社會百般の事情に精通し、商工業界に信用を博

し而かも成るべく獨立の地位を有する所の人士たらざる可らざるの一點に至りては即ち一なり、興信所には信用簿なる一種の帳簿を備へ手形の振出人讓渡人又は第三者例せば引受人を始めとし苟も銀行と取引ある者にして銀行に對し手形上の債務を負ふ場合には其金融を一切此帳簿に記入し其金額が當事者の信用極度に達せりと認むるときは最早其れ以上の手形に對しては割引を爲さざるを以て原則とす

元來複雑なる產業界に介在し紛淆究りなき經濟事情を密にするには信用機關たる興信所の調査に依頼するの捷徑たるに如かず、英國は西曆千八百三十年に、米國は同千八百四十一年に、佛國は同千八百五十七年に、獨逸は同千八百五十九年に各此種の機關を設けて商工業者に便宜を與へ爾來漸次發達をなし、今や歐米著名の都府にして興信所の設置あらざるはなきに至れり、我國に於ても明治二十五年四月始めて大阪に商業興信所なるもの起り、次で明治二十九年二月東京に於ても亦東京興信所なる者創立せられ、今や此兩機關東西相呼應して信用調査をなし、商工業者に便利を與ふるのみならず延て歐米の興信所とも聯絡を付け氣脈相通じ

我國の興信所

居るを以て之に頼て大抵各地の商況の概要を觀察するを得るに至れり甲種附録
第二號參觀)

第四目 中央銀行にて割引すべき手形の期限

又銀行の割引すべき手形は資金回収の容易なる者たるを要す、換言すれば其支拂期日は成るべく短期の者たらざるを得ず、抑々兌換券發行銀行は不意に正金引出の請求に遭遇することを豫期せざる可らず、普通銀行が融通を要するときは其所有の手形の再割引を中央銀行其他に求むることを得べしと雖も、中央銀行は通例再割引を求むるを得ずして事急なるときは援助を外國銀行に求め、又は外國より現金を招致するに足る丈利率を増加せざるを得ず、然るに我國は地形上中心市場を隔つること遠く右兩様の術を有効に施すこと甚だ難く、内國市場に應ずる爲には他國の中央銀行よりも多く發行餘力を存せざるを得ず、外國市場に應ずるには強大なる正貨準備を蓄ふるを要するは論を俟たず、我國割引方策の衝に當る者は常に此事に注意せざるを得ずして他國より一層の勉勵と精巧とを要するは地形上蓋し己を得ざるの勢なりとす

中央銀行
割引す
べき手形
の最長
期を
定む
ること

割引に
就ての
斟酌

中央銀行が割引すべき手形の最長期には凡そ一定の期限あるを要す而して其期限は定款を以て之を定むるを好しとす、我國に於ては之を百日と定む蓋し其當を得たるものと云つべし、其最長期を定むるを必要とする理由は管に手形の確實長期の者は市場の變動に遭遇し易きを以て假令割引當時に於て振出人其他の關係人確實なりと雖も期限の危険あるを免れずなるを要するのみならず、中央銀行は割引の爲め兌換券を發行するを以て手形は其引換準備として之を視ざる可らざるの必要あるに由る、故に實際に於ては其最長期は多少屈伸的のものたらざるを得ず、單に成規の期限は僅々數日を超過するを以て全然無情なる拒絶の理由となす可らず、換言すれば無情に門前拂を爲すを以て能事となす可らず、其手形にして確實なる者なるときは須らく他行をして一旦割引を爲さしめ、成規の期限を待て再割引を爲すを豫約するが如き深切なる取扱を爲すを要す、然りと雖も著しく期限を超過する者の如きは固より正當なる拒絶の原因たるや論なき耳

以上論する者の外中央銀行の割引貸付の最長期を定むるを必要とする一二の理由あり、何ぞや他なし中央銀行は確實の上にも確實たらざるを得ざるは論なく

又努めて情弊の纏綿するを避けざる可らず、即ち長期の手形は期限より生じ得べき危険を包含するのみならず或は一黨派、一會社の長期の手形を割引し、他日抜く可らざるの關係を生ずるの虞なしとせず、又長期の手形は巨商に多く小商に少きを以て其確實なるの故を以て富豪の振出に係る長期の手形を割引し、其不確實なるの故を以て小商の振出したる短期の手形を拒絶することあるときは、小商の輩は自己の信用如何を顧みず、中央銀行は豪商に私するものなりとの流言を放つなさを保せず、斯の如き無稽の蜚語流言は固より齒牙に懸るに足らずと雖も、市場の情況に依りては多少の障礙を爲すなしとせず、國家の爲め之を忍ぶの必要あれば固より憚る所なしと雖も、何等の必要なに假令些少の障礙と雖も其發生を促すの隙を残すことは之を避るを得策とす是に於てや佛蘭西銀行及獨逸帝國銀行の如きも其割引する所の手形の最長期を孰れも三箇月とす、試に過去數年間に兩國中央銀行が割引したる手形の期限を見るに左表の如し、以て三箇月の期限は實際に於ても亦財界の需要に適合せるを證するに足れり、

第一表

西曆	銀行別	佛蘭西銀行	獨逸帝國銀行
一八九五		二五、〇〇	四二、五〇
一八九六		二七、二〇	四五、〇〇
一八九七		二七、三三	三七、五〇
一八九八		二七、五〇	三七、五〇
一八九九		二七、六〇	三八、〇〇
一九〇〇		二六、九二	三六、二三
一九〇一		二一、四七	二三、〇〇
一九〇二		二一、〇〇	二三、〇〇
一九〇三		二一、八八	三七、五〇
一九〇四		二三、六一	五二、〇〇
一九〇五		二〇、九二	五三、〇〇
一九〇六		二四、〇三	

第二章 手形の割引及其他の取扱 第一節 割引方策 第四目

中央銀行にて割引すべき手形の期限

英倫銀行の報告は或點に於ては獨佛兩國の中央銀行の如く精密ならず其割引したる手形の平均期日は之を調査すること頗る難し而して其内規は之を秘密に附するを以て我國及獨佛兩國の如く割引すべき手形の期限に付て一定の規則存するや否やを知る能はずと雖も之を事實に徴するに割引の期限は任意的取扱を爲し得べきものゝ如し則ち英倫銀行が長期の手形の割引を爲すは概ね外國貿易より生ずる者にして所謂外國手形なるが如し其他英倫銀行の割引額は比較的少額に過ぎず是れ割引方策上注意すべきの一事たり蓋し斯の如くなるは英國は夙に銀行の發達を以て鳴り内國手形の如きは普通銀行の取扱に委するを以て足れりとすと雖も外國爲替に至りては中央銀行が尙ほ大に留意する所なるに由るものなりと云はざるを得ず畢竟銀行定款其他有効なる手續を以て手形割引の最長期を定むるは銀行の安全を期し併て一般公衆をして豫め準據する所あるを知らめんとするの意の外ならず若し夫れ割引事業其ものの如きに至りては當然銀行の任意に屬せしむべきものにして銀行は固より其意に反して割引を爲さざる可らざるの義務を有せず而して利率の増減の如きは銀行營業上の駆引に屬し固より

り立法府若くは行政府の干渉を許すべきものに非ざるなり

第五目 同上手形面金額最小限

又中央銀行の割引すべき手形の最小限を定むるの例あり則ち佛國の如きは西曆千八百九十七八年比に支店(西曆千九百五年十二月には四百二十三を數へたり)に於て割引する所の手形の最小限を五法と定めたり是に於て十法以下の手形額に増加し西曆千八百九十七年には二萬二千九百十枚に止まりしが同九十八年には十九萬二十枚同九十九年には二十萬八千六百枚となり爾來少しく減少の勢を示すと雖も西曆千九百五年には十六萬七千八百六十二枚となり越へて六年に於ては二十三萬二千七十四枚となり之を昔日に比し實に同年の論に非ず元來小額手形の取扱は費用多くして銀行の利益を減ずるは數の免れざる所にして之を英國郵便局の例に照すに斯の如き小額手形二十萬枚以上を取扱ふには費用殆ど手形額面の半に達す然るに佛國中央銀行が能く之に堪ゆる所以のものは其取引巨大にして他方面の利益を以て損失を償ふことを得るに依る而して同年佛國中央銀行が割引したる手形の平均額面は前年の約五百六十六法に對し五百七十二法

小額手形
取扱の費用

八十四仙にして多少増進の傾きあり、又獨逸の平均は三十八年には二千五百六十馬なり

第六目 割引歩合を定むるに就ての注意

元來定利法なる者は割引方策の運用なり、世人或は定利法と割引方策とを混同して之を同一視する者なきに非ずと雖も是の如きは一大謬見たるを免れず、夫れ割引方策は之を大にしては市場を整理し之を小にしては銀行の安全を圖るの一種の方略にして定利法は其進退駢引を測定し其効力を全ふする手段に外ならず即ち一は大綱にして一は之を屈伸張弛するの施術なり略と術とは自ら差あり豈に之を同視するを得ん哉然りと雖も施術の巧拙は方略の結果に多大の關係を及すを以て固より大に留意せずんばある可らざるは論を俟たず、若し夫れ中央銀行の利率にして普通銀行の利率より低からしめ、其差違をして普通銀行が中央銀行より割引を受け、其資金を以て公衆に對し手形の割引を爲し、其差違を利するの度に至らしめん乎、普通銀行は自己營業の爲め慎重ならず、只中央銀行より割引を得るに急にして他を顧るに暇あらず、不當の取引を獎勵し或は投機を誘發すること

中央銀行
の利率と市
場利率との
關係

なきを保せず、若し夫れ商工の事業盛ならずして資金の需用急ならず、一般銀行の勢力微々として振はず假令中央銀行が唯一發行機關ならずとするも最大の資金供給者にして市場の牛耳全く其手中にあるが如き時代に於ては中央銀行の利率能く市場を左右するを得べしと雖も今哉即ち然らず、中央銀行外に有力なる大銀行の存する少からず、且つ市場の情況は資金を得るに急にして獨り中央銀行のみ依り其需用を充す能はず、必ず普通銀行に依らざるを得ず、果して然らば市場を支配する者は普通銀行利率にして中央銀行の利率に非ず、若し兩者の間に差違ありて後者前者より低きときは俗に所謂鞘取の弊を免れず、事業者は高利の資金を使用し毫も利する所なく、中央銀行は或は鞘取者流の爲め不良不善の手形證券類を掌握するの虞なしとせず、豈に戒めざる可ん哉、中央率にして普通率より高からん乎、前陳の如き弊を見るの虞なしと雖も、是れ亦程度の問題にして其度合は之を投機、鞘取を防ぐに足るの點に止めざる可らず、此點を超過するときは中央銀行は正當に其資金を運用すること能はざるべし、然らば即ち金利は宜く高かる可き歟、將た又低かるべき歟、是れ普く世俗に起る所の問題なり

抑々金利は需給の原則に據り高かる可らず抵かる可らず自ら定則ありて其程度を得るを必要とすと雖も、低きに失せんよりは寧ろ高きに失するを好しとす、慢に金利を引下るが如きは假令其時期短くして敢て銀行の支拂力を損するに至らずと雖も、多少會社の投機熱を誘發するの原動力となるを免れず、即ち金利低ければ新事業を起すに都合好く、甚しきに至りては新事業と因縁淺からざる彼の株式相場師の如きは金利の漸次降下するを視て狂喜措く能はず、叨りに前途の有望を叫んで人氣を所謂投機的有價證券に集中せしめ、其價昂騰するに及んでは即ち揚言して是れ工業隆盛に赴ける吉兆なり、實業發達の嘉象なりとし、己を欺き社會を欺き以て人心を眩惑す弊害是より大なるはなし、夫れ斯の如くにして財界の秩序紊亂せざらんと欲すと雖も、豈に得可ん哉、之を内外古今の史乘に徴するに慨然として歎じ悚然として恐れざるを得ざるもの實に少しとせず、利率選定の當否が財界の利害に關すること夫れ斯の如し當局の慎重なる注意を要する論なき耳

第七目 階段割引併に参加利子及質物に依り利率の區分

茲に又大に注意すべきの價值ある割引方法あり、何ぞ哉階段割引法なる者はな

階段割引法

り、蓋し階段割引法とは割引期限は最長期中に於て手形期限の異なるに従ひ割引率に種々の段階を設くるものなり、是れ預金事務に於て引出期限の異なるに従ひ、利子歩合を異にすると同一の理由に基くものにして理に於て間然する所なし、其實行に最も肝要なるは割引の最低率を定むる事是なり、其程度は市場の便宜を妨げず銀行の自衛を失はざるの點にあり、英露兩國の中央銀行の如き此方法を利用し特功を收む宜しく鑑みるべきなり

取引所の有價證券の投機は主として月末取引計算取引形式は直取引なるも實際の引渡を爲さず事實定期取引を行ふものに依るものなり、此種の取引より生ずる資金融通の依頼に對しては獨露兩國の中央銀行の爲す所頗る注意すべき價值あり、即ち獨逸中央銀行は月末四箇日又は月首一箇日に手形若くは有價證券を擔保として貸付をなすには少くとも七日間の参加利子を要求し又各三箇月期の終の四箇日又は始の一箇日には一般に資金の需要を増す時期なるを以て此時は特に十四日間の参加利子を要求す、然れども一般貸付に對しては單に辨濟日迄の利子を支拂はしむるに止まるは勿論なり、清國の錢莊に於ても加頭と稱し普通の利

取引所の計算に
引所取の
計算引の
利子は参加
するを要す

率に少許の率を加ふることあり、即ち千兩に付き一日四五歩の増歩を請求するが如し割引共に之を存す

又露西亞帝國銀行は更に定額率なる他の方法を按し、獨逸帝國銀行と等しく有價證券の種類に依り貸付高に夫々特別の制限を設くる外尙ほ有價證券の種類に従ひ其貸付金の利子の歩合を異にす、即ち露國大藏省の刊行に係る財政通信に掲げたる西曆千九百年七月一日の貸付利率を見るに左の如し

第一種 四分利付露西亞公債の擔保に對しては 六分

第二種 第一種外の政府發行に係る證券又は政府の保證ある有價證券、債券、町村立信用機關の債券併に土地低當債券の擔保に對しては 六分五厘

第三種 右の外承認せられたる各種證券外國公債若くは各種工業若くは鐵道會社株券の擔保に對しては 七分五厘

而して右に對する貸付制高限は第一種にありては時價の九割、第二種にありては八割、第三種にありては七割五分とす、我國に於ても貸付割引に關し國債證券と地方債證券との間に等差を設くるの新例を開けり蓋し當然のことと云ふべし

買物に依り利率を異にするるの例

是等の方法は割引に非ずして貸付の方法に屬すと雖も割引方策と密接の關係を有し割引歩合を増加するに従ひ有價證券の價格は順次に下落し増擔保の差入を要するが如き結果を來すことなきを保せず、或は有價證券貸付金の一部又は全部を返却せざる可からざるの結果を生ずべく隨て市場の情況及銀行の資力に關係を生ずべきを以て因に茲に一言す

第八目 恐慌に處する割引方策

投機熱の初期に際し恐慌將來に來らんとするの兆あるときは速かに割引歩合を引上げ以て經濟界に於ける不健康の分子を抑制し恐慌既に去るの後は漸次に之を引下げ、以て經濟界の變調を治め健全なる市況の恢復に努むるは投機に處するの原則なり、蓋し投機の發生は需用の不當なる増加に因り或物品の生産又は取引が格別に有利の業となるにあり、而して其結果此の好景氣の生産若くは分配事業に對し所謂思惑を生し資金滔々として之に向て注流するに至るは勢の免れざる所のものたり、此時に當り豈に其狂瀾を壓し怒濤を治むるの術なしとせんや、是れ亦割引方策を必要とする所以なり、然るに此の見易きの情勢を察せず、當然増加す

べきに際し利子割引歩合を増加せざるときは公衆をして生産の状況販路の關係を辨知するに暇あらしめず、或は生産額併に販賣額に關する統計を明にせず、若くは金融市場の状況外國爲替相場の如何に關せず全速力を以て其生産を繼續せしめ其間豫知す可らざるの出來事に遭遇し爲に投機熱は實際の好景氣を超えて昇騰し、所謂過度の投機となり、生産若くは販賣上の恐慌を來たし、一部若くは全般の物價下落となり、生産者は生産物の價格の低落に因り販賣者は需要の減少に因り孰れも利益を失ふに至るべし、恐慌一部に止まる場合に於ては資本、勞力此部より去て他の部に向ひ、恐慌全般に亘り百業停止の場合に於ては遂に復た放資の途なきに至り、爲に一般金融市場に於て資金需給の關係を一變し、資金の相場亦下落せざるを得ず、蓋し資金需給の如何は其使用價格如何にありて存し、商工業沈衰の際には資本の需用を減じ其使用價格を減するは當然の理勢なり

然るに現今の信用經濟に於ては生産及販賣上の恐慌は同時に信用恐慌を惹起するを通例とす、蓋し一般恐慌に關係を有する者は極端より極端に走り、過度なる信用より忽ち一變して過度の不信用に陥り、借入金は返済の督促を受け預金は引

資金需給
に關し純
理上當然

信用經濟
上實地に
起る情況

出の請求に遭遇し、割引は拒絶せられ、其他例へば小切手、振替勘定若くは相殺等の方法にして爲し得べき多數の取引は皆現金を以て之を爲ざるを得ざるに至り、資本家の多數は其所有に係る有價證券を賣却して之を現金に換へ自家必要の用途を慮り容易に他に放下せず、加之銀行の流通物件即ち手形等は固より無根の信用を有する者に非ず、恐慌に際會して尙ほ其信用を維持する者稀にして遂に又貨幣代用物中に數へられざるの運命に陥るは已を得ざるの情勢とす、斯の如き時變に際して卓然として信用を保ち、泰然として動かざる者は獨り中央銀行にして其大に努力すべきは正に此時にあり、宜しく玉石を鑑別し強大なる信用を利用し、門戸を開放し一般信用の墜落に因て生じたる虧隙を補填せざる可らず、即ち利率は相應なる高度に之を保つべきは勿論なりと雖も、猛然蹶起し彼の非常手段なる制限外發行を試みるも實に此時にあり、事是に及んでは英國の如く一部準備法を採用する國に於ては西曆千八百九十年のバーリン恐慌の場合に於けるが如く、外國當時は佛國中央銀行より三百萬磅露國政府より百五十萬磅を借入れたり、より一時巨額の資金を借入るゝの已を得ざるが如き窮狀に陥ることなしとせず、而して事

一層急なるに及んでは更に一步を進めて西曆千八百四十七年、五十七年、六十六年の例に倣ひ銀行法停止なる極端の手段をも之を敢てせざるを得ざるの必要を生ずべし其法律上に穩當ならずして實際に危険なるは多辯を要せずと雖も大勢を挽回し世を救ふの急あるに際して復た他を顧るに遑なし、又前記借入の如き英國の如く四海の市場に於て強大なる債權と信用とを有する者に非ずんば得て企て及ぶ所に非ざるなり、蓋し中央銀行をして其職責を完ふし經濟界の擾亂を排除せしめんと欲せば充分なる活動の自由を與ふるを以て最も必要とす、恐慌當時及恐慌後市場の救濟整理の爲め著しき効驗を顯はすは規模廣大信用鞏固にして且つ安全なる屈伸力を有する中央銀行を措て他に之を求むるを得ざるなり

第九目 金の流出を止むる爲の割引方策

以上説く所の外尙ほ中央銀行の勤むべき一他の要件あり、何ぞ哉他なし即ち内地に於る流通物件若くは資金の需用に基くに非ずして國際の貴金屬の遷轉出入に因り生ずる所の變化に處することは是なり、蓋し内外市場の情況に依り中央銀行より取り出されたる流通物件殊に金貨は内地の流通に使用せられずして、去て外

貿易外に
金の流出に
する主要
の原因

國に流出すること往々にして之あり畢竟斯の如きは外國に於ける金の需用の度、内國に於けるより高く、其必要とする流通物件を内地の流通より奪ひ去るもの以外ならずして其結果内國に於て流通物件の虧缺を生ずるは數の免れざる所なり、此虧缺は相應の手段を以て之を補填し、之をして甚大ならしめざるが爲め其豫防策を講ぜざる可らず、是れ中央銀行が畢生の力を振ひ以て當らざるを得ざる所の當然の任務の一なり

方今文明各國間に於る貴金屬の移動は殆ど金に限られたるが如し、此の金は即ち直接又は間接に中央銀行より取り去らるゝものにして其是に至るは貿易關係の外其原因種々あり請ふ少しく之を辯ぜん

第一 政治上の原因より來るもの、蓋し政治上の紛擾危機に際しては外國に於ける債權者は其債權を他の方法に依らず直ちに正金にて回收すること少しとせず、例へば先年獨露葛藤の際露國は其債權の殆んど全部を金貨にて獨逸國より引上げたるが如き是なり

第二 金の輸出は貨幣制度に原因することあり、而して其原因は或は自國の事

情に因るものあり或は外部の事情より他動的に生ずるものあり、即ち一國の貨幣制度紊亂するときは高價なる貨幣は外國に流出す、又本位制度變更の結果本位として選ばれたる金屬は其國に向て流出す、而して輓近本位として選ばるゝ者は多くは金にして銀に非ざるなり

曾て獨逸帝國政府が其本位を確立する爲め要せし金は佛蘭西より得たる償金を以て之を收得せり、當時此償金の大部分は獨逸和蘭及英國宛の手形若くは銀行支拂手形にして交付せられ、英國の手形若くは銀行券にて支拂はれたる者實に貳千五百二十二萬六千七百七十八磅の巨額に上れり、斯の如くして得たる英國宛の手形等は獨逸に於て之が賣却を試みたりしに其額巨大なりしが爲め倫敦宛の爲替相場は著しく下落し爲に恐慌を惹起するの懸念あるに至りたるを以て手形の賣却は之を中止し英國に對する債權は總て英國に於て金貨及金塊の買入に使用し之を獨逸國に輸入したり

第三 外國に於て金價騰貴して金の輸出を促すこと、例へば外國の中央銀行に於て他國の金貨の買入價格を引上げたるが如き原因の働に由るもの是なり

第四 爲替相場が現送點を超過すること

爲替相場の現送點を超過することが金の輸出を促すは論を俟たず、斯の如きときは速かに割引歩合を増加して其流出を止めざるを得ざるなり、其詳細は載て第三章第一節第二目に在り、請ふ參觀あれ

元來外國貨幣若くは金塊は一箇の商品にして其交付の請求あるも中央銀行は之に應ずるの義務なきは論を俟たず、只合意を以て賣買の方法を採るを以て足れりとす、然れども外國に金を輸送するには必ずしも當該外國貨幣又は金塊を使用するを要せず、其代用として内國の金貨を用うることを得べきは固より論なし、斯の如くして需用せらるゝ金貨は或は内地の流通より引上げられ、或は直接に中央銀行の正貨準備より引出さる。前の場合に於ては直接に中央銀行に關係なきが如しと雖も、金貨が市場より取り去られ特に貨幣の代用物を流通して其虧隙を補填するに非る以上は、中央銀行に對する貨幣の要求を増加するは自然の數にして、或は兌換券發行の増加となり、或は正貨準備の減少となり、間接に正貨引出の要求に遭遇すると同一の結果を生ずべし、是に於て中央銀行たる者は平居不息の注意を

以て外國爲替相場を洞視し、苟も變兆を呈するあれば速かに相當の手段を施さるを得ず、而して外國貿易に關係ある實業家に對しては常に親密の關係を保ち懇篤の注意を與ふるを必要とす。是れ我中央銀行に銀行總會、割引委員、獨逸中央銀行に中央委員、佛蘭西中央銀行に監理委員の設けある所以なり。此委員等は法律上無職業の一人たるも、差支なしと雖も事實は總て商人又は金融界に於て高等の地位を占めたる人物より之を選ぶを常とす。英倫銀行に於ける組織も亦然り。

獨逸中央銀行より金を引出す方法は、柏林、マイン河畔のフランクフルト、普魯西のデュッセルドルフ、及びミュンヘン等に在ては二百馬以上の銀貨又は五十馬以上の白銅貨及銅貨を以て之を金貨と引換ふるにあり。タール銀貨は此限に非ず。此の如き方法は時間を要すること甚だしく、輸出の爲に金を引出すが如く巨額の引換を要する場合には不便なるを以て實際には此方法に依るもの極めて少し、而して西曆千八百七十五年十二月の帝國宰相の告示に依れば引換の爲め貨幣を提供するときは其貨幣を計算したる後、金庫より通例五日以内に之に對する金貨を交附するの規定なるを以て時間と手數とを要すること少しとせず、金を引出す他の

獨逸中央銀行より金を引出す方法

即時引換を中央に集めるの趣意

方法は兌換券民間流通に合法の効力を有せざる帝國發行紙幣「ライヒカッセン」シャインの提出是なり。帝國發行紙幣は帝國及各聯邦に於ける各金庫に於て支拂の爲に之を領收することを要するのみならず、帝國中央金庫に於て兌換せらるゝの規定にして、實際に於ては獨り中央金庫のみならず各地に於て兌換せらるゝ。右の外帝國銀行は其兌換券の引換を請ふ者に對し、柏林中央金庫にありては呈示次第即時に、其支所にありては現金及貨幣の供給が許す限り引換をなすべき義務あるものとす。帝國銀行が其兌換券の即時引換を獨り中央金庫に限りたる理由は、金輸出より來る需要を成るべく、柏林に集中し、以て國際の金の異動を達觀するの便を得るの趣旨に出でたるものにして、之に由て金の輸出を防ぐの趣旨を含むものに非ざるに似たり。

帝國發行紙幣併に兌換券を以て金貨に引換を請ふ者あるときは、帝國銀行は規則上之に對し「タール」銀貨幣を交付するも妨げなきに拘らず、貨幣法第十五條實際は金貨を以て引換ふるを常とす。然れども引換請求者が希望する種類の金貨を得る能ざるの事實は屢々之あり。目下柏林に於ける帝國銀行支店に於ては十馬貨

大に缺乏し一日の間一箇の十馬貨を見ざることにありて多少の不便を免れず此點に就ては政府は目下改良の方法を考案しつゝありと云ふ斯の如く金の引出に就き注意する所以のものは畢竟中央銀行の正貨準備を裕にし市場の安寧を保つと同時に國威を維持するの趣旨に外ならず然らば即ち其減少の兆あるときは原因の如何を問はず急に割引歩合を増加して應急處分を施し而して除るに根治策を講じ以て其源を治めざるを得ざるは論を俟たざるなり

第十目 割引方策と併用すべき金の流出豫防方法

茲に又正貨の流出を防ぐ爲め利率の増加と相待て行はるる頗る有効なる二三の方法あり其一は金の買價を高むること其二は金を輸入することを約する者に對し充分に長き期限を以て無利子貸付を爲すこと其三は兌換券引換手数料の徴收にして既に第一編第二卷第六節に兌換準備の節に於て論ぜし所の者たり以上の方法中第一は頗る巧妙なる術を要す例へば獨逸國に於て純金一獨斤五百グラムの價値を千三百九十五馬獨逸に於ける購入の最高度に引上げ而して佛蘭西銀行は毫も其買價を動かさずとせば左の如き結果を生ずべし

一七一八、五〇は 一三九五に等しく

一〇〇、〇〇は 八一、一七五に等し

然るに純分比例を以て法と馬とを對照するときは百法は八十一馬なるを以て右の價格にては獨逸に於ける巴里宛現送點は他の元素を同一と假定せば十七斤ベニヒ半丈け上騰する割合にして伯林に於ける普通の巴里宛現送點は八十馬半なれども上述の如く帝國銀行の買入價格を上すときは現送點も亦上騰して八十馬六七片五となるべし而して佛國より獨逸に達する現送點は之に伴ふて上騰せざること勿論なりとす

此の如く金の買入價格を上騰し又は金輸入の爲に使用する資金の貸付に對して長期無利子の特典を與ふことは金の輸入を促すに頗る有効なる手段にして、割引率の引上のみにては内國商賈の爲め不便を醸すの虞ある場合に於ては用て以て之を補ふに足るものとす且つ此方法にて輸入したる金は敢て自國の金貨に改造することなく其儘之を賣却することを得べし若し然らずして之を金貨に改造するも方今文明國に於ては本位貨の製造は無手数料なるを以て只殘るは金利

の問題に止まり極て些細にして要するに其失費甚だ寡少なり

英倫銀行は此方法を用ゐる頗る効果を收めたり即ち西曆千八百九十九年の終りに米金「オンス」の買價を七十六志五片より七十六志五片二分の一に、又本位地金「オンス」の買價を七十七志九片より七十七志九片三分の一又は七十八志四分の一片に引上げたることあり、又西曆千九百年の夏候には獨逸帝國銀行に於て屢々實踐したる如く英倫銀行に於ても金を輸入する者には無利子の貸付をなしたり獨逸及佛蘭西は其幣制完備せず、中央銀行は金の引出に對し金貨を支拂ふ代りに之と同時に置かれたる銀貨を代用するの權利を有し佛蘭西銀行は時に此權利を使用するを憚らず、然れども獨逸帝國銀行は其執行を敢てせず、而して佛國は尙ほ兌換手数料を徴することあり、即ち西曆千八百九十九年二月七日獨逸帝國銀行總裁コツホ氏が獨逸帝國議會に於て報告したる所に依れば佛蘭西銀行の穀物若くは木綿の輸入に對し爲換相場不況の際に金貨を以て支拂を要する場合に當り九十日前後の長期の手形を受け其代價を以て金を引出す者に限り兌換手数料を徴せずして金貨を交附し多額の金を輸出せんとする者に對し兌換手数料を徴收

英國の例

佛蘭西銀
行の金の
引留め策

せずして金を交附するは唯此場合のみ而して其特に長期の手形を要する所以のものは其割引歩合を以て間接に金を交附するの報償を得んとするに外ならず此場合を除く外輸出の目的を以て金貨を佛蘭西銀行より得んと欲するときは商品として之を買受ざる可らず、而して其賣價は巴里取引所の例に倣ひ純金一基に付き三千四百三十七法を以て基礎とし之より上るときは其上りたる差額を割増と稱し、下るときは其下りたる差額を割引と云ひ孰れも千分率を以て之を表示す例へば千分の一の割増と稱するときは金の賣價左の如し

純金一基は 三、四三七、〇〇〇に等し故に

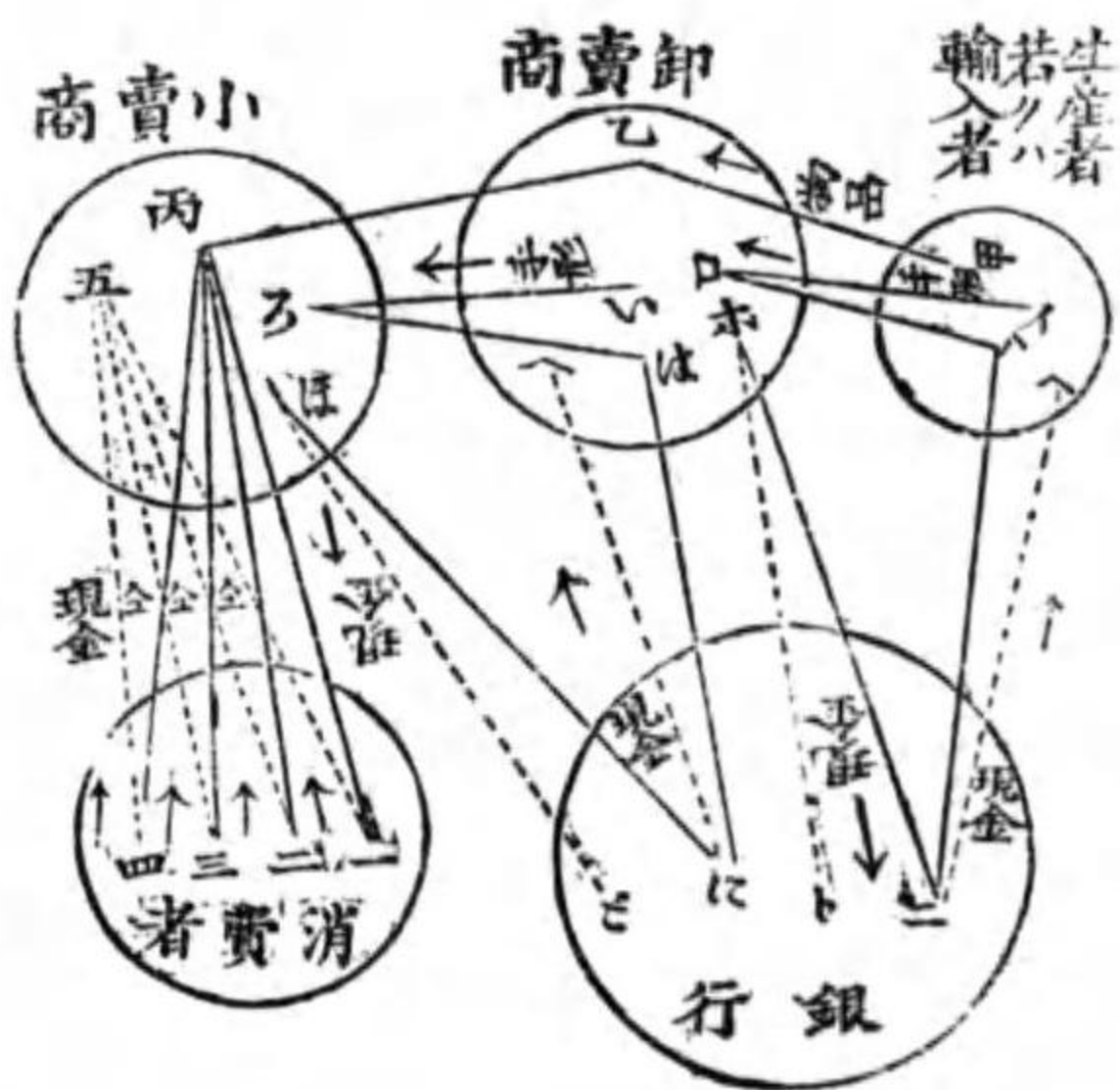
右の千分の一割増は三、四三七にして

割増相場は 三、四四〇、四三七なりとす

銀行が此の如き割増を以て金を交附する方法を稱して金價割増法又は兌換手数料の徴收と云ふ、割増と云ひ手数料と云ひ、其名稱を異にするも畢竟同物異名にして共に金價を上騰し之を國內に引留むるの策に外ならず、手数料の事は第二章第一節第二目に詳説せしを以て茲に之を贅せず、元來割引方策と兌換手数料徴收

とは其方法に於て全く殊別なるも其目的は等しく金の流出を防ぐにありて奇正
兩道の關係を保つ、孫子曰く凡そ戰は正を以て合し奇を以て勝つ(中略)奇正の相生
ずるは循環の端なきが如し孰か能く之を窮めんやと看者前記手數料と對照せば
蓋し思ひ半に過るもの存らん時に重複の嫌あるが如きは勢の免れざる所なり、請
ふ之を諒せよ

第一圖 解



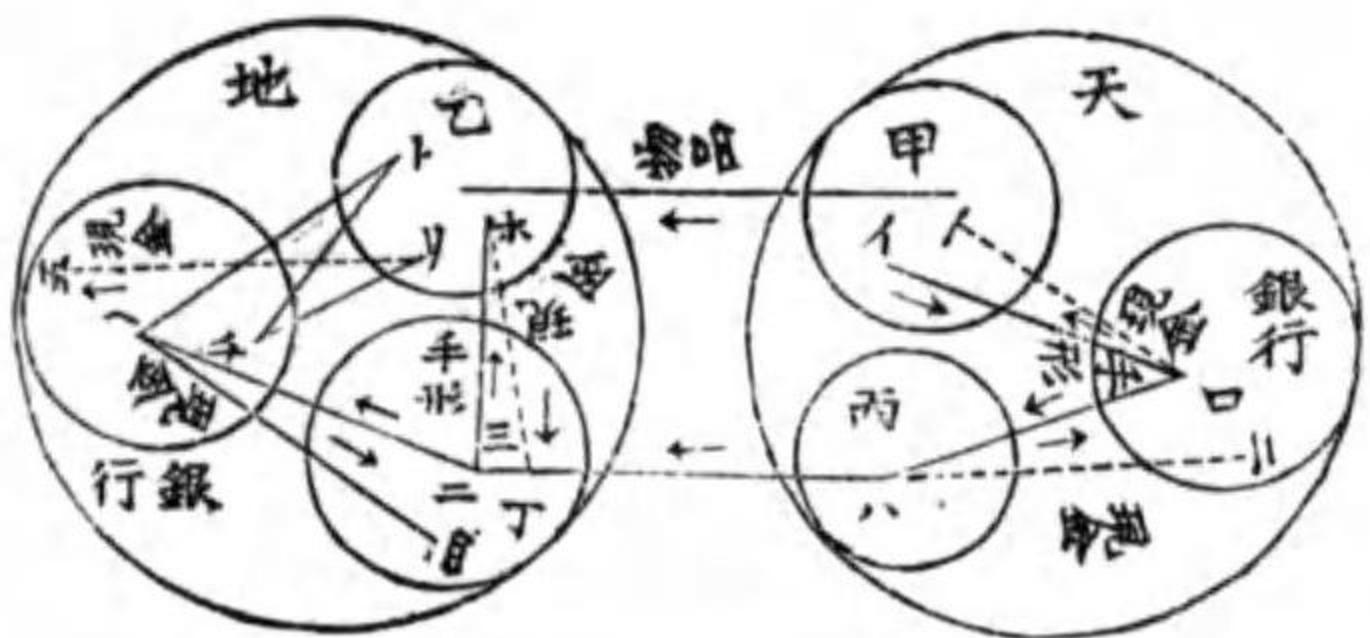
第二節 手形の取扱

第一目 手形の振出引受

等の手續

手形の事を論ずるに先ち其振出、引受裏書
呈示及支拂等に就き一言するは後學の爲め
便利なるべしと信じ、左に第一、第二、第三、圖解
を掲出せり、第一圖解は普通の爲替手形の場
合を示すものにして、即ち甲か乙に物品を賣

第二圖 解
倫敦は又大阪

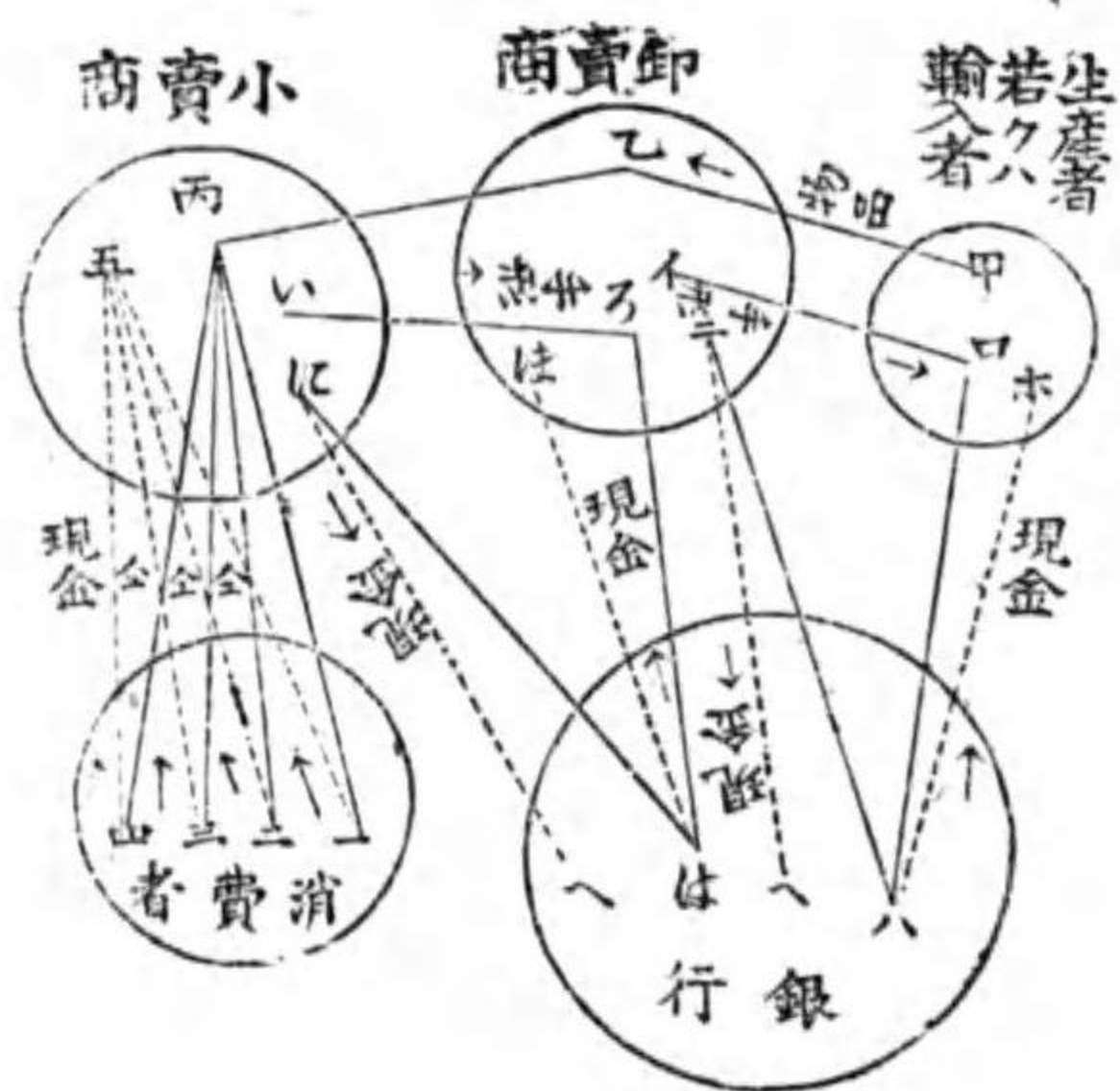


却し之と同時に手形を振出し、イロの線を経て、ロにて引受を得、ハに持ち歸り、ハニ
の線を経て、ニにて割引を得、ニへの點線を経て現金を受取るなり、然るときは銀行
は手形の期限來りたるときは、ニホの線を経て乙に呈示し支拂ひを受け、ホトの點
線を経て現金を受取り手形の終局を告ぐ餘は之に準し説明を要せざるべし、丙は
小賣なれば手形を振出さず、丙一、二、三、四の如き物
品を消費者に賣却し、一五、二五、三五等の各點線を
經て支拂を受くるものとす

第二圖解は外國宛若くは内地と雖も遠隔の地
方に向て手形を振出す場合を示すものにして、少
しく前記の者と其手續を異にす、即ち天の甲より
地の乙に向け物品を輸出すれば、甲は乙に宛て手
形を振出し、引受を得ずして直ちに、イロの線を経
て時の爲替相場を以て手形を銀行に賣却し、ロ一
の點線を経て現金を受取るなり、然るに丙は丁に

對し輸入品代價又は其他の支拂義務を有する者なれば、其辨濟を要し、銀行に至り前記の手形を購入し、ハニの點線に従ひ其代金を支拂ひ其手形を丁に送付す、手形にして參着拂の者なれば、丁は直ちに「二ホ」の線に従ひ「ホ三」の點線を経て支拂を受くべしと雖も、外國手形は概ね四箇月拂なるを以て「二へ」の線を経、へ四の點線に従ひ割引を受け、然るときは銀行は「へト」の線を経て乙の引受を得、「トチ」の線に従ひ之を持ち歸り、期限に至り「チリ」の線に従ひ之を呈示す、「リ五」の點線に従ひ支拂を受けて結了す

第三圖 解



第三圖解は約束手形の場合を示すものとす、元來約束手形は債務者より振出すものなれば手形は「イ」より起り、「ロ」に至り甲は直ちに之を「ロハ」の線に従ひ銀行に送り、「ハホ」の點線に従ひ割引を受く然るときは銀行は期限に至り、「ハニ」の線を経

經て乙に呈示し、「ニへ」の點線に従ひ支拂を受けて結了す餘は是に準す
裏書の事は別に説明を要せざるべし試に之を一言すれば呈示前に手形を他人に讓渡するとき其裏面に姓名を記し不渡等場合に於て支拂の義務を引受くることを意味す

第二目 手形割引に就ての注意併に空手形及真空手形の區別

一 手形流向の順逆

手形割引の効用廣大にして其手續の簡明なる前二節に於て論述せしが如しと雖も、割引執行に就ては固より大に注意すべきものあり苟も玉石を識別せずして漫りに割引の請求に應ずるが如きは固より不可なり請ふ手形流向の順逆より之を説かん

手形流向の順逆とは例へば綿屋が紡績屋に宛てたる爲替手形或は紡績屋が綿屋に對し振出したる約束手形は順なり、然れども紡績屋が綿屋に宛て振出したる爲替手形又は綿屋が紡績屋に對して振出したる約束手形は逆なり、即ち前者は事

手形逆流
の弊

物當然の成行を示すと雖も後者は自然の順序を失ひ其間這麼の消息なきを得ず、必ずや兩者の間に私話共謀等投機的の魂膽あるべしと推測するは此場合に於ては蓋し正當なる推測なりとす。今試に之を詳述せんに當初三箇月拂にて振出したる綿手形が其支拂期に達し將に呈示せられんとするに際し、紡績絲は既に出來し之を市に鬻げば容易に手形の支拂に應ずるを得べきも、時將に投機の初期に當り紡績屋は今二箇月間其製品を維持し價格の上騰を待て之を賣却し、格別の利益を得んと欲し、其綿絲を賣り惜み綿屋と私話し新に手形を振出し、綿屋をして之を引受けしめ之を以て銀行より融通を得、一時を瀾縫することなしとせず、蓋し斯の如きは投機の初期に於ては珍しからぬことなり。又外面を装ふ爲に紡績屋は殊更に綿屋に對して約束手形を振出すことあるを以て、單に外面の形式如何を以て手形の取捨を決する能はず、其實況に通し實相を穿ち大に注意する所なきを得ず。

二 相互引

相互引受とは表面上空手形の嫌を避んが爲め實際取引使用の要なき貨物を甲より乙に送り、復た乙より甲に送り返し、幾度となく其受授を繰返し、其間相互に手

織鞣、十
文字引受

形を振出し、相互に引受を爲すものにして其用に供せらるゝ貨物を鞣鞣と云ひ、其引受を十文字引受と稱し、金融界の一大惡戯にして大に注意すべきものゝ一に屬す。

三 空手形

空手形とは物品の賣買其他債權債務の發生又は存在なきに單に融通の爲め作製したる手形を云ふ、前記逆流鞣鞣の場合の如きも眞乎の取引より生ずるに非ずして一種の空手形に屬すと雖も、前者は眞實の取引に附隨して發生し、後者は外面を装ふも尙ほ一の囫ありて之が利用の勞を取らざるを得ず、獨り純然なる空手形に至りては當初より毫も據るべき者なく、單に或事情の爲め銀行より融通を得る爲に作爲する爲なれば之に就ては非常の注意を要す。元來斯の如き惡戯を爲すは尋常普通の商賈に非ず、又青年初生の輩に非ず、所謂百戰練磨、奸譎の老獪にして最も巧に外面を装ふを以て熟練なる銀行家と雖も時に或は誤なき能はず、況や新設銀行にして顧客を引くの念ある者に於てをや、意氣相投し所謂水魚の關係を生ずるなきを保せず、殊に注意すべきは年來熟知の顧客にして、或は故意に或は一時的

空手形
濫用の
實例

事情より心ならずも其信用を濫用することは是なり。此の如きは史乘其例に乏しからず、今試に其著き者の一を挙げば西歴千八百六十年英國に於て起りたるロレンス・モルチメヤ會社に於ける皮革の投機是なり、倒産の當時該會社の義務に屬せし八百七十八萬餘圓内七百五十萬圓は全く空手形より生ずる所の債務に係れり。抑々該會社は當時其設立以來已に五十有餘年を経て名聲内外に噴々たり、此會社にして此事あり信用の濫用是に至りて極れりと云つべし。

四 架橋手形

空手形を濫用するの弊害の恐る可きは論を俟たず、然れども手形は單に真空を以て其確實不確實を區分すべきものに非ず、例へば坊間に架橋手形と稱し甲乙兩地間の爲替が時を期し例へば春秋を期して片爲替となり双方の市場に一時爲替相場の變動甚しくなるの不便を避くる爲め兩地の銀行が互に契約を定めて甲地より送金多き春季に於ては甲地の銀行は乙地の銀行に宛て手形を振出し之を甲地に於て賣却し、其手形の金高を乙地銀行へ對し借とし、之に反し秋期に至り乙地より甲地へ對し送金多く乙地に於て甲地宛の手形不足するときは乙地銀行は甲

地銀行に向て手形を振出し之を乙地に於て賣却し手形の金高を甲地銀行に對する借となし曩に甲地より來りたる手形の融通拂の爲め甲地銀行へ對する貸方勘定と差引き、其貸借を決算するが如きは純然たる空手形なりと雖も、其双方の金融を幫助し爲替相場極端の變動を防ぎ偉大なる功を奏す。兩地の銀行にして十分の信用あらば架橋手形の發行は容易に行はれ銀行亦相當の利益を得べし眞正の手形と雖も彼の南米へスケイト即ち氷上滑器を送り、又例へば北極地方へ蚊帳を輸出せし等より生じたる爲替手形の如きは其支拂は全く其手形の義務關係者の一般資力に依らざるを得ず、其取扱は大に注意を要するや論を俟たず。

五 真空手形の差異

然れども手形の眞は即ち真空は即ち空にして其大體に於て差違なきを得ず、他なし眞の場合に於ては根底に品物の存するあつて弊害の及ぶ所限度あるべしと雖も、空の場合に於ては物質上の限度あるなく其限度は銀行の鑑識如何に懸り不幸にして其注意足らざるときは弊害何の邊に波及するや之を知るに由なし、而して空手形の場合に於ては手形面に顯はるゝ所の貸借關係は全く實際と異なりて

裏面に於ては振出人は引受人に對し爲替資金供給の義務を有し、引受人は正當に自己の利益の爲に引受けたる手形の如く其支拂に注意せず、呈示に至り支拂圓滿なるを得ざるは蓋し勢免れざる所とす是れ真空兩者の間に成立する大躰の差違にして空手形の以て最も恐れざるを得ざる所以の理なりとす、注意せずんばある可からず

第三目 注意雜件

一人にして數多の銀行と取引する者の手形及金額に端數なき手形は特に注意を要す蓋し前者は其内情を知ること難く殊に他地方にある多數の銀行と取引する者の場合に於ては最も然りとす後者は其形狀に於て疑ふべき理由あり、何となれば實際の取引に輸贏を毛厘の間に争ふ所の苦勞人間の取引なるを以て真正の手形には其金額に端數あるを實例とす、然れども融通手形は斯の如き必要なを以て其振出人の注意是に及ばず其金額例へば百圓止まり又は十圓止まりなることあればなり、然れども斯の如きは未練者の爲す所にして、既に不正手段を以て融通を得んとする狡猾なる老武者は殊更に端數を付すべきを以て其有無は固より

一行主義

雇用引受

重きを措くに足らざるなり、其注意すべきは雇傭引受人の使用なり、彼の有名なる英國の「ウエストロルン」銀行破産の場合の如きは該行發行の手形引受人百二十四人中、棄人形即ち雇傭引受人七十人の多きに達せり、世に小額の金錢の爲め雇傭引受を爲すを甘諾する所の立ん坊的人種あり、注意せずんばある可からず

第三章 爲替及信用狀

第一節 爲替

第一目 爲替の變動

爲替の事は概ね載て普通の銀行論にあり又之に關する専門の書に乏しからず故に之を茲に詳論するの必要なしと雖も元來爲替の事たる銀行業務最要部を占むるものたるを以て其最も金融に關する部分に就て一言するは敢て無用の事に非らざるべし、抑々爲替の順適、逆戻、平準と云ふが如きは世人の熟知する所にして特に之を茲に呶々するを要せず、而して參着爲替の場合に於ては爲替の變動は上

手形の長短期

下共に現送點に限らるゝも亦論を俟たず然れども實際の外國爲替は參着後四箇月拂にして其變動決して現送點の爲に限定せられず其他種々の關係よりして爲替相場の區域外變動を起すは事實上已むを得ざる所なり請ふ少しく之を辯ぜん
第一は手形期限の長短が其價格に關係することは是なり即ち手形の期限愈々長ければ其價格愈々廉なり是れ他なし手形が其支拂地に到達するも直ちに支拂を受ることを得ず期限中に現金を得んと欲せば其期間の割引を受くるの要あればなり

利子歩合の高低

第二は利子歩合如何に依て相場に變動を來すことは是なり即ち支拂地に於て利子歩合低ければ割引輕きを以て手形は振出地に於て之を高價に賣却するを得べしと雖も之に反して支拂地に於て利子歩合高ければ割引重く振出地に於て手形廉價ならざるを得ず又振出地に於て利子歩合非常に高きときは手形の所有者は速かに其手形を賣却し現金を得て之を運轉する方便となり手形の價格以外に廉價なることあり斯の如き場合に於て現送點を以て其價格を支配するを得ず
第三は金銀の價格に依り爲替が變動することは是なり則ち銀を以て金手形を買

金銀比價の變動

ひ金を以て銀手形を買ふ場合の如きは假令外國貿易其者より來る變動は微弱なるも金銀比價の變動が爲替に影響すること頗る強大にして決して區域内に止まるを得ず而して兩本位國に對する爲替は金種類に就て特約なき場合に於ては廉き金屬を以て支拂はるゝも之を奈何ともする能はず其價格の變動を豫期するを得ざるの不便あり又國際金價若くは銀價の差違に依り金又は銀を現送するを利とすることあり注意すべきこととす

貨幣の景況

第四は貨幣の景況が爲替相場に影響することは是なり即ち貨幣が痛く磨損し其價格下落したるときは其名稱を以て爲替を計算することを得ず其下落は貨幣磨損の度合に依らざるを得ず其最著るしきものは紙幣の下落なりとす例へば紙幣の下落を五割とせば爲替は實際平準なるも名目上五割の下落を示す斯の如きは之を爲替の「アッパーレント、アドヴォルシチ」即ち名義上の逆戻と云ふ是に至りては現送點は之を眼中に置く能はず爲替は非常の下落とならざるを得ざるなり
第五は商業の景況其他戰爭變亂等が大に爲替に影響することは是なり元來戰時に於ては送金便ならず途中掠奪の虞あるを以て手形の價格騰貴することあり又

爲替の名義上の下落

商業の景況

手形を以て集金する者は回金の危険を慮り却て外國宛手形を廉價に賣却することなしとせず又商業取引の對手國に於て商況不穩恐慌至らんとし利子歩合上騰するときは冒險的資本家中資金を其國に移し奇利を得んとする者なきを保せず然らば其國へ宛たる手形は高價となるべし、之に反して豫め危険を慮り所有の手形を賣り急ぐ者ありて大なる下落を見ることあるべし、此場合に於ては種々の事情顯はれ頗る亂調子を呈す

第六は金銀輸出の禁制是なり、是れ實に兇戯に類するものなりと雖も史乘其例なしとせず北米合衆國の紙幣下落の時に之あり、斯の如きは外國宛爲替手形の相場を上騰する強力なる原因となるや疑を容れず、何となれば此禁制の爲め外國支拂の必要を抹消するを得ず其必要は依然として存す然るに金銀の輸出は法律を以て禁ぜられ、爲替の購入は外國支拂の唯一の方法となる可ればなり、今之を自然に放任せん乎、外國爲替手形騰貴すれば金銀の輸出起り、金銀輸出せらるれば物價下落し輸出増加し、外國爲替手形は自然に下落し正貨其價を増加す、故に紙幣の濫發を以て正貨輸出の爲に生じたる間隙を充足するが如きことなくんば正貨は自

金銀輸出の禁制

然に復歸して市場を調和すべきは多辯を要せず

第二目 爲替逆戻の矯正

爲替の逆戻は國家の利益に非ず、爲替をして逆戻に陥らしめざるを努むべきは勿論なりと雖も、事一たび是に至れば之が矯正の道を圖らざるを得ず、其法二あり一を根治法とし二を應急法とす、而して爲替逆戻の原因種々あり、今其主要なる者を掲げば左の如し

- 一 物品の輸入超過
- 二 外國に負債を拂ふ事
- 三 外國に運賃保険料其他手数料、謝金等の支拂
- 四 外國に資本を移し若くは遺贈、贈與を爲す事
- 五 外國へ旅行する者の多き事
- 六 外國へ償金若くは年貢を支拂ふ事
- 七 貨幣の紊亂

等是なり、故に爲替の逆戻を見るときは各々其原因を究め、根治法を施すべきは當

然の事なりと雖も、抑々根治法なる者は能く一朝一夕に其功を收むべきものに非ず、例へば物品の輸入が爲替逆戻の原因たるときは其超過を防ぎ輸出の増加を力むべきは勿論の事にして天若し之を許さば結局爲し得ざるの業に非ずと雖も、外國市場累年振はず我國産滞積して將に數年を供給するに足るの實況を呈するときは我物産を生産費以下に需ぐと雖も外國市場は尙ほ或は之を收容するの力なかるべし、斯の如きの情況に際しては所謂根治法も急に其功を奏するを得ず宜しく應急の策を講じ一時金利を高ふし道に依りて當然出づべき者は之を如何ともする能はず、一面流出を許すと同時に一面に於て大に金銀流入の便路を開かざる可らず、而して借入金、元利、投入外國資本の割賦の如き貿易外の支拂多き場合の如きは元金の辨濟若くは債券株券の買収を試みざるを得ずと雖も是れ亦急になし得べきの業に非ざるなり、運賃保険料等の支拂亦急に之を止むる能はず、徐ろに内國に於て相當機關の發達を俟たざるを得ず、是に於ても亦應急策としては利子を上騰するの外他に方策の存するなし、又資本を外國へ移すが爲め爲替逆戻となる場合に就ては其移轉を止むれば忽ち逆戻を矯正すべしと雖も、資本の利に就く

應急策の
必要

爲替作用
の効力

は猶ほ水の低に就くが如く到底人爲を以て防遏する能はず其出るべき者が出るは實に數の然らしむる所なり、此場合に於ても一時の應急策は利子歩合を増加し必要外の流出を止め、金銀流入の便路を開かざるを得ざるなり、而して利子低廉なるが故に爲替逆戻となる場合の如きは之を矯正する易々たる耳、貨幣の磨損又は紙幣の下落より來る逆戻の如きは改造消却實に容易の業に非ざるなり、而して其應急策の如きは共に利子引上にあるは疑なし

爲替の取扱に依りて一時を凌ぎ爲替相場の激變を免るゝこと亦爲し能はざるの業に非ざるなり、而して彼の架橋手形の作用の如きは大に双方に市場を融和し爲替相場の變動を減ずるの効あり、其他未來の出會を慮り爲替作用を以て矯正を計る亦臨機の策にして當局の正に怠る可らざる事に屬す、曾て佛國償金支拂の場合に於て佛國は七億三千餘萬法の巨額を英國爲替及英倫銀行兌換券を以て支拂へり、斯の如きは佛國より金の流出を減じ英より獨に對する金の流出を増加するの結果を生ずべし、國際爲替の變轉に因り生ずる所の結果斯の如し注意せずんばある可らず

第三目 爲替の計算法

次に論ずべきは爲替の計算法なり、抑々爲替計算法に二あり

- 一 受取計算
- 二 授與計算

受取計算

是なり、而して爲替計算には不動部動部の二要素あり、前者は讀て字の如く始終一定して動かず計算の建物となる者にして、後者は常に前者に對して多少の差違を生ず、受取計算に於ては自國貨幣を建物即ち不動部とし、對手國の貨幣を動部とす、例へば一圓に付き或は英貨二十四片半を受取ることあり、平準、或は二十四片より多くを受取り能はざることあり、逆戻、或は二十五片を受取ることあり、順適、此等の場合に於ては一圓は常に動かずして英貨なる片の數が圓に對して増減す、故に不動部の交換價格少きときは爲替下落し其多きときは爲替上騰す、即ち我圓に對し片の數を少く受取るときは英貨に對し我圓の交換價格減少し、之に反し片の數を多く受取るときは我圓の交換價格増加す、然れども授與計算の場合に於ては其關係正反對となりて、對手國の貨幣を建物とし之に對して我貨幣を與ふるものなり、

授與計算

爲替の上
り下り

例へば英貨二十四片半に對して或は一圓を與ふることあり、或は一圓一錢を與へざるを得ざることあり、或は九十九錢を與ふれば足ることあるが如し、此場合に於ては動部多ければ逆戻となり、少なければ順適となる、畢竟學術上爲替の上り下りと云ふは建物に對して動部に多少を生ずると云ふものにして、動部増加するときは爲替が上ると云ひ、其減少するときは下ると云ふ、故に受取計算の場合に於ては別に誤解を來すの虞なしと雖も、授與計算の場合に於ては上ると云ふときは實は下るものにして下ると云ふときは實は上るものなるを以て往々錯誤を來すことなきを保せず、故に爲替の事を談するに當り常に計算の基礎受取授與熟れにあるかを詳かにせざるを得ず、我國に於ては概ね受取計算を使用すと雖も英國の如きは二者を併用し

獨逸 佛蘭西 奧太利 白耳義 瑞西 アムステルダム等
に對しては受取計算を用ひ

西班牙 リスボン セイント、ピートルスボルグ 紐育 キヤルキヤタ等
に對して授與計算を使用す、其熟れを使用すべきかに就ては固より一定の論なく

史上の沿革慣習等より来るもの多きを以て敢て問ふ所に非ざるなり、然れども學者中には授與計算を以て至便の方法とする者あり、ポリユエー氏の如き其一人なり、是れ一理なきに非ず、即ち買物をするに當り出す所の金の多少に依て買收品の價格の高下を定むる如く、或は了解し易きの利あるべし。

學術上爲替の計算凡そ斯くの如く其用語粗々一定す、然れども實際に於ては爲替其物に就き或は日本爲替を意味し、或は倫敦爲替を意味し、議論談話の間種々の誤謬を來すなきを保せず、故に爲替の事を談ずるに當り受取、授與の區別を明にするには勿論等しく英國爲替の上下を論ずるに方りても純然學問上より之を論じ、日本貨幣が英國貨幣に對する交換力の多少より之を論ずるときは事甚だ單純なりと雖も、實際は概ね英吉利宛爲替手形其物の相場又は我國に對し與ふる所の英貨其物の相場により上り下りを論ずる場合なきに非ず、然るときは學理の所謂上下と正反對の事實となる、事一瑣事に屬すと雖も亦以て注意すべきの一事たり、因に云ふ倫敦巴里間の平準は一磅に對し二十五法二二五、倫敦伯林間は二十馬四三、倫敦紐育間は四弗八十六仙七なり。

第四目 爲替の仲立

元來爲替の仲立即ち「アービツレーション」とは甲の場所に向て仕拂を爲すに當り必ずしも其場所に宛てたる手形を使用するを要せず、乙の場所に宛たる者を用ふることを云ふ、實際に於ては投機的に爲替の廉買高賣を目的とする場合あり、又手形を宛る場合に於ても必ずしも債權の存在する場所に宛るを要せず、第三の場所に宛ることを云ふ例へば英國に對する支拂に合衆國宛の手形を用ひ又日本が布哇に於て保有する權利を根元とし布哇勘定にて倫敦に宛て手形を振出すが如し、斯の如く單に一箇所を経由して爲替手形を以て他の場所に支拂ひ又は手形を振出すを「シムブルアービツレーション」即ち單純なる仲立と云ふ、然れども數箇所を通じて終に最後の目的地に支拂をなし、又は送付する者は之を「コムプレツキス、アービツレーション」即ち複合仲立と云ふ例へば日本が英吉利に支拂を爲すに當りて布哇に於て合衆國宛の砂糖手形を買ひ之を合衆國に於て賣却し英國宛の麥手形を買ふて英國に支拂を爲すの類是なり、又手形を振出す場合に於ても、例へば日本より布哇に米を輸出し之と同時に同所より砂糖を輸入すれば米の輸出手形

單純及複
合仲立

仲立手形
と普通手形
の影は
市場に
影響を
及ぼす

は直ちに砂糖輸入者の需用する所となり差支なしと雖も、日布間の貿易未だ十分發達せず時に斷續して輸出手形を賣却するを得ず其振出人若くは所有者は之を以て金融を得るに苦しむことなしとせず。斯の如き場合に於ては日本は布哇勘定にて手形を倫敦に宛て日本は倫敦より金を受取り米の代價を布哇より受取る權利を倫敦に譲り詰り日本は早く現金を受取り、倫敦は割引歩合を收得し双方の便利となり以て金融を調査することを得べし。是れ單純なる仲立の場合なり。然れども布哇勘定にて先づ米國へ爲替を取組み米國にて倫敦手形を購入して英國より支拂を受くるときは複合なり倫敦の如き世界の交換所たる所は自國に宛られたる手形と雖も仲立勘定に屬する者は他日外國より其代金を受取り、又仲立勘定の支拂を受けたる國よりは多少の手數料を受け其國に對し債權を増加すべきに依り、此種の手形は決して普通の手形の如く債務の存在を證するものに非ず。貨幣市場の情況を詳かにせむと欲せば這般の分析最も肝要なりとす

第五目 國際動産の効力

次は「イントルナショナル・ウァリユ」即ち國際動産の事是なり、既に公債の章に於

歐洲諸國
の外國
有價證券
の買高

て論じたるが如く方今國際に資本を運轉するに方り國際動産の強力なる實に驚くべきものあると同時に國際動産は爲替事業に於ても亦偉大の効力を有す、例へば英國が米國に支拂を爲すに當り亞米利加宛の手形なしとするも英國は必らずしも米國に現金を送るを要せず、紐育取引所の有價證券の價格を按し其利益あるもの例へば合衆國公債獨逸公債メキシコ公債等を選び之を米國市場に賣込み、其代價に對し手形を振出し米國への支拂に宛ることを得べく、飛電の往復座ながら千里を致し巨萬の爲替取引と雖も瞬間之れを結了するを得べし。斯の如くして賣却したる有價證券は遠く海を越へて米國へ送付するを要せず、通例米國買受人の爲め英國の賣渡人が保護預りとして之を保管す。斯の如くにして國際に毫も現金を動かすことなく、國際動産の力を藉り居ながら巨大の支拂を爲すを得べし、云つべし方今國際動産は貨幣市場の一大調和劑なりと

第六目 世界の貨幣市場及趨勢

一 巴里

巴里貨幣市場は貨幣本位の確定せざると外國會社にして其發行に係る證券を

第三章 爲替及信用狀 第一節 爲替 第五目 國際動産の効力
第六目 世界の貨幣市場及趨勢

巴里貨幣
市場の發

市場に提供せんと欲せば毎年若干の租税を拂はざるを得ざるが爲め多少其發達を妨げられしと雖も、晩近佛國經濟の基礎堅固なること盤石の如く世界の大債權國となり金の輸入年に多きを加へ隨て事實上金本位の基礎牢乎として最早動かす可らざるの勢を呈せしを以て西曆十九世紀の後半より進で本世紀に入り巴里市場は倫敦紐育と相併んで世界の最も有力なる者の一となり、世界市場としては倫敦尙ほ筆頭に位すべくも歐洲市場として巴里は既に倫敦を凌ぐの勢あり(獨逸を除き歐洲大陸大小の國佛に負ふもの甚だ多し之に自國の巨大なる公債は皆内債に屬し鐵道株二百億法及債券等皆内國にあり以て巴里市場の大なる知るべきのみ)

巴里取引
所

元來巴里取引所は官許中買より成立し其資格證券の撰擇等に就き嚴重なる規定ありて監督廳の検査亦頗る煩密なり、依て「クウリース」と稱する員外仲買自然に發達し法律及行政監督外の働を爲し公認せられざる證券と雖も彼等の取扱ふ所となり直取引定期取引の二部に分れ寬嚴頗る其當を得大に見るべきものあり

二 倫敦

倫敦は流石に故參の市場にして其取引高今尙ほ巴里の約三倍を保つ、而して其食品原料品の輸入の盛なる他國に於て見ざる所のものあり、是等の貿易大に外國爲替に關係し市場に影響す、然れども近時大陸及米國市場大に發達し獨り倫敦をして其威力を逞ふせしめず、米國との關係の如きは特に注意すべきものあり、西曆千八百九十三年比までは英國の資本大に米國に注入せられ米洲の鐵道の如きは多く其發達を英資に埃ちしと雖も、今哉合衆國は大に其富源を發達し漸次其有價證券の英國に在る者を買ひ戻し方今其價格の變動は紐育市場に左右せられ倫敦は却つて之に隨伴せざるを得ざるの勢を呈せり、然れども倫敦は方今尙ほ世界的中心市場たるを失はず他國の銀行政府等は同府に支店又は代理店を開き出來得べき丈多額の準備(バランス)を置き爲替の出合振替其他の便宜を計るを以て殆んど其常規とす我正金銀行倫敦支店亦其一例たり

三 伯林

伯林取引所は同法改正第十二章第三節第一目參觀以來非常の打撃を受け復た昔日の盛況なく自國公債證書の取引の如きも亦英佛の如く巨大ならず、是れは獨

逸公債が尙ほ英佛の如き巨額に達せざるに由るものにして喜ぶべきなり而して其原因も重に鐵道の買収及建築なるを以て此關係にては獨は諸強中の最好地位に在るものなり然れども獨逸も亦近年工業國となり諸株式の取引少しとせず外國有價證券も随分多く米國鐵道株等の獨逸資本家の手に在る者亦之なしとせず此類は伯林よりもフランクフォルトの方多く同府は北獨逸諸府に比して舊家多く指を新事業に染るより寧ろ確實なる既發の内外證券を需むるの風習あり

四 白耳義

伯林の次位に在りて歐洲市場に勢力あるものをブルクセルとす抑々白耳義は強國の間に介在する一の小中立國なりと雖も其民の勤勉なると主權者の賢明なるとに依り國初以來四十年間に國富大に發達し殊に諸般の事業に自由主義を採り内國諸會社の證券は云ふに及ばず外國證券も取引所に顯はれ西曆千八百九十八年發布檢束の法を避くが爲め佛國の金融會社にしてブルクセルに支店を開く者多く西班牙鐵道株の如きは殆ど擧げて佛より白に移れり而して白は電氣馬車鐵道に經驗を積み他國の爲に之を開き資本を供給すること甚だ多し

ブルクセル

五 紐育

北米合衆國亦金融市場の一勢力となり、輒近英國の國庫證券の募集に應じ我國の公債にも應じ其他メキシコ、キューバ等の公債にも指を染め漸次債權國の仲間入を爲すの勢ありと雖も、國勢尙ほ新にして未だ債務國たるの實を免れず、隨て取引所に顯はる所の證券も内國諸起業會社の株券債券に屬し鐵道及信託會社(合衆國に盛なるもの)中の最たり、國廣し鐵道の要多き所以、銀行の分業なし故に信託會社發達を要すに關するもの主要の部分たり

六 市場の趨勢

各國貨幣市場の特質斯の如くなるは其國情及歴史上の發達の然らしむる所に於て正に然らざるを得ず、然るに今哉各市場は各々其地形に依り電信陸上、海底及電話を以て氣脈を通じ運輸の便亦大に開け居ながらにして千里を致し所謂縮地の法是に行はれ一國一市獨り其利を専らにすること能はず圓滿普及殆ど内外の別なく苟くも常識を保ち普通の注意を拂ふときは金融界より殆ど距離の要素を除却し有價證券の價格決して各中心市場に於て懸隔あること能はず、資金は利子

の高低に因り隨處に流動し恰かも水の樋管を通ふが如く出入其高低に隨ひ自由自在にして内外の區別なし金融の便殆ど其頂上に達せり今哉世運の進歩は獨り英都をして四海の金權を専らにすることを得せしめず三十有餘年の平和は大に佛國々民の囊裏を養ひ艷麗花の如き巴里に強大なる金權を加へ又建國百念有餘の歲月と勉勵は大に北米の富源を發達し材料の豊富と生産力の強大とは以て四海を壓し彼の富強を以て誇る所の歐洲人士をしてヤンキーペリル即ち米禍を絶叫して顔色なからしめ其商業中心たる紐育の高塔は巍然として中天に聳へ貨車の往來織るが如く事業の盛大なる既に倫敦を壓し紐育は既に世界金融の二中心市場となれり今哉倫敦巴里紐育は相率ひて鼎足の勢を爲し天下の三大中心と稱へられ而かも其實あり然れども四海の廣大なる三者の一獨り金權を専らにするとは能はず國情の差違に依り各々其專務を異にし相待て始めて其業務を全ふす即ち紐育は手形發行の中心となり倫敦は引受の中心となり而して巴里は融通の中心となる蓋し是れ米は其生産力強大なりと雖も大勢尙ほ債務國に屬し其辨濟の爲め巨額の支拂を要し英は四海の最大債權國にして物品の輸入最も多く而して

世界の三大都府

英國特有の地位

英國に於ける内外銀行の資力

佛は資力内に充ち而かも債權國として英國に亞ぎ佛の外國投資額は約三百億法を算す他國の爲め一時の金融を爲すに最も適合すればなり

スウエス運河の開鑿地は中海沿岸の諸港に東邦貿易の便宜を與へ喜望峯廻航當時の如く倫敦をして中央市場の全權を專有せしめず英國が尙ほ金融の一大中心たるを失はざるは先鞭の力多きに位す而してシムブロン大陸道は新たに中歐諸國に交通の便宜を與ふべく而してパナマ運河は更に多大の影響を英國の繁榮に及ぼすべし今日既に英國は自ら金融の中心と云はんより寧ろ海外銀行の地主と云ふべき情況なり即ち在英倫七千八百七十個の銀行本支店中外國及殖民地銀行の本支店及び代理店の數は三千三百三十八個の多に達す就中佛の商工銀行里昂銀行、巴里割引銀行、獨逸銀行等勢力最も強大なり則ち在倫敦里昂銀行の如きは取引英倫銀行に亞ぎ在英内外銀行中最大金額に達す是等の銀行が英國と大陸との貨幣及證券市場を媒介し營む所の業務甚だ盛大なり我横濱正金銀行の支店亦此中にありて彼我の金融及貿易に貢獻する所少からず今是等銀行の資力にして英國銀行に屬する者は十億五千萬磅殖民地銀行に屬する者四億三千七百三

十八萬七千磅而して外國銀行に屬する者は實に三十億九千七萬七千磅則ち英國の者の三倍に垂々んとし實に主客顛倒の奇觀を呈す然れども倫敦に於て各種の事業に應じ得べき銀行資金は前三口の締高即ち四十五億七千七百四十六萬四千磅卅七年にして亦盛なりと云つべし

倫敦は此強大なる資力を以て各地より來る所の手形の引受を爲す、今如何にして外國手形か倫敦に達し如何に前記三大中心が協力して世界の金融を便する乎を見るに例へは米國の一倉庫會社が物品を賣却して買受人に手形を宛れば此手形は地方銀行の割引する所となり地方銀行は斯の如くして得たる權利に基き附近の都會の「コルレス」先に手形を宛て第一轉之が割引を受け附近都會の割引銀行は紐育に宛て第二轉割引を受け紐育割引銀行は倫敦銀行へ宛て割引を受け第三轉倫敦に於て其金を使用し若しくは大陸へ送り又は自國へ引くものとす、而して倫敦若し金融を要するときは巴里に宛て割引を受て第四轉後に至りて決算す、是等回轉中に紐育銀行は地方銀行に命じ倉庫より物品を購入したる者より集金し倫敦の爲に保管し若しくは送金す、斯の如く手形が轉一轉する毎に其性質を改良し、

金融の順序

改良毎に割引歩合を遞減す、即ち斯の如き場合に於ては地方倉庫の手形は通例六分乃至七分にして倫敦宛手形は大方二分なり、卅七年十二月には三ヶ月二分、九四、六ヶ月二分、八八、三大中心の世界金融を爲すの實況凡そ斯の如し事精妙にして間然する所なし銀行の術亦盡せりと云つべし

第二節 信用狀

第一目 信用狀の種類

信用狀は爲替手形と類似する者なるも少しく其趣味を異にす而し、信用狀には數種あり、請ふ先づ種類より之を説かん

- 一 普通信用狀
- 二 「ソルキュラ、レタ、オフ、クレデット」即ち信用廻文
- 三 「コムフォームルド、レタ、オフ、クレデット」即ち合款信用狀

是なり、普通信用狀は第三號雛形の一の如く其發行者が銀行商會の如き或第三者に其所有者に金錢を支拂ひ、又は信用狀發行者の本支店若しくは指定人に對して其

合款信用
狀

所有者が發行したる手形若くは小切手を支拂ふことを依頼するものなり信用廻文は第四號雛形の一の如く、其發行者が數多の銀行へ其所有者が自己發行者の本支店又は或第三者に向て發行したる手形若くは小切手の支拂を依頼する者なり合款信用狀は専ら外國貿易上の支拂を便利にする爲に發行するものにして貿易上の支拂を受ける者に第四號雛形の一の如き書式を以て發行者より信用狀を與へ、其と同時に其發行者は通例銀行若くは外國貿易に關係ある商會なり其信用狀の所有者に自己發行者の本支店又は自己に對する債務者通例貿易上に對して小切手若くは手形を發行するの權能を與へ、同時に支拂銀行に向て信用狀所有者の眞實なること及其振出したる小切手若くは手形の保證に立つことを信用狀に記入す、而して其の小切手又は手形が信用狀の發行者の本店に於て支拂はれたるときは其資金は貿易上の支拂義務者より發行者に拂込むものとす、此場合に於て若し第三者が其小切手又は手形を支拂ふるときは、其第三者は信用狀の發行者に對しては勿論其所有者及拂出元に對して手形上の權利を保有す、然れども此事は信用狀の交付より或期間内に發行されたる小切手又は手形に限るものとす、又物

品購買の爲に信用が與へられたる場合に於ては右の小切手又は手形に船荷證書貨物引換證等を添付し、又は之を送附したる後ち小切手若くは手形を振出すを順序とす

第二目 署名合言葉及受拂用紙

總て信用狀には其何種に屬するを問はず所有者をして其一隅に署名せしむるものとし、所有者の旅行先の主要なる市府の銀行の本店に向て鑑合の爲め當人の署名鑑を送付し更に合言葉を送ることあり、而して小切手振出の場合に於ては其裏書の文言を豫定して之を通知し、一は以て紛失の場合に備へ一は以て信用狀の正當の所有者たるの證左を明にするの便に備ふ、又時に或は信用狀に第五號雛形の如き其正當所有者の人相書(我國人にして外國へ旅行する者の爲め人相を附するときは面貌躰格の差達の爲め却て疑を生ず)を添付することあり、實に用意周到なりと云つべし、而して紛失の場合に於ては速かに其取扱本店に電報して支拂を差止むるは所有者の自由なり、是等は皆多年の經驗上より得たる結果より出る所の注意にして則とるべきもの少なからず、廻文信用狀の場合に於ては信用狀の外

に第四號雛形の二の如き拂受表用紙を其所有者に交付す此用紙は雛形の如く概ね之を五欄に分ち第一欄には拂渡の月日第二には拂渡人第三には拂渡場所第四には文字を以て拂渡金額を記入し第五には前欄の金額を確むる爲め更に數字を以て其金額を記入す其記入は勿論支拂人の方に於て之を爲すものなり斯の如く信用狀の所有者は數箇所に於て支拂を受け歸國の後ち之れを發行者に示し出立の時拂込し金額と照合して決算するものとす此受拂書は信用狀の使用者が如何なる場所を旅行し如何に支拂を受けたる哉の日記の代用となる而して小切手振出の場合に於ては他日其支拂人と信用狀の發行者との間の決算鑑合の便となり頗る便利なるものなり

第三目 信用狀の依頼及發行

信用狀の便利なる凡そ上來述ぶる所の如し今一步を進めて其取扱方法を説かんに商業信用狀を得んと欲する者は先づ第一號雛形の如き依頼書を發し

第一號雛形

商業信用狀依頼書

一 極 度
 一 取組場所
 一 取組期限年.....月.....日より.....年.....月.....日
 一 仕拂期限 手形日付より.....日以内
 一 取 組 人
 一 仕 拂 人
 前書之通り貴行商業信用狀.....へ御發行可被下候該信用狀に據り各地取引先銀行に於て取組たる割引手形又は荷爲替手形の金額期日に至り仕拂相怠候節は拙者提供の差し金又は其代用品は勿論拙者若くは保証人當座勘定を以て直ちに御引去り御勘定可被下候右御依頼申上候也但し御取引先銀行の都合にて取組方御断りの場合有之候ても不苦候

.....年.....月.....日
市.....町.....番
 依頼人 某

某銀行
御中
保証人
某

旅行信用狀一名廻文信用狀を得んと欲する者は第二雛形の如き依頼書を發す
第二號雛形

旅行信用狀發行依頼書
一 極度金額
一 請取場所
一期 限 ……年…月…日より…年…月…日
前記之通り貴行旅行信用狀私へ發行可被下候該信用狀に由り各地取引先に於て貴行當座小切手を以て仕拂相受候節は即ち貴行に於ける拙者當座勘定より御仕拂可被下候右御依頼申候也
…市…町…番地

…年…月…日
依頼人
某
某銀行
御

右の如く依頼を受けたる銀行は差支なしと思考するときは、商業信用狀の場合に於ては第三號雛形の一の如き信用狀を作り之に同等の第二面を添付し之を依頼人に交付し

第三號雛形の一
第三千三百號第一面
商業信用狀 (旅行も兼用す)
一 限度金額

依頼人印鑑	全上筆跡
-------	------

信用狀の發行

一 取組期限 …… 年 …… 月 …… 日より …… 年 …… 月 …… 日迄
 一 仕拂期限
 一 仕拂人

三

右の範圍にて …… 殿より此信用狀呈示の上手形の割引又は荷爲
 替取組の御請求有之候時は右の印鑑及其筆跡御照査の上にて成る可く
 低歩を以て無御懸念御取扱可被下候也

但し御取扱年月日及金額は第二面相當の欄内に必ず御記入可被下候

年 月 日

某 銀 行

各取引銀行

御 中

第三號雛形の二

第三千三百號(第二面)

額 金 度 限						支 拂 日 附	取 組 銀 行	支 配 人 名	金 額	残 額
也 圓 ○ ○ ○ ○ ○ 金										

三

旅行信用状の場合に於ては第四號雛形の一の如き信用状を作り之に同號の第二面三面四面を添付し之を依頼者に交付す

第四號雛形の一

信用廻文(一名旅行信用状)書式

第一面

旅行信用状

いろは第貳四五〇〇號
 拜啓本狀の末尾に記名せる大黒屋福助氏は本信用状の正當なる所持人に有之候就ては金千貳五百弗以内に於て同氏の要求次第所要の金額を(此金額最高限金貳五千百弗也)同氏振出の幣行本支店宛の手形に對して御拂相成度此段御依頼候也一敬具
 追而大黒屋福助氏に御拂渡相成候金額は此信用状の裏面へ御記入被

成下度本狀の有効期限は本日即ち明治三十四年十月廿六日より明治三十五年十月廿六日に至るまでに御座候

日本東京何銀行頭取

明治三十四年十月廿六日

所持人 大黒屋福助(自署)

本狀第三面四面記載の諸銀行各位

第四目 信用状の記入

斯の如くして得たる信用状の所有者は其旅行先の各所に於て所要の金額を受取り第二面以下に示すか如き記入を得以て金額領收の事績を明にすることを得

受拂用紙書 (第二面)

支拂日附	支拂人名	市名	金額(文字)	金額(數字)
十一月三十日	第一國立銀行	紐育	百 弗	100000

金

第 四 面 (用洲歐)

(用國米)

.....	國名
.....	銀行名
.....	市名
.....	町名
.....	國名
.....	銀行名
.....	市名
.....	町名

右の外信用狀の發行者が其依頼人即ち所有者をして自家本支店に宛て手形若くは小切手を振出さず、ジョン、スミス又はジョン、ブラオン商會の如き在外の第三

第 三 面

第四號雛形の三

.....	國名	十二月	十二月
.....	銀行名	十五日	三日
.....	市名	ジョン、ノールマン	第五十國立銀行
.....	町名	倫敦	紐育
.....	國名	五拾磅	貳拾五弗
.....	銀行名	50 ^元	300 ^元
.....	市名	0	0
.....	町名	0	0

者發行者に對し債務ある者を通例とすを特定し之に對して切手若くは手形を振出さしむることあり此場合に於ては發行者は第四號雛形の如き書式を用ひ其末文に其手形又は小切手が第四號雛形の第三面第四面の或支拂銀行又は割引銀行より右の第三者に呈示せらるゝときは遲滯なく支拂はるべき旨を保證す

又在外支店代理店若は出張店等が右の小切手若くは手形を支拂ひたるときは本國に在る本店は信用狀發行者に向て其資金の償還を請求す此場合に於ては爲替相場及手数料を請求す

第五目 人相書

又前記信用狀所有者人相は左の如きものなり奇異なる者なるに由り參考の爲め左に掲載す

第五號雛形

信用狀所有人の人相書

人相書

住所

年齢	三十九年三ヶ月	願	瘠	氏	名
身長	五呎六吋四分の一	髮	黒鳶色		
額	高	顔色	淺色		
眼	灰色	顔形	圓く且つ肥ゆ		
鼻	尋常但し厚	特徴	左手第三第五指の間に		
口	尋常		傷痕あり		

此人相書は株式會社歐米爲替取扱會社の振出せる信用狀附帶のものより寫せるものなり

第六目 信用狀に關する規定

紐育に行はるゝ信用狀發行の規定は概ね左の如きものなり

甲 正金提供に對し發行の場合但し五百磅以上發行の日に於ける倫敦宛參着手形の爲替相場を以て發行す 但し提供金には利子を附せず亦手数料を徴せず

發行規定

此場合に於ける信用状の使用残りの分は返附の日に於て手形の爲替買相場を以て拂戻すべし

乙 使用金額に對し百分の一の手數料を要求する場合此場合に次の如く區別すべし

- (一) 正金提供但し五百磅以下發行の日に於ける倫敦手形の爲替相場に依りて支拂ふ但し利子を附せず
此場合に於ける信用状の使用残りの分は返附の日に於て爲替買相場を以て拂戻すべし
- (二) 正金に略ぼ等しき額の當座預金 此場合の引出受領手形は必ず其の日の爲替買相場に準して當座現金より差引くべし但し貳千五百弗以上の預金に對して當座貸金の普通利子より一分方廉なる利子を拂ふ 但し年利四分を超ゆべからず
- (三) 手形の呈示せらるゝ時に辨濟すべき約束にて満足なる保證を與る場合
- (四) 完全なる有價證券の預け入れ 萬一使用金額を辨濟すべき準備金を差出

旅費支辨
の爲には
信用状の
方便なり

し得ざる場合に於て此證券を賣却するなり 斯る證券の賣却及び之に附帶せる利子及配當金の徴收に對しては一千分の二、五の手數料を徴す
總て信用状は其所有者之に署名し所有者の爲には充分なる證明書なるが故に何れの地に在るも所要の金額を得んとする場合に之を利用するを得べし信用状には通例此目的の爲に世界の有名なる銀行の目錄を要す故に其表に基き世界の總ての部分に於ける銀行より資金を得べし又如何なる場合に於ても紹介人の署名なかる可らず

第七目 信用状と爲替手形との便否

信用状と爲替手形とは其効用稍々等しと雖も旅客の爲には前者の方便なり何となれば爲替なれば出立の際旅行先の必要を豫定して之を取組まざるを得ざるを以て途中にて旅行經畫に變更を生じ各所に於ける使用金額に過不足を生ずるの不便ありと雖も信用状は即ち然らず各所に於て隨意に必要な金高を得るの便あればなり勿論爲替にても倫敦の如き或中心に所要の全金額を振込み置き旅行先に幾度にてても需用高丈之に向て手形を振出し各所に於て所要の金高を得る

米人は最
も信用状
を利用す

るは不能の事に非ずと雖も旅行中不慣の場所に於て斯の如き事を爲すは不便少
なからず、信用状なれば出立前自己の住所に於て一たび相當の手續を爲せば天下
到る處に青山ありて復た顧慮する所なかるべし。米國に於ては世界中六百箇所に
向つて差支へなく信用状を發行することを得べき機關完備す、實に至大の便利を
得たるものと云つべし。元來合衆國人士は性質活潑大に旅行を好み、殊に英國とは
一種深密なる關係を有するを以て、少しく餘裕を得ば先づ英國に遊び夫れより大
陸に到らんとする者頗る多く巴里の某銀行家の調査に據れば合衆國の旅客が歐
洲に於て使用する所の金額は毎年八億圓に下らず斯の如き計數は其性質上推算
に據ざるを得ず固より確實なることを得ずと雖も、今や合衆國の人口は八千萬を
超過し其一億に達するは將に數年を出でざるべし、而して其生産力は既に二倍の
人口を支ふるに足り頗る餘財あり、抑々故國を慕ふは人間の常情にして合衆國人
士の行動茲に出るは實に當然の事に屬す、而して輓近五箇年間の輸出超過額は年
々五億弗に前後す、信用状を作爲する固より難事に非ざるなり、其使用合衆國に盛
なる亦偶然に非ざるなり

第四章 貸付并に金銀及公債證書

の購入

第一節 貸付

第一目 普通貸付

一 質物選擇

普通商業銀行は割引を先にし貸付を後にすべきは前陳の如し夫れ然り然りと
雖も銀行も固より一營利事業なるを以て資本金に餘裕ありて割引のみを以て之
を處分するを得ざるに際しては固より貸付を爲すを妨げず、然れども貸出先の信
用と擔保品の選擇とに就ては實に慎重の注意を要す。擔保品中最も佳良なる者を
大藏省證券とす、元來大藏省證券なる者は其確實なると普通公債と等しく、而して
其償還期日は當初より確定し加ふるに期限内と雖も元金を要するとあるときは
其賣却は固より自由なり、然らば即ち各種動産中貸付擔保の品質に恰當する蓋し

大藏省證
券

此者の右に出づるなく、而かも其便手形割引と撰ぶ所なく、確實の點に至りては之を手形に比して優等の地位を占む商業銀行の貸付擔保の爲には大藏省證券は實に無類の良器と云ふを得べし

次は公債證書とす、其確實の點に於ては固より疑ふべきものなしと雖も元金の償還に就ては之を豫期するを得ず、然れども元金の必要あるときは容易に之を賣却することを得べく、是れ亦好箇の擔保品たるを失はず

其次は會社の債券とす、債券にして確實なる會社の發行に係り佛蘭西の土地銀行、日本の勸業銀行の債券の如き者たらしめば公債證書と大差あることなく、巴里に於ては土地銀行の債券は公債證書と同價格を保つを通例とす。元來債券の利子は一定にして株式に對する割賦の如く變動なく、前者は後者に對し優先權を有す故に其確實にして擔保の性質を備ふるは兩者孰れにあるやは多辯を要せずして明なり、株式に至ては大に注意を要し仔細に其玉石を鑑別せざるを得ず而して其玉なるも尙ほ浮沈を免れず況や其石なる者に於てをや、然るに近年學理を蔑にし吾人の望に副はず、頻りに株式質を以て貸付をなし、甚しきに至りては銀行自ら之

普通公債

社債券

株式は普通貸付の質物に適合せず

を所有し臍を噛むの悔ある者少しとせず然るに喉下一過して其熱きを忘るゝの譬に漏れず、誤を爲す一再に止まらず其災前回より寧ろ重きは實に近年の實歴たり、嗚呼何ぞ夫れ思はざるの甚しき哉、斯の如きは實に商賈自身の利益に反するのみならず、國家の爲め實に浩歎の至りに堪へざるなり

二 能動と所動との區別

元來の資本の放下に「アクチフ」と「パッシフ」即ち能動と所動との區別あり、株式は能動に屬し債券は所動に屬す而して貸付の擔保品は確實にして價格の變動少なき者を好しとす、株式の如きは實に其價格の動搖常ならざるのみならず、萬一其株券が質流れとなるときは其質取り銀行は之を競賣せざるを得ざるべし、然るとき其競賣價格に就て質流し人より往々廉賣の苦情を受くるの不愉快を免れず又我國に於ては競賣法第三條第二項に依り競賣の委任は書面を以て之を爲さざるを得ざるの不便あり、是は株式に限らざるも、又質入株式に就き英吉利の如き取扱後に説くべしをなす場合に於ては不知不識の間に其株式は質取銀行の所有に歸し銀行は事業會社の株主となり根底に於て氷炭相容れざる利害關係の衝突を生ず

株式中の
選擇

ることなきを保せず豈に怖れざる可ん哉斯の如くにして株式が一旦銀行の所有となりたる時は銀行は之に對し拂込の義務を免れざるべく、假令都合好く之を賣捌くことを得るも我國に於ては商法第百五十四條に依り其讓渡を株式名簿に記載したる後二箇年を経過するに非ざれば全然拂込の義務の免れ能はざるの虞あり故に銀行が已を得ずして株券を質として貸付を爲す場合に於ては優先株中にて「キユメレチーフ」即ち積送的のものを先取すべし、を第一とし次に無記名株若し記名なれば拂込濟のものを選ぶを好しとす、而して「チーフオールド、ストック」即ち後拂株(割賦高きときに投機を避んが爲め例へば百圓株を二分し、又は空に増株をなし其一半又は元來の部分に對しては定額割賦例へば五分を支拂ひ他の部分に對して其殘餘を支拂ふものと爲す場合に於ける第二の者)の如きは順位の最後に置くに至當とす、今試みに近年英米に於て起りし有價證券價格の變動に就き普通株優先株後拂株及社債券との間に如何なる差違を生ぜしやを見るに其概況左の如し

第二表 (英國鐵道株)

社名	種類	西曆一九〇五年		西曆一九〇六年	
		最高	最低	最高	最低
パーリー鐵道	後拂	一〇八・〇〇〇	九一・五〇〇	一〇九・〇〇〇	九五・〇〇〇
キヤレドニア鐵道	後拂	一三〇・〇〇〇	一一一・〇〇〇	一三〇・七五〇	一〇〇・五〇〇
グラスゴー及西南鐵道	後拂	四二・八二三	三三・五〇〇	四三・五〇〇	二八・三七五
東南線	後拂	九五・五〇〇	八四・二五〇	九〇・五〇〇	三七・二五〇
リムネー鐵道	後拂	六〇・二二五	四八・七五〇	五五・七五〇	四四・七五〇
北部線	普通	一一・五〇〇	一〇・二〇〇	一一・〇〇〇	九・五〇〇
	普通	四九・六二五	四三・〇六二	四七・二二五	三八・八七五

第三表 (米國)

社名	株の種類	西曆一九〇四年		西曆一九〇六年	
		十一月廿三日	十一月廿九日	十二月廿一日	比較増+減
合同列車及製鐵	普通	三三・二五〇	四〇・七五〇	三三・二五〇	九・五〇〇
合同機關車	優先	八八・七五〇	一一一・〇〇〇	一一一・〇〇〇	二二・二五〇
合同皮革	クク	三三・二五〇	七〇・八七五	三三・二五〇	三七・八七五
合同礦山及製鐵	クク	九〇・〇〇〇	一八〇・〇〇〇	一〇二・五〇〇	一五・五〇〇
合同羊毛	クク	三三・二五〇	七〇・八七五	三三・二五〇	三七・八七五
	クク	一一四・〇〇〇	一五三・〇〇〇	一一四・〇〇〇	三九・〇〇〇
	クク	二二・五〇〇	四三・八七五	二二・五〇〇	二一・三七五
	クク	九二・〇〇〇	一〇五・二五〇	九二・〇〇〇	一三・二五〇

第四章 貸付併に金銀及公債證書の購入 第一節 貸付 第一目 普通貸付

第二編 第一卷 商業信用

穀物	穀	デムバー及リヲグラン	デム	イントルナル製	紙	ナシヨナル鉛	ロッタ島	護謄品	セイントルイ及西南	合衆國護謄
三三八七五	八〇〇〇〇	三一八七五	八四五〇〇	二〇二五〇	七七五〇〇	九三五〇〇	三五五〇〇	八三五〇〇	五二六〇〇	九三〇七五
一四六二五	五四七五〇	三二五〇〇	八七五〇〇	二〇二五〇	八七二二五	七三五〇〇	一七三五〇	一〇六二五	一九七五〇	二二二二五
九二二五〇	二五二五〇	二六二二五	三〇〇〇〇	一〇三二五	一〇三七五	一〇〇〇〇	一七〇〇〇	一九七五〇	四三七五	一三七五〇
二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇
二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇	二五二五〇

第四表 (米國鐵道株其他株式及債券價格)

鐵道及工業	最	西曆千九百二年	最	同千九百三年	最	同千九百四年	最	同千九百五年	最	同千九百六年
及サソ	高	高	低	高	低	高	低	高	低	高
アツチソ、トベカ	九六、六二五	七四、〇〇〇	九四、〇〇〇	八〇、八七五	九四、〇〇〇	八四、〇〇〇	九三、七五〇	八二、〇〇〇	九四、〇〇〇	八〇、〇〇〇
ホルチモール及オ	六、一七五	九、九〇〇	六、八七五	九、〇〇〇	六、八七五	九、〇〇〇	六、八七五	九、〇〇〇	六、八七五	九、〇〇〇
イリ	七、四〇〇	六、二二五	九、九〇〇	八、二二五	七、四〇〇	六、二二五	九、九〇〇	八、二二五	七、四〇〇	六、二二五

リーチン	南部幹線	合同太平洋線	ウオーバン	合衆國製鋼	合衆國製革
七、八〇〇	二、四一〇	二、四一〇	二、四一〇	九、一〇〇	九、一〇〇
〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇	〇、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇
九、五〇〇	八、七五〇	八、七五〇	八、七五〇	九、〇〇〇	九、〇〇〇
二、八〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	三、五〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇

(備考) 債券價格に差違あるは利子歩合及満期限等の差あるに職由す
由是觀之優先株の變動は之を普通株に比して常に輕度を示し、債券は更に安然に
して擔保品として優等の地位を占め、後拂の如きは變動最も多し
三 質權の設定
元來株式質貸は其素質として斯の如き面倒なる關係を有するを以て確實の點
に於て萬々疑なき株式に對して貸付を爲すは或は不可なきも可成は之を避るを
好しとす。又割引なれば債權讓渡の關係なるを以て後に至り面倒を見ること稀な

りと雖も株式質は即ち貸借の關係を生ずるを以て完全に質權を設定し置かすんは他日に憂を貽すの虞あり然るに舊商法第三百六十七條の如く質權設定に實際に適せざ鄭重に過る所の手續を要する場合ありとせば商賈は大に其の煩に苦しみ、銀行は實際之を履行するを得ず、不知不識の間に危険に陥ることなきを保せず我國現行法に於ては民法第三百四十四條の如き簡便法あり、又其法理上の關係は暫く之を別問題とし同第三百六十四條第二項の如き除外法ありて單に質權設定の便否の上のみより之を見れば此不便を避るを得べしと雖も、株式質は銀行の爲め所謂苦手の一なりと云はざるを得ず、今便宜の爲め前記及其關係の條文を掲げは左の如し

法規の關係

第三百四十四條 質權の設定は債權者に其目的物の引渡を爲すに因りて其効力を生ず

第三百六十四條 指名債權を以て質權の目的物と爲したるときは第四百六十七條の規定に従ひ第三債務者に質權の設定を通知し又は第三債務者が之を承諾するに非ざれば之を以て第三債務者其他の第三者に對抗することを得

ず

前項の規定は記名の株式には之を適用せず

第四百六十七條 指名債權の讓渡は讓渡人が之を債務者に通知し又は債務者が之を承諾するに非ざれば之を以て債務者其他の第三者に對抗することを得ず

前項の通知又は承諾は確定日附ある證書を以てするに非ざれば之を以て債務者其他の第三者に對抗することを得ず

又本年(三十七年)法律第十七號は

民法第三百六十四條第一項の規定は記名の國債には之を適用せず

と規定し更に新規の一異例を開けり

四 擔保品取扱に關する英國の慣例

英國の如きは一の簡便法あり、即ち銀行が株式を質として貸付を爲すときは其旨を會社へ通知す(口頭又は鉛筆書きにても効力を有すと聞く)會社が此通知を得たるときは株式名簿の書替をなし質借人の名義より貸付銀行の名義に移し返金

ありたるときは更に銀行より通知を得て本來の所有者へ返戻の記入を爲す是れ別に法規の命ずる所に非ずと雖も實際の必要上貸借の圓滿にして且つ安全なるを期するが爲め自然に發達したる便宜法にして好箇の一慣習なりと云ふを得べし然れども尙ほ時に或は拂込の義務の生ずるなきを保せず而して嚴然法理を以て之を論ずれば斯の如きは質權と所有權との關係を混淆するを以て固より完全と云ふを得ず只事の必要上より生ずる機宜の取扱にして複中に單あり雜中に純あり英國商慣習の如きは實に拘すべきもの少しとせず株式質貸付の苟もするを得ざる凡そ斯の如し豈に慎まざる可ん哉

五 銀行の避くべき貸付

然りと雖も銀行も亦其素質元と世俗に所謂愛嬌商賣の一なるを以て株券を以て融通を請ふの顧客に向て咄汝何者ぞ何夫ぞ其れ腐敗株を齎らし來て嗽々るす乎等の暴言を吐き顧客を怒らす可らず須く恭然言行を慎み敬して遠くるの道を講すべし近時二三銀行の失敗に鑑み世上少しく株式質貸の苟もすべきに非ざるを悟るの狀なきに非ずと雖も所謂仁義主となれば則ち安く客たれば則ち危しの

貨物引換
證券預入
證券入證

不動産抵
當

譬に漏れず之を理に鑑みる者は安しと雖も之を事に鑑みる者は危く或は過を再びするの虞なしとせず深く留意せざるを得ざるや論なき耳其他貨物引換證券法第三百三十三條以下預證券又は質入證商法第三百五十八條以下船荷證券商法六百二十條以下又は在庫商品を擔保とし貸付を爲すことあり是等も隨分考へものなり何となれば質流の不幸に際しては銀行が荷主となるの不便あるのみならず貨物が危害を被り又は變質を生ずることなきを保せざればなり然れども全然之を拒絶することも事情の許さざることあるべきに由り證券の場合に於ては其所持者は銀行たることを倉庫に通じ適當の注意を請ひ變事ある毎に通知を得ることゝ爲す方便なり商品の場合に於ては倉庫の臺帳を銀行の名義に書替へ之に對し不可讓渡の預證券を取り置く方安全なり土地家屋の如き不動産抵當貸は普通商業銀行の放資には最も不適當の者たり復た多く論ずるを要せず

六 銀行の貸付と質屋の貸付との區別

元來學理上より論ずれば銀行業と質取業との區別は前者は對人信用を基礎とし後者は對物信用に依るものなりと雖も國運の進歩に隨ひ世事頻繁事情複雜を

加へ銀行と雖も一々其顧客の面體風采を記憶し其内部の情況を詳かにすること能はず、時に對物信用の力を藉らざるを得ざることあるは蓋し勢の已むを得ざるものあり、故に道理上銀行の貸付は對物信用に非ずして對人信用なりと雖も、オーペン、クレデット即ち信用貸と稱する無擔保貸は内外銀行界に於て好箇の放銀法として之を見ず、然れども銀行の貸付を單に對物信用のみに依頼するは既に其主義に適合せず、對人信用に重を置かざれば違約、流質等の事屢々起りて銀行も時間と費用とを徒費すること尠なからず、擔保物を選むと共に大に對人信用に注意せざるを得ざるなり、是に於てや英吉利に於ては擔保品は通例「コラテラル、セキユルチ」則ち見返品とし之を取扱ひ、對人信用として貸付に對し更に約束手形を取り置くの慣習あり、然るときは其貸付期限中金融を要することあれば「コルレス」先若くは中央銀行に其見返品を移し約束手形の再割引を受けて金融を便することを得べくして市場を融和するの功少しとせず、方今我國に於ては貸付に手形を附するを以て一種の弊事と爲すと雖も是れ畢竟其方法目的共に其宜きを得ざるに由るものにして事其當を得物其所を得は又是一種有効の金融方法たるを失はず

貸付に關
慣し英國の
慣習

七 合衆國に於ける業躰に對する貸付の百分比例

商業銀行か貸付に注意せざるを得ざる斯の如し然れども割引に餘力あれば進んで貸付を爲すは毫も妨げなく貸付は固より銀行當務の業たるは論を俟たず、今輒近北米合衆國に於ける普通貸付の百分比例を見るに頗る玩味すべきものあり、請ふ之を掲出せん

- 一 製造家に對する貸付 五〇%
- 二 仲立商に對する全上 一五
- 三 仲買に對する 全上 三〇
- 四 小賣に對する 全上 五
- 合計 一〇〇

由是觀之製造家は其事業の素質上借入多く商賈は主として割引に依り其業を營むものたるを知るに餘りあり

第二目 保證貸

保證貸とは英語に所謂「キャッシュクレデット」なる者にして専ら蘇格蘭に於て行

はれ殆ど農業信用及工業信用の代用をなす、然るに英倫は大に事情を異にし其發達を見ず元來英國は金融機關の發達古くして分科特別の組織發達せる特設銀行の便を缺くと雖も事實の必要上より自然に特種の貸付方法按出せられ其名を異にすと雖も其實を同ふし農工信用亦大に行はる其方法は二人以上の保證人を立て實際の預金は毫も之なしと雖も或金額を限り恰も之あるが如く當座勘定を聞き必要に應じて其高までは何時たりとも現金を引出すことを得るの權利を被保證人に與へ、其引出したる高に對しては日歩を拂はしめ何時にても返金をなして預金に繰戻すことを得るものなり

保證貸は斯の如き仕組なるが故に有爲の少年輩の出世を助くるに大功あり例へば此處に大工の徒弟ありて其業既に獨立事業を經營するに足るべしと雖も世人未だ其技倆を知らず得意を得ること甚だ難く、又必要なる道具を整へ材料を仕入るゝ爲に資金を要するは無論なり、斯の如き場合に於て師匠若くは兄弟子等二人以上保證人となり、銀行に其大工の卒業生を紹介して前陳の方法に依り彼が爲に信用を開かんことを請ふとせば、銀行にして其保證人に満足し且つ當人の性行

技倆を信せば彼が爲に信用を開くに吝ならざるべし、而して少壯者は是に依りて出世の階段を得速かに有爲の精巧勞力者となるを得べし、豈に便ならず哉

蘇格蘭に於ては此方法大に農業信用に行はる而して前記の如き青年有爲の輩の出世を助くるのみならず、既に業を營み多少世に知られたる者の爲にも頗る便利なることあり例へば茲に一工場的主人ありとせん、彼は必ず貸銀支拂の爲め多少の手元金を保有せざる可らず、然るに今之を銀行に預くるとせば、利子甚だ低く之を手許に所藏せば全く利子を失ふ故に此方法に依り、勞銀支拂に必要な寸の金高を銀行より取出すの權利を得るとせば、自己の資金の全額を擧て事業に注入することを得、營業資本を増加するの便利あり

第二節 金銀及公債證書の購入

銀行が割引貸付に従事し尙ほ資金に餘裕あるときは金銀の購入に之を使用するを得べし、然れども是れ重に中央銀行に屬する事にして他の商業銀行の好て爲すべきの業に非ざるなり、元來中央銀行金銀有高の多少は國の信用に關係し之が

増殖を計るは其職務の一なるを以て特に中央銀行に金銀の賣買を許すは頗る其當を得たるものなり然れども此事は所謂銀行當然の業務に屬するものに非ずして國家經濟の基礎を鞏固にする爲の外又別に必要ありて存す其他尙ほ資金に餘裕あれば公債證書の購入を許す然れども決して商業的に證券賣買を爲すを許さず只資金放下の爲め之を許す耳

諸國に於ける銀行の公債所有

今諸國に於ける銀行の公債證書購入高を見るに英國に於ける郵便貯金銀行は自國公債の約四分の一を有し、佛は凡そ六分の一を有す、獨逸に於ても西曆千九百年八月三分利の公債證書九〇、三〇より八九、六〇に下落したるに驚き貯金銀行をして大に公債證書を購入せしめんとの議を惹起せり、而して獨の貯金銀行は方今凡そ十分の一を所有す
銀行資金使用の順序及範圍は凡そ斯の如し深く注意する所なくんはある可らざるなり

第五章 利率

第一節 總論

利率の市場に於けるは猶ほ艦楫の船舶に於るが如く最も大切なるものにして其高低は市場の進行と方針とに關し重大なる關係を有し、而かも事人爲に出で、却て自然を制するの怪力を有し、之を大にしては國運の進歩に關し、之を小にしては個人の利害と銀行の損害とに係り殊に中央銀行利率と一般市場利率との關係の如きは國家の經濟上に重大なる影響を及ぼし、實に容易ならざる結果を生ず、請ふ少しく之を辯ぜん、

抑々學術上大體の關係に於ては資本は之を固定と流動とに區分す、而して市場直接の關係に於ては一國の資本は自然に「ビジネス、キャピタル」即ち事業資本及「バンク、キャピタル」即ち銀行資本の二種に分たる若し夫れ利率にして高に失せん乎、資本は自然に事業に向はすして銀行に入り以て市場一般の進行を止め僅に

利率の高は資金の供給に依り定まる

事業資本と銀行資本との區別

現況を維持し、靜停不動蟻群霜雪に逢ふて土中に蟄し而かも食料支へざるの狀を呈す、之に反して其率低に失せん乎、資本は滔々として銀行界より事業界に逸出し其狀恰も給水大小の諸管より用水を流出し、而して本流よりは却て給水池に送水の力を減ずるが如し、尙ほ近く取て之を譬ふれば動脈を斷ちて之を結束せず血液の流出を自由にし尙且つ靜脈を壓して血液の歸還を妨ぐるの類に屬す夫れ斯の如くにして生命を保たんと欲すと雖も豈に得へけん哉、故に利率は高からず低ならず高低、其中を得るを要す、其程度を定むること一見甚だ困難なるが如しと雖も元來利率の高低は需要供給の原則に依り支配せられ標準自然に表はれ之を制する甚だ易し即ち率高きに過ぐれば資金の銀行に入るもの多く銀行其處分に苦しみ、低に失すれば出るもの多くして銀行資金の需用に應ずること能はず、故に前者の場合に於ては銀行は自然に利率を降下せざるを得ず、後者の場合に於ては自然に之を上騰せざるを得ざるなり。

斯の如く一昇一降其間資金の需給如何に依り經驗上自然に銀行自身の維持營利の爲め適當なる中點を發見し、之に加るに普通の注意を以てせば能く其操縦を

利率は自然の需給を以てする程度とする

誤らず、利率其程度を得る哉疑を容れず、故に貨幣及銀行の制度其宜きを得、其間何等人爲の故障を加ふることなくんば利率は自然に適當なる點に定まるを通例とす、然れども其間徒らに人爲を加へ自然に反し殊更に上下せん乎市場或は充血し或は貧血し種々の病症を生ずるは數の免れ能はざる所なり

第二節 中央銀行利率と市場利率との關係

中央銀行率と市場の率とは粗々同一なるを要す、兩者の間に著しく徑庭あるときは甚だしき不便を免れず、然り而して前者は少しく後者の上にあるを恒例とせざるを得ず、若し前者にして後者の下にありて普通銀行か融通を中央銀行に求め其金額を公衆に轉貸して其間に世俗に所謂鞘取を爲し得るか如き餘地を存するときは、普通銀行は自己の預金等の取扱に注意せず、中央銀行に向て融通を請ひ低利を以て資金を得るを以て唯一の能事となすの弊を生ずるなきを保せず、又市場の緊縮を要し中央銀行か其利率を引揚ぐるに際し普通銀行か其利率を引揚げ之に應せず、依然割引貸付を自由にせば其結果或は投機熱を煽動することなしとせ

歐洲諸國
の實例

す慎ますんばある可らず。故に歐洲諸國に於ては中央銀行の率は概ね市場率の上
にありて只時ありて兩者の間に差違なきを見ることあり。英國の如きは中央銀行
率は市場率の上にあるを通例とし、露國の如きは同率なること多く西曆千八百九
十九年同千九百年の平均は中央率の方少しく市場率より低し、是に於て一見一は
商國にして一は武國なるを知るを得へし、市場の以て國情を寫す至妙なりと云ふ
可し、獨逸の如きは既説の如く容易に中央銀行の率と他の發行銀行の率との間に
差違の生ずるを許さず、只場合を限定し微に中央銀行の率に比して他發行銀行率
を低下するを許し以て中央銀行と他發行銀行との間に營業方針の背馳せざるこ
とに注意す。方今各國に於ては深く此點に留意し操縦概ね宜しきを得る者の如し
我國に於ては制度の完美なる固より四海に冠絶すと雖も、實際の操縦未だ遺憾な
しと云ふを得ず、然りと雖も近年の發達漸く大勢に近くの傾向あり請ふ輓近の實
況を左に表出せん

第五表の一(各年の平均)

西曆 年次	日本		英國		佛國		奧國		獨國		蘭國		白國		露國	
	中央	市場	中央	市場	中央	市場	中央	市場	中央	市場	中央	市場	中央	市場	中央	市場
一八九六	七.五	九.五	四.〇	〇.八〇	二.〇〇	一.七五	四.〇	四.〇	三.八三	三.〇五	三.〇二	二.四四	二.八五	一.九八	六.三三	六.一〇
一八九七	八.一	一.〇四	二.六三	一.七九	二.〇〇	一.八一	四.〇	三.八三	三.〇九	三.一四	二.四三	二.〇〇	二.〇〇	六.〇〇	五.三五	五.三五
一八九八	九.三	一.一四	三.三四	二.五九	二.一五	二.〇七	四.一六	三.九四	四.二六	三.五七	二.八三	二.四九	三.〇一	二.三二	五.五三	四.八四
一八九九	七.〇	八.四〇	三.六七	三.三五	三.〇三	二.七一	五.二二	四.四一	四.四一	三.六〇	三.二六	三.二六	三.五七	五.五〇	六.一〇	六.一〇
一九〇〇	九.三	二.〇八〇	三.九六	三.六六	三.三三	三.三三	四.五八	四.四一	五.三三	四.五九	三.六〇	二.四〇	四.〇八	五.七五	五.五七	六.七〇
一九〇一	九.九	二.一六四	三.七二	三.一六	三.〇〇	二.四四	四.〇五	四.三〇	五.二二	四.三〇	三.三三	三.〇一	四.〇八	五.七五	五.五七	六.七〇
一九〇二	八.六	二.〇二七	三.三八	二.九七	三.〇〇	二.三七	四.〇五	四.三〇	五.二二	四.三〇	三.三三	三.〇一	四.〇八	五.七五	五.五七	六.七〇
一九〇三	六.三七	八.八〇	三.三五	三.三五	三.〇〇	二.七三	三.五〇	三.五〇	四.一七	三.〇三	三.二七	二.四六	三.〇〇	二.三二	四.七五	四.七五
一九〇四	六.二七	七.八八	三.三三	二.五四	三.〇〇	二.一七	三.五〇	三.五〇	四.一七	三.〇三	三.二七	二.四六	三.〇〇	二.三二	四.七五	四.七五
一九〇五	七.六	八.七〇	三.八六	二.五八	三.〇〇	二.〇八	三.七一	三.三一	三.七六	二.八四	二.八六	二.三三	三.一九	二.六四	五.六三	五.六三

第五表の二

月次	日本	英國	佛國	奧國	獨國(柏林)	同(フランク)	同(漢堡)	蘭國	白國	露國								
一月	八.〇三	八.六三	四.〇〇	三.六三	三.〇〇	四.五〇	四.〇〇	六.〇〇	四.二五	六.〇〇	四.二五	六.〇〇	四.二五	三.〇〇	二.七五	四.〇〇	三.八八	七.〇〇

西曆一千九百零六年

平均	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月
七、二七、四〇	六、七五、七、一九	六、七五、六、八六	六、七五、六、七二	六、七五、六、九四	六、七五、七、〇四	六、七五、七、〇八	六、七五、七、一五	六、七五、七、一九	六、七五、七、四六	六、七五、八、四〇	六、七五、八、三〇
四、二五、四〇	四、五〇、四、五五	四、五〇、四、六〇	四、五〇、四、〇〇	四、五〇、三、五〇	四、五〇、三、五〇	四、五〇、三、五〇	四、五〇、三、五〇	四、五〇、三、五〇	四、五〇、三、五〇	四、五〇、三、五〇	四、五〇、三、五〇
三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇	三、〇〇
二、六九	二、八八	三、〇〇	二、八八	二、二五	二、六三	二、六三	二、五〇	二、五〇	三、〇〇	二、五〇	二、五六
四、三三	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、〇〇	四、〇〇	四、〇〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇
四、〇六	四、四四	四、四六	四、二五	三、八八	三、七五	三、八八	三、八八	四、〇六	四、二五	四、〇六	四、〇〇
五、〇六	六、〇〇	六、〇〇	五、〇〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
三、九四	五、〇〇	五、二五	四、三八	三、五〇	三、二五	三、八八	三、八八	三、二五	四、一三	三、六三	三、二五
五、〇六	六、〇〇	六、〇〇	五、〇〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
三、九四	五、〇〇	五、三二	四、三八	三、五〇	三、一九	三、八一	三、五〇	三、二五	四、〇六	三、六三	三、二五
五、〇六	六、〇〇	六、〇〇	五、〇〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇	五、〇〇
三、九四	五、〇〇	五、三二	四、三八	三、五〇	三、一九	三、八一	三、五〇	三、二五	四、〇六	三、六三	三、二五
四、〇六	四、八八	四、八八	四、三八	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇	四、五〇
三、七五	四、五〇	四、五〇	三、三八	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇	三、五〇
三、五五	四、一三	四、一三	三、三八	三、二五	三、一三	三、七五	三、二五	三、二五	三、二五	三、二五	三、二五
七、一九	七、五〇	七、五〇	七、五〇	六、五〇	六、五〇	六、五〇	七、五〇	七、五〇	八、〇〇	八、〇〇	八、〇〇

(備考) 日本の市場利率は東京大坂両地の平均率なり

近時英國の市場非常に逼迫し西曆千九百零六年十月十九日を以て利率を六分に増加せり是より前き伯林は露債の拂込の爲め生ずる金貨の流出を防がんと欲し同月十日を以て六分に増加しアムステルダム銀行は十一日を以て五分と爲し白耳義中央銀行二十五日を以て四分半紐育は二十七日を以て六分乃至六分半に爲せり然るに佛國は悠々として尙ほ三分の低率を保てり今英國が過去三十年間中央率を六分と爲せしは昨年を除き六回にして即ち左の如し

- 西曆千八百七十四年十一月三十日より翌年一月七日まで三十八日間
- 同 千八百七十八年十月十四日より十一月二十一日まで三十八日間
- 同 千八百八十二年一月三十日より二月二十三日まで二十五日間
- 同 千八百八十九年十一月三十日より翌年二月二十日まで五十二日間
- 同 千八百九十年十一月七日より十二月四日まで二十七日間
- 同 千八百九十九年十一月三十日より翌年一月十一日まで四十二日間

由是觀之高率は主として年末年首にあり手形取引の盛にして世界中央市場に近き英國に於て尙且つ然り我國の如く益暮決算の慣習ある所に於て其季節に金

融の逼迫する固より偶然に非ざるなり又數年間利率を變更せざりし佛國中央銀行も周圍の情況に堪へず本年四十年三月二十一日三分より三分半に増加せり

第三節 有期預金及貸付利子の變更

前二目の外利率設定に就き尙ほ論究すべき一他の問題あり何ぞや、有期の貸借に係る利子變更の事是なり蓋し茲に所謂有期貨借の利子とは期限付き預金又は貸付を問はず其期限中に付する所の利子を云ふものにして有期預金には其期限中若干の利子を付し例へば三箇月期の貸付には年利五分の利子を徴するが如き是なり今之を外國の例殊に英國の實例に徴するに預金利率定期に關す、當座には概ね利子を付せずは之を中央率に比して概ね一步半下位に在るを通例とし、有期預金(フツキスド、デポジット)の利子は期限中と雖も英倫銀行公定率の變更に依り増減するを慣例とす、貸付利子に至りては借主に對する信用の厚薄擔保品の種類要用の強弱等に依り率に等差を付するの要ありて預金利子設定の如く單純なる能はざるも、期限中と雖も中央率の變動に依り多少の變更を爲すを通例とす、然る

英國の
フツキ
スド、
デポジ
ット

出稼人の
預金に附
する利子

に我國に於ては此の如き慣例なく有期は預金貸付共に定期のみありて其期限中は當初の率を改めず、期限中一般利率に如何なる變動あるも其満了に至るまでは之を改むるに由なし、是れ定期に於ては當然の結果にして契約を重んじ債權債務者をして一定の期間中一定の標準に依らしむるの利あるが如しと雖も元來市場は活物にして金融に張弛あるは勢の免れざる所なり、然るに確實を以て最終の目的と爲す銀行をして其貸借に一年若しくは六箇月間必ずしも一定不動の利率を使用せしむるが如きは變通の道に適ふと云ふを得ず斯の如くなれば則ち勢ひ未來の成行を見越し貸借に一種の投機的趣味を加ふるの弊を生ずるの虞なしとせず、是れ大體上決して健全の現象に非ざるなり、今哉我國銀行の制度粗々定まる然れども其經營に至りては未だ盡さるもの少しとせず故に普通定期の外一種の期限付き貸借の道を開き、期限中と雖も一般利率の變動に應し當初所定の率を變更するものとし諸般の改良と共に臨機之を施行せば亦以て小補なきに非ざるべし敢て一言し以て江湖に質す

又我國の銀行に於ては海外出稼人の爲め長期預金の名の下に一種の預金を爲

し六ヶ月以上預入れとなりたるときは定期預金の利息を付し六ヶ月以内に引出すときは小口當座の利息を支拂ふものとす、而して何れの場合に於ても普通市場率により日數に應じて利息を計算す又た一法ならずや

第六章 預金及小切手

第一節 預金

第一目 預金の効用

輓近歐米強國に於ては預金の高非常の巨額に達し、西曆千九百零六年六月三十日英國各種の預金は約十六億一千六百萬磅餘内一億五千二百十餘萬磅は郵便貯金、千二百七十二萬餘磅は貯蓄銀行にし共に前年の高なりにして、米國の如きは總高約百二十四億五千萬弗、内國立銀行約四千二億弗、貯蓄銀行約三十三億弗、州立銀行約二十七億四千百萬弗、信託會社約二十億一千萬弗、個人銀行約一億千百萬弗に達し既に英國を凌駕す實に盛なりと云ふべし、而して更に驚くべきは斯の如き巨額の

高預金の金

預金中現金を以て預入せらるゝ者は比較的僅少にして輓近歐米の實況は左の如し

倫 敦	正 貨	紙 幣	手形小切手
エヂンボラ	〇、七三	二〇、四	九七、二三
ダブリン	〇、五五	一二、六七	八六、七八
右の外二六ヶ所 の地方銀行	一、五七	八、五三	八九、九〇
西曆千八百九十二年に於ける米國の實況は左の如くにして	一五、二〇	一一、九四	七二、八六
紐育四八行	〇、一一	七、五三	九二、三六
準備都府二八一行	〇、八二	六、四四	九二、七四
其他の三、一四四銀行	三、八〇	一一、二九	八四、九一
佛蘭西銀行に於ては左の如し			
西曆千八百九十五年	三、二六	三七、九〇	五八、八四
同千九百三年	二、二二	二六、三六	七一、四二

現金預け
と証券
の預入と
比較

預金は重
引手形は
引より生
ずる勘定
の結果な
りの

現金預け
る巨大な
場合

由方觀之表面上預金は非常の巨額に達するも其實現金預入は總額中の小部分にして其大分は手形の割引と銀行間の勘定の移し替に止るものにして金融上銀行の効力實に偉大なりと云つべし方今文明諸國に於ては商人は自己の權利に屬する手形は之を銀行に送り割引を受け或は取付を依頼して預金となし義務に屬する手形支拂の資金即ち所謂爲替資金となし以て銀行帳簿の記入替にて支拂をなし權利者と義務者と銀行を異にする場合は或は裏書或は新規の手形小切手にて支拂をなし個人は勿論銀行と雖も現金を取扱ふは前記の如く比較的甚だ僅少なり(我國にては大阪の最新式の某銀行にて手形取扱は總額の六割強に止まる)故に預金の多きは世人の信ずる如く銀行へ現金の拂込多きを證するものに非ずして割引事業の盛なると振替勘定の多きとを證するものなり依て其手形小切手の撰擇は大なる注意を要す何となれば銀行一たび其選を誤るときは其義務は歴然として在留し權利は雲散霧消して跡なく非常の困難を惹起することなきを保せさればなり斯の如く銀行預金の大部分は手形小切手より成ると雖も茲に驚くべきは英國勞働者の預金にして其高實に貳拾七億八千貳百拾萬餘圓に達す是れ手

形割引より生ずるものに非ずして現金預に因り成立つものなり佛國の近況亦相類す即ち西曆千九百五年に於ける里昂銀行等四大行の預金は約二十五億九千七百萬元貯藏銀行預り高約三十二億千萬元郵便貯金約十一億八千餘萬元中央銀行預金約八億二千三百萬元(公金預を含まず合計約七十八億一千萬元なりとす亦盛なりと云つべし)而して米國國立銀行の預金と貸付割引の關係は次の如し

第六表

西曆年次	貸付割引高 <small>百万円</small>	現金手元在高 <small>百万円</small>	個人預金高 <small>百万円</small>
一八九四	一、八五九	四一四	一、五八七
一八九五	一、九五二	三七五	一、六六八
一八九六	一、九五二	三三七	一、六四八
一八九七	一、八八六	四二〇	一、六六九
一八九八	二、一三八	四四〇	一、九八三
一八九九	二、二九九	五〇八	二、二三二
一九〇〇	二、四八二	四七七	二、四八二

預金と貸
付割引と
の關係

一九〇一	二、八一四	五五二	二、七五四
一九〇二	三、一二九	五六二	二、九八二
一九〇三	三、三五一	五七一	三、一六〇
一九〇四	三、四六九	六一五	三、三〇一
一九〇五	三、七二八	六七〇	三、六一二
一九〇六	四、〇七一	六六八	四、〇八八

の割引預金の効用

銀行が手形の割引を爲し生産者製造者に廣大なる便利を與ふるは既に論なく、加ふるに前陳の如く商賈の爲め手形を以て預金となし、債權債務を差引き決算を媒介し商事に便宜を與ふるの効力は更に一層廣大なり、例へば甲が木綿の卸賣を始め代價一萬圓の約束にて木綿一萬反を某機業者より受取り、三箇月拂の手形を宛てらるゝときは甲は之を引受け、機業者は之を銀行へ送付して割引を受け、勞銀を支拂ひ原料品を購入し以て事業を進行す、而して甲は右の一萬反を乙某即ち小賣商に賣却す、然れども其か爲め多少の利潤なきを得ざるを以て例へば之を一萬二千圓に賣却するものとす、然らば甲は一萬二千圓の手形を乙に宛てらるゝことを得べ

きを以て即ち之を振出し、之が割引を受け例へば一萬千五百圓の預金勘定を銀行に有するに至るべし、然らば即ち三箇月の後ち機業者より宛られたる一萬圓の手形の期限満了となるときは優に是を以て彼の支拂に充ることを得べく、而して千五百圓の預金は銀行に残り此取引より生ずる利益となりて存す、乙は又木綿を消費者其他に賣却して甲より宛られたる手形の支拂に應ずることを得べし、而して甲乙が同銀行と取引するときは別に手形の支拂を要せず帳簿の記入替にて決算を爲すこと容易なり、銀行を異にするときは一片の小切手能く決算の功を奏す、是れ銀行當然の働にして其便實に驚くべきものあり

第二目 預金に就ての注意

預金は斯の如く驚くべき働をなし利器は即ち利器なりと雖も、其利用には非常の注意を要す、銀行一たび其拂戻に差支を生ずるときは直ちに恐慌を惹起し、銀行の困難は勿論預け人の迷惑實に名狀す可らざるものあり、故に現金預に對する資金放下方法の撰擧に注意するは勿論、其取る所の手形、小切手に就ても深く注意せずんばある可らず、然るに世に鑄型主義なる者ありて銀行の預金準備は其總額の

預金取扱に就ては、注意を要するに別々注す

三分の一若くは四分の一にて足れりと論ずる者あり畢竟斯の如きは一定不動の死數を以て活動變化極りなきの市場を制せんとするものにして其根底に於て既に誤謬あり預金の拂戻に差支を生ぜざらしめんと欲せば先づ預金者個々に就き其業跡と種類とを鑑別し大に其取扱を異にせざるを得ず、例へば農業者の預金なれば預入時期引出時期共に大概ね究まりあり、即ち其引出は主として播種期、肥料を施す時期、收穫時期、納税時期等にありて、預入は概ね收穫後にあり、故に銀行は其期節を見計ひ此部の預金に對しては引出期節に其全額の廻歸を期して其全額を使用するを好しとす、引出の請求なき時節に預金は三分の一を控除し之を死藏し利益を失ふを要せず、然れども引出時節には三分の一を有すと雖も決して之に應ずること能はざるなり、商賈の預金の如きは出入時なく、商況の如何に依りて巨萬の出入あるを期せざる可らず、其變化の大且つ急なるは熟練なる銀行家と雖も平穩無事の時期に於ては粗々之を豫定するを得べしと雖も、市場變兆を呈するときは之を豫測すること甚だ難し、只或は夏物仕入、冬物仕入等の如く、又或は恒例の低價賣出の如く稍々規則立ちたる出入の因をなすものなきに非ず、是等の業に従ふ

商賈の預金は最も注意を要す

正當に得べき利益ありては、却て災

者は商人と雖も銀行家の爲には顧客中の佳良なる者に屬す、其他役人、職工等の預金は出入殆ど一定す、然れども是等は其大部分は長く之を保有すること能はず、又金持の小遣錢に充る預金は出入共に亂調なく其處理先づ容易なり、而して商況の如何に依りては商賈の使用人、職工等の間に種々の變調を呈す故に預金に對する注意は各々其預け人の業跡性質及商況如何に依り一々之を區別して取扱はざるを得ず、然らざれば不慮の困難に遭遇するを免れざるなり

然れども毫も引出の請求なき時期に於て徒らに備を多くし當然得べきの利益を得ず、袖手爲す所なく經過するは迂愚と云つべし、安然に得べきの利益は宜しく之を收め以て積立金を強め銀行の基礎を固ふし、不景氣續發して利益少く、割賦薄くして株式下落するの虞あるときは之を補足し以て株式價格の濫高下を防ぎ、一は以て銀行の信用を保ち一は以て株主の利益を保護せざる可らず、預金準備は三分の一若くは四分の一を以て足れりとするが如きは所謂鑄型主義にして固より探るに足らざるなり、元來商人の預入には前陳の如く手形及小切手の使用多く其確實なるや否やは勿論其期限に就ては特に慎重の注意を要し預金の拂戻に差支

へなきを期せざる可らず又再割引の事も豫め中央銀行其他の大銀行と十分の打合を爲し置くを必要とす

預金取扱に就き其箇々に對して注意を要するは前陳の如しと雖も亦一般に就て注意を要す即ち商況平穩にして諸事圓滿に運行するときは出入其順を得従て入れは従て出て出入粗々相補ふて入の方少しく多く預金漸次に増加すと雖も一朝商況不穩の狀を呈するに至りては事情全く之に反し入金減少し引出漸やく多く困難漸やく加はる然れとも方今商業機關の繁密なる忽然として商況不穩の兆を呈し突然として大恐慌を起すか如きことなく其狀恰も低氣壓の襲來の如く時に緩急の別ありと雖も兆候漸次に顯はれ來つて商界の地平線上に一點の黒雲を顯出し其進行の方向と擴張の速度とは之を測定するに難からず之に備ふるの術亦講し難きに非ざるなり然りと雖も平日に於て資金放下の方法其宜きを得されは有事の日に際會し短時期間に資本を回收すること能はず恐慌襲來の方向と其速度とは之を觀測することを得るも終に之を如何ともする能はざるに至るへし。要するに預金取扱の秘訣は銀行の資金は出來得へき丈速かに之を現金に代へ得

預金取扱に就て注意する上の一の要

へき様に放下し置くへしと云ふにあり服膺せすんはある可らず

第三目 幾何級數率法則の貯金利子歩合と引出との關係

預金の取扱に就て注意すべきは大要前目に於て述べたるが如く臨機應變固より一定不動の主義要綱を以て之を律すべきに非ずと雖も大勢の歸する所特別の原因ありて之を支障するに非ずんば軌道の以て依るべきものなしとせず輓近英國にギブソン及ウリスと稱する二紳士ありて多年の經驗上預金引出に關し一法則を發見し號けて幾何級數率法則とす其要領は初年の預金は其年に約其半額を引出し、第二年に其四分の一、第三年に其八分の一、第四年に其十六分の一、第五年に其三十二分の一を引出し斯の如くして第五年目に至りては初年の預金高に對する引出高の合計三十二分の三十一となり餘す所は三十二分の一となり、第二年以下の引出總額は當該年の預金の半額と各前年の遞減率に依る數に加へ進行す、請ふ左に其様式を掲出せん

第七表

年次	第一年預金に對する引出高	第二年預金に對する全上	第三年預金に對する全上	第四年預金に對する全上	第五年預金に對する全上
第一年	二分の一				
第二年	四分の一	二分の一			
第三年	八分の一	四分の一	四分の一		
第四年	十六分の一	八分の一	四分の一	二分の一	
第五年	卅二分の一	十六分の一	八分の一	四分の一	二分の一
合計	卅二分の卅一	十六分の五	八分の七	四分の三	二分の一

斯の如く預金一年中の引出高は當該年預金の半額と前年又は前數年の預金に對する二分の一の公比を以て進行する所の幾何級數高との和より成立すとの法則は我國に於ては未だ十分なる經驗を経ずと雖も貯金預に於ては凡そ五分の三の率を以て進行す英國に於ては二分の一の率能く事實に符合す次に掲載するものは英國に於て西曆千八百九十年に開店したる某行の一支店にて起りたる事實なり

第八表

實際

西曆年次	預金	引出	幾何級數率法則に依る引出の概算
一九〇〇	二六、〇〇〇	一一、〇〇〇	一三、〇〇〇
一九〇一	四〇、〇〇〇	二五、五〇〇	二六、五〇〇
一九〇二	七三、〇〇〇	四九、五〇〇	四九、七五〇
一九〇三	六九、〇〇〇	六〇、〇〇〇	五九、三七五
合計	二〇八、〇〇〇	一四七、〇〇〇	一四八、六二五

右の外ヨークシャヤ、ペニ銀行に於ける創立以來の實際の總引出高は一億五百四十萬磅にして幾何級數率法則に依る者は一億六百八十萬磅なりとす兩者の差違實に一分五厘に止まる而して同行一昨年(卅六年)の拂出高は八百九十八萬一千磅法則に依るの高は八百九十八萬五千磅にして其間僅かに四千磅の差違を見るに止まる又「ポリー」貯蓄銀行一昨年(卅六年)の拂出高は四萬八千五百磅法則に依るの高は四萬八千八百磅にして差違僅かに三百磅なりとす又之を英國郵便貯金に適用するに西曆千九百三年に於ける貯金總高は一億四千六百萬磅にして實際の引出高は四千二百七十八萬磅法則に依るの高は四千二百七十萬磅にして是れ亦僅々八萬磅の差違なりとす然れども茲に注意すべきは前記諸例は皆實際の支拂高法則

郵便貯金の特徴

障礙

の概算に及ばざるに獨り郵便貯金に限り實際の高却て法則の實に超過し同年に於ては約二百萬磅の引出越を見たることは是なり是れ軌近郵便貯金部に於ける公債の購入漸やく増加せしに由るものにして純乎たる引出越しと云ふを得ず固より經濟界の否況を示すものに非ざるなり

新法則の實地と符合すること斯の如く殆ど奇と云つべし然れども預金の安寧を保つは之を恒久の原因に鑑みると同時に一時應急の變化を察せざる可らず、前目所論の事項素より須臾も忽にするを得ず、而して法則の行動を妨ぐるの原因少からずと雖も左記數項は其主要なるものとす

- 一 支店より又は支店への移替
- 二 預金を以て公債證書等の有價證券を購入すること
- 三 株券債券等に應募の爲め異常の引出あること

又英國に於ける貯藏銀行利子歩合の變更と預金引出との關係を見るに左の如し

第九表

貯金利子歩合との關係

名 稱	西曆年次利子歩合		預金在高の平均	社會及二銀行を除くの勘定		
	1887	1888		預金年額	拂戻年額	預金超過額
グラスゴー貯藏銀行	1887 1888 1889	27.5 27.5 25.0	4,669,000	1,138,000 1,226,000 1,260,000	1,085,000 1,133,000 1,196,000	53,000 93,000 64,000
マンチェスタ貯藏銀行	1887 1888 1889	27.5 27.5 25.0	2,383,000	562,000 590,000 607,000	556,000 556,000 587,000	6,000 34,000 20,000
リバプール貯藏銀行	1887 1888 1889	27.5 27.5 25.0	2,426,000	639,000 632,000 629,000	619,000 620,000 611,000	20,000 12,000 18,000
ドンデール貯藏銀行	1887 1888 1889	27.5 27.5 25.0	692,000	157,000 159,000 166,000	130,000 136,000 139,000	27,000 23,000 27,000
ベルファスト貯藏銀行	1887 1888 1889	26.3 26.3 24.2	281,000	66,000 71,000 73,000	56,000 60,000 66,000	10,000 11,000 7,000
アジトン貯藏銀行	1887 1888 1889	27.5 27.5 25.0	250,000	421,000 460,000 490,000	390,000 420,000 430,000	31,000 40,000 60,000

銀行名	種別	利率	期限	金額	備考	備考	備考
ニユーキャッスル貯蔵銀行	定期	一八八七	一年	八四二,〇〇〇	九七,〇〇〇	一六,〇〇〇	一八,〇〇〇
	定期	一八八八	二年	一〇二,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	九,〇〇〇
	定期	一八八九	三年	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	一七,〇〇〇	二,〇〇〇
ノッチンガム貯蔵銀行	定期	一八八七	一年	六〇九,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	一七,〇〇〇
	定期	一八八八	二年	一〇二,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	一〇二,〇〇〇	二,〇〇〇
	定期	一八八九	三年	九三,〇〇〇	九三,〇〇〇	九三,〇〇〇	二,〇〇〇
ブラッキホルン貯蔵銀行	定期	一八八七	一年	五四四,〇〇〇	一九,〇〇〇	九四,〇〇〇	二五,〇〇〇
	定期	一八八八	二年	二七五,〇〇〇	二八,〇〇〇	一〇三,〇〇〇	二五,〇〇〇
	定期	一八八九	三年	二五〇,〇〇〇	二五,〇〇〇	一四〇,〇〇〇	八,〇〇〇
ホル貯蔵銀行	定期	一八八七	一年	八〇七,〇〇〇	二〇六,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	六,〇〇〇
	定期	一八八八	二年	二七五,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	二二〇,〇〇〇	一,〇〇〇
	定期	一八八九	三年	二五〇,〇〇〇	二四,〇〇〇	二五〇,〇〇〇	九,〇〇〇
シュツフヒールド貯蔵銀行	定期	一八八七	一年	一,一四五,〇〇〇	二二二,〇〇〇	二〇九,〇〇〇	一四,〇〇〇
	定期	一八八八	二年	二七五,〇〇〇	二二四,〇〇〇	二〇八,〇〇〇	六,〇〇〇
	定期	一八八九	三年	二五〇,〇〇〇	二〇九,〇〇〇	二〇九,〇〇〇	一〇,〇〇〇
ウヰゲン貯蔵銀行	定期	一八八七	一年	二二一,〇〇〇	三二,〇〇〇	三二,〇〇〇	六,〇〇〇
	定期	一八八八	二年	二五〇,〇〇〇	三〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	二,〇〇〇
	定期	一八八九	三年	二五〇,〇〇〇	三二,〇〇〇	三二,〇〇〇	二,〇〇〇

第四目 有價證券當坐預

輓近金銭の外有價證券の取引及金融を便にせんが爲め有價證券當坐預なる方法を按出し伯林銀行の如きは率先之を施行す其方法は預入有價證券に對し小切手を振出し引出振替貸借等を爲すものとす小切手に白赤緑の三種あり白符は引出又は振替に用ひられ無記名とす赤符は指圖式に用ひられ又集合の切手として多數の受取人の爲にも振出すことを得るものとす綠符は一ヶ年を超越せざる期間の借入に對し預入有價證券を其儘質物にする場合に於て債権者の爲に振出すものにして綠符中に記名せられたる債権者が此切手を受るか又は其切手が預り銀行へ交付せらるゝときは切手中に記載せられたる有價證券に對する質權は完全に成立するものとす是れ亦一箇の便法にして一考の價値なしとせず我興業銀行の如きは夙に其利便を察し大に研究を積み天下に率先し其業を開設す世運の進歩と共に發達伸張する期して待つべき耳其規程は同行の承諾を得て之を附録に掲載せり(附録甲第三號參觀)

第五目 預金保險

一 預金保險の必要及其類例

第六章 預金及小切手 第一節 預金 第四目 有價證券當坐預 第五目 預金保險

製造業者
相互保險
の實例

預金の銀行に於けるは猶ほ魚の水に於けるが如く水なくんば魚生ぜず、魚生ぜずんば水其効用の半を失ふ、銀行は専心其預金の安全を圖らざるを得ざるや論を竣たず、顧客の爲め自衛の爲め注意すべきは既論の如しと雖も、尙ほ之を以て其手段方法を盡したりと云ふを得ず、是に於てや近時北米合衆國に於ては永く該國に行はれ大功を奏しつゝある製造業者相互保險の方法に倣ひ同盟預金保證組合なる者を組織するの必要を説く者起り大に公衆の傾聽する所と爲るに至れり、元來合衆國の製造業者相互保險は著名なる者にして既に多年の經歷を有し、組合中には嚴重なる規約ありて職工の衛生保護、工場、防火其他の取締は既に遺憾なきの點に達し、規約に背く者は直ちに除名して其掛金は組合に沒收する等種々の制裁あり、而して新に加入を望む者は規約通の設備を爲したる上に非ざれば之を許さず、又組合は嚴重の検査方法を設けて組合中の工場を巡檢し苟も缺點あれば秋毫も假借することなし、故に工場の災火は甚だ少く輓近に至りては掛金の八割乃至九割は年々組合に残る實況なり、掛金の拂込は概ね初年にありて年末には少々の金額を組合豫算積立の爲に控除し餘は出金者へ割戻する例あり、又火災保險會社等

に再保險即ち危險分擔の規約あり亦以て則るべきの方法とす

二 組織方法

今銀行が右の方法に倣ひ組合銀行より代表者を出し其中より組合長を選び必要の規約を設け検査役を選びて各組合銀行が規約に従ひ居るや否やを監視し、其事業經營の實況を嚴重に監督し側ら營業に關し交誼的の注意を與へ、而して銀行自己の不始末に原因するに非ずして周圍の情況より已むを得ず預金の取付に逢ふ者あるときは組合に於て出來得る丈の方法を講じ、組合銀行一統よりも分に應じ爲し得る丈の援助を與ふることとせば、大に銀行の信用を増加し預金増加の原因となるや疑を容れざるなり

然るに或確實なる大銀行は我々の銀行は大丈夫なり、假令泰山崩るべく海翻るべくも何ぞ其餘響を蒙らん同盟の如きは我に於て無用の長物のみ、我不關焉、我不關焉と云ふが如き狹隘なる吾利主義を採る者なきを保せずと雖も、一銀行の倒産は多少銀行界全體の信用を動すは勢の免れざる所にして確實なる大銀行と雖も決して之が爲に得る所なし、只或は一時銀行界の紛糾に由り小銀行の預金大銀

大銀行の
加入の
同盟は
反對に
誤なり

行に移ることなきに非ずと雖も紛擾漸く廣大にして預金拂戻に差支ゆるに至れば即ち預金の問題を抹消す。又預金の移轉が永久のものなれば或は可なりと雖も紛擾の爲め一時に起りたるものとせば、事平らぐの日に於ては直ちに拂戻され大銀行の爲め決して便利なると云ふを得ず、而して小銀行の顧客は紛擾前其位地、住所金高習慣等の關係よりして之と取引するを便利とし、紛擾中一時の危険を避るが爲め其勘定を所謂大銀行に移すものとせば、事平らぐの後ち之が拂戻を爲すは蓋し其常情たり。所謂大銀行たる者何んぞ其れ移轉を喜ぶを得ん、市況不隠なるに際し一銀行の倒産するあれば混雜を進めて恐慌に至らしめ、恐慌を進めて大困難に至らしむるの媒介となるなきを保せず、故に當初の混雜を避け得る手段あれば極力之を試さざるを得ず。勿論世俗に所謂箸にも棒にも掛らぬ者は固より堂に登るを得ずと雖も、混亂の際には確實なる銀行と雖も蜚語流言の爲に誤まられ一時火急の取付に遭遇し困難を極め甚しきに至りては兩三日中に巨額の回金あるべきにも拘らず、一時の請求に應ずる能はずして門戸を鎖すの不幸を見るは史乘其例に乏しからず。事茲に及んでは層一層の混雜を加へ影を追て實を忘るゝの狀態に

陥り一犬虚に吠て萬犬實を傳へ恐慌を惹起し市場を紊亂し銀行を倒し商賈を斃し、當に施すべきの術を施すに先ち既に慘憺の情況を呈するなきを保せず

三 効 用

然るに相互保險法を設け平日嚴重なる検査を爲し、嚴師父の壓力と慈母の愛兄弟の情誼とを併行し監督をなすと同時に營業上の注意を加へ、又預金者には其取引銀行は組合に加盟して預金の全額は確實なる保證を有することを知らしめば、容易に蜚語流言の爲に迷はされず、從て恐慌的取付を避くる上に大効力ある哉疑を容れず、假令恐慌の起るあるも亦大に其勢力を殺ぐことを得べし、銀行の混亂に際しては支店の預金を引出して之を本店に移したるの例なきに非ず、斯の如きは畢竟公衆の金融機關に對するの觀念幼稚なるの致す所にして一笑談に附し去るべきに似たりと雖も、蜚語流言の爲に誤まられ、所謂恐慌に襲はるゝは世上時に或は免れ能はざるの勢なり鑑みずんはある可らず

又此組合に入りたる銀行は自然世の信用を得之に加入することを得ざるものは信用を失ひ其方法に依り銀行の自然淘汰を行ふを得へし、官府表面の検査は固

相互補助
の爲め基
礎を固ふ

自然淘汰
行はる

より相當の効力ありて時に偉功を奏するなしとせずと雖も之を仲間中の相互検査に比して自から其効力に差違ありて頗る其趣味を異にす、兩者相待つて終局の効力を増加するを得は實に邦家の慶事なり、然れども組合の検査役は大に其人を得ざるを得ず、米國の製造業者は之を得て既に大功を奏す、其間多少の難易あるへしと雖も元來銀行事業は智力と徳義とを要す何ぞ適當の人材なきを憂へんや抑々此事たる米國に於ても未だ此實施を見すと雖も然れども我國今日の事局に適當なる蓋し之に過ぐるものなし、正に天下に率先して之を實行し大に銀行界の面目を改め商界一般の大難を救ふ亦可ならずや、古來我國は出藍の例に乏しからず之を佛敎に見、之を儒敎に見る而して今又之を近世の技術界に見んとす、金融の術に於て亦何ぞ人後に立つを要せんや

三 米國に於ける最近の發達

近時米國に於て本論の實行を必要とする者日に其勢力を加へ紐育、フアイデリチー、アンド、キャジュアリチー會社、ナショナルシユアリチー會社、ホルチモールの米國、ボンデング會社等首として銀行の爲め若くは預金者の爲め預金保證證券を

發行し自己の過失に出でざる已を得ざる支拂停止の場合には代償の勞を採らんとするの企圖あり、其保證を強制的にすべき否やに就ては尙ほ多少の論ありと雖も斯の如き豫防行爲は固より便宜の選擇に任ずべきものにして強制すべきものに非ざるなり、然れども一たび保證を受ければ公衆の信用を増し安心の度を増加すべきに依り自然に預金も増加し保證法一たび實施せらるゝときは實際は皆之を得んことを欲し強制執行と同一の結果を生ずべし、而して今一步を進め保證者に被保證の帳簿、營業振等の検査を爲すことを得るの權利を附せば効用更に多かるべし

第二節 小切手

第一目 透字小切手

預金に就て注意すべき事項は既に之を論ぜり、故に今其取扱に缺く可らずして一般金融に重大なる關係を有する小切手に就て論究する所あらんとす、元來小切手は金融上の利器にして其效用の大なると共に亦濫用の害なしとせず、其第一は

過振にして其他改描、挿字、紛失、盜難等注意を要すべき事項少しとせず、過振を防ぐは英語にて「ホルフレーター、チェッキ」即ち透字式小切手を用ゆるを好しとす蓋し透字式とは第六號雛形の如く、小切手面に記入し得べき最大金額例へば千圓、百圓、十圓若くは五圓に限り其金高を小切手中に透字を以て打抜き、振出人をして透字金額以上の高を小切手に記入すること得ざらしむるものとす故に此種の小切手を以て引出越を爲すは不可能の事に屬し預金は幾分か常に銀行に殘留す、而して其の殘高は他日決算して之に對し更に相當の透字小切手帳を附與するを得べし例へば月俸百圓の役人が其俸給を銀行に預け銀行は其人の望に應じて十圓の透字小切手を十枚、又は五圓の者を二十枚とするか、或は五圓十圓を適宜に取交ぜ之を預金者に附與するか其撰擇は之を相互の便宜若くは預け人の隨意に任するものとす然るときは預金者は臨時に其需用に應じ十圓小切手なれば十圓まで、五圓小切手なれば五圓までの金高を記入し預金を引出して其用を辨ずるを得べくして決して不便を感じることなく、而かも過振に就ての注意を爲すを要せず、而して銀行は引出越に逢ふの患なく支拂の爲め帳簿と引合するの手續を免かれ、幾分

か營業費を減じ利益を増加するを得べし抑々此方式は家事に關する費用支拂の場合の如きに最も適當す銀行が其使用を顧客に紹介して擴張に努むる所あらんことを冀望す、而して目下の一問題たる租税の小切手納入の爲め成るべく此種の小切手を用ゆること、せば保證小切手と効用を同ふし更に確實なるべくして此者の使用を誘導するの一助となり、彼是れ便利なるべし、其雛形左の如し

脚符

割印

當座小切手

渡先

某殿

第 號

一金拾圓也

第 六 號

一金九圓五拾錢也

形 雜

名指人又は此切手持參人へ御渡可被成候也
明治 年 月 日
何 銀行
御 中
何 某 ㊦

第二目 改描及其他の變造

透字式の便利なる前陳の如しと雖も此式は商人の不規則なる大金の引出には適當せず此場合には普通の小切手を使用せざるを得ず依て改描挿字又は前後へ數字を附加するの弊なきを得ず其他墨抜きをなして數字を書き改むることなしとせず故に是等に對して十分の豫防をなさざるを得ざるなり先づ改描の事より之を説かん日本にては一の字を十、十の字を千、二の字を三、三の字を五に改描することは甚だ容易なるを以て、金錢勘定に於ては一、二、三、十は古來之を壹、貳、參、拾に作るを通例とす西洋數字は一を七若くは九、三を八、六を八、七を九に改描するは困難の事に非ず故に改描に就ては、蟹文字國に於ては我國よりも一層深き注意を要す、

是に於てか小切手用紙に一種の藥味を塗抹し普通の「インキ」即ち墨汁を以て改描することを得ざらしめんとせしことあり然れども改描を企圖する者の如きは既に普通一般の正直者に非ずして所謂狎邪の小人市井の老獺たるを以て直ちに其用紙に附着し得べき墨汁を造るべきを以て此方法は効力甚だ薄し又正當に小切手を使用する者は常に特種の墨汁を貯へ置くの必要を生じ時としては其缺乏の爲め甚しき不便を感ずることなしとせず故に方今其使用甚だ稀れなり又數字と數字との間に間隙あるときは直ちに其所に數字を挿入するを以て間隙なき様注意せざるを得ず而して墨抜きは近時甚だ巧妙となりしを以て墨汁及紙質に就て注意を要す又我國に於ては昔より數字の頭に「金」と云ふ字を書き後尾に「也」と云ふ字を書き前後を押へ數字の添附を防ぐの慣行あり然れども西洋にては冒頭若くは後尾に磅、弗、法等の略字を置くと雖も必ず等は等以て前後を押へることなく時としては前若くは後に數字を加ふることなきを保せず此弊を防ぐ爲に第七號雛形の如く英人サイモン氏一の新式を按出し「一、二、三、四、五、六、七、八、九」の文字を圓形に小切手面の便宜なる場所に駢へ夫より横に例へば萬位、千位、百位、十位、一位其下

に志の十位、一位、片の十位、一位の欄を置き、冒頭には磅の略字「我國なれば縦に「金」の字を置き例へば三、五、二、五、四、五、〇錢の記入を要するとせば其數字の位に應じて各々其當然の欄内に之を記入し其頭字に恰當する前記の圓形中にある三の字を横線又は縦線を以て抹消す斯の如くするときは記載の金額の三の字を如何に改描するも圓形中に抹消しある文字と符合せず改描の事實忽ち露顯し頗る巧妙なる豫防方法なりとす是れ畢竟必要上より生じたる發明にて實に有益なるものなり我國に於ては外國に於けるが如く改描豫防の必要を感ぜずと雖も多少折衷して此方法を使用せば又以て効用なきに非ざるべし今試に其雛形を示せば左の如し

第七號

第 號
脚 符
割 印



當座小切手

渡

某 先 殿

雛形

右金額名指人又は此切手持參人へ御渡可被成候也

明治 年 月 日 何 某 印

何 銀行

御 中

金高の朱記

鑑合文字の使用

右の外署名を横切り(直角にても斜めにても便宜に依りて可なり)朱にて金額を記入し其上下に數字を挟みて平行に實線を引くべしとの説あり、是れ上部の金高と鑑合するの便あると朱と墨とを同時に同紙質の上に於て改描手入するは頗る困難なるを以て惡戯を防ぐの効用あり、又番號の最後の二字を四にて除し其殘數に依り又は殘數を存せず割り切れる場合に依り「イ」「ロ」「ハ」「ニ」の鑑合文字を小切手面の便宜の場所に記入し以て用紙の盗用を防ぐの便に備ふることあり、例へば番號か「一、三一、五なれば」「一、五」を四にて除すれば「三」殘る然るときは「ハ」の字を鑑合文字とす、「一、三一、三なれば」「イ」の字、「一、三一、六なれば」「ニ」の字の如し、是れ合衆國の政府發行紙幣には久く用ひらるゝ所なり、尤も法には四を用ゆるも三を用ゆるも便宜に依

り可なるへし只大體秘密に附するを要するも「コルレス」先は勿論同業者中には内密の通知あるを要す、我國には鑑合文字は殊更に西洋「イロハ」即ち「アルファベット」を用ゆる方防賈の便あり何となれば賈造者は概して西洋文字は下手なればなり本目を終るに臨み玆に一言すべきは本邦の記名捺印の習慣なり本邦銀行及商人中には頭取支配人又は商人の姓名を版となし之を以て署名即ち自筆に代ゆるものあるも版木は署名に比して偽造し易きが故に獨り手形小切手のみならず重要なる文書には責任者自ら署名するを可とす

第三目 線引小切手

小切手の盜難紛失に就ては豫め注意を要す小切手の振出には常に指圖式を用ひ受取人及能ふべくんば其他の關係人の印鑑又は署名鑑を支拂銀行に送り對照鑑合の便に供すれば敢て差支なきが如しと雖も既に捺印又は署名して銀行へ送付する途中に於て盜難紛失に係り未だ之を覺知せず銀行へ其旨を通知せざる以前に於て取付けらるゝときは或は間違なしと云ふを得ず故に信用狀の場合に行はるゝが如く受取人と銀行との間に豫て合言葉を定め置き印鑑署名鑑と引合の

自署の必
要

一
般
線
引
及
特
別
線
引

上尙ほ合言葉を以て問答を試み其當否を確むるも好箇の一方法なり是れ我國に於て未だ其例を見ずと雖も亦一考の値なしとせず勿論其合言葉は時々變更を要すべし蓋し小切手の盜難紛失は實地之なきに非ずして無記名式一覽拂の場合に於て最も其虞あり其豫防には線引小切手を使用するを好しとす線引小切手は最も英國に行はれ歐洲大陸之に倣ひ我國亦商法第五百三十五條を以て之を認む其手續は第八號又は第九號雛形の如く小切手面の便宜の場所に平行線を引き其中に某銀行御中又は單に銀行御中と記入す斯の如くするときは其小切手を宛られたる銀行は名指されたる某銀行特別線引の場合か又は他の銀行(一般線引の場合)かに對して其支拂を爲すを得べきも銀行外の素人には之を支拂ふことを得ざるの効力を生ず故に惡漢ありて其小切手を竊取し又は拾ひ取りて宛られたる銀行に向て其支拂を請求するも其銀行は之を支拂はず小切手を竊手するも其効なきを以て罪惡其跡を收むるは蓋し當然の結果とす又銀行と取引を有する者は相當の資産ある者なるを以て後難忽ち來る所の手形犯を敢てするが如き愚をなさべし故に線引小切手は甚だ安全にして最も送金の場合に適當す我國の人士亦

其使用を認むる者漸次多きを加ふが如し

元來線引小切手に二種あり、一を特別線引と云ひ、一を一般線引と云ふ、即ち前者は支拂を受くべき指名銀行ありて、其銀行に限り支拂を受くるを得べきものにして、其式第八號雛形の如し、後者は第九號雛形の如く、單に銀行御中と記入し支拂を受くべき銀行を指定せず何れの銀行にても小切手を宛られたる銀行より支拂を受くることを得べきものとす、兩者中後者最も世に行はる斯の如く線引小切手は素人が直接に支拂を受くることを得ざるを以て一見不便なるが如しと雖も、實際に於ては決して然らず例へば甲が乙より線引小切手を受取り其金額の現金を必要とする場合に於ては、甲は其金高丈の小切手を自己の取引銀行に宛て、線引小切手と共に通帳を付して之を銀行に送付せば銀行は右から左りへ線引小切手の金額を預金とし、宛られたる普通の小切手を支拂ひ甲は毫も不便を感ずることなし、甲は假令取扱ひ最も便利なりと稱せらるゝ無記名式持參人拂の普通小切手を受取るも其支拂を受け若くは之を預金とせんとせば之を銀行へ送付せざるを得ず、一片の小切手振出は只に齟手の勞のみ假令小切手にして有税なるも税金高は實に輕

線引小切手は普通
小切手は利
手切手と
始ふ利
其を同ふ
し危険なし

微なるものなり、況んや我本體に於けるが如く無税なるに於てをや、小切手振出の勞と盜難紛失の憂とは固より同日の論に非ざるなり而して銀行に於ては一般線引なれば直ちに宛られし銀行との交換にて決算を了し、特別線引なれば之を指名銀行へ送り支拂を受け、又は指名銀行と宛名銀行との間は交換所に於て之を決算す、其便普通小切手と選ぶ所なし而して其安全の點に於ては同年の論に非ず、其使用の増加を見る固より偶然に非ざるなり、今其雛形を示せば左の如し

第八號雛形(特別線引)

第	明治	年	月	日
號	何	金	何	千
先渡	高	金	何	千
			何	百
			圓	也
第				
當座				
小切				
手				
某				
殿				
何				
銀行				
御				
中				

一金何千何百圓也

右何千何百圓也名指人又は此切手持
參人へ御拂渡可被成候也

明治 年 月 日 何 某 殿

何銀行 御中

第九號雛形(一般線引)

第	明治	年	月	日
號	何	金	何	千
先渡	高	金	何	千
			何	百
			圓	也
第				
當座				
小切				
手				
某				
殿				
銀				
行				
御				
中				

一金何千何百圓也

右金何千何百圓也名指人又は此切手持
持參人へ御拂渡可被成候也

明治 年 月 日 何 某 殿

何銀行 御中

第四目 保證小切手

小切手の使用は實に廣大なるものにして驚くべき度に達す然るに其所持人は振出人が之に應ずる所の資金を銀行に有するや否やは之を知らず又知るに由しなきこと多し故に保證小切手なるもの起りて小切手を宛てられたる銀行は其振出人は確かに之に應ずる預金を其銀行に保有すると云ふことを保證す之を名づけて保證小切手と稱す斯の如く保證小切手は一見甚だ確實なるが如しと雖も銀行の取扱如何に依りては外見の如く確實なる能はず例へば甲が乙に支拂ふべき千圓の小切手を振出し銀行之を保證するも是と同時に銀行が甲と契約して其預金を千圓丈分割して特別預りとすれば其保證は實に確實なるべしと雖も銀行斯の如き取扱を爲さず而して甲は其後丙に對し例へば千圓の小切手を振出し之に對して保證を依頼せず銀行は前の千圓の小切手に留意せずして後の千圓の小切手を支拂ふことなきを保せず果して然らば其保證は大に依頼すべきものと云ふを得ず、軌近銀行に於ても相應の注意をなし「ソスペンス、アツカオント」即ち停止勘定の如き方法を實行し大に力むる所あるを以て多少保證の實を擧ぐるを得其使

保證小切手
對小切手
資金の
取扱

用増加するの傾向あり

第五目 小切手取扱の慣行

重複振出

近時小切手紛失の場合には簡便なる取扱法を用ゆ請ふ一言せん、小切手が紛失したるときは銀行に其記番號を通知し其支拂先を差止むるを以て通例の手續とす然るに紛失の場合には其紛失小切手と同額の金額を要すると多きに由り別に通知を爲さず直ちに新小切手を振出し其表面に「チェーブリケイト」即ち「重複」と記入し之を銀行に送り通知と引出とを一枚の小切手を以て兼ね取引を結了す、金高に差違あるときは後の小切手に前號若くは第何號紛失と記入するも可なり、方今文明國の人士は多く現金を懐にせず小切手帳を懐にするを通例とす、故に住所又は居所より銀行へ到る途中豫め造り置きたる小切手が紛失したるときは、直に銀行に到り重複小切手を造りて通知と引出とを兼ね取引を結了す、若し又他人若くは小使、小僧等が途中にて失ふたるときは速かに銀行に通知するを好しとす、銀行此通知を受るときは直ちに紛失臺帳に記入し紛失表に追加して出納方に之を知らしむ、後段の事は我國に於ても既に行はるゝ所なりと雖も、前段「重複」の二字を記

記名式無
の差
就き英米に

小切手支
拂の順序

入することは我國に於ては未だ其例を見ず、事頗る簡單にして而かも害なし亦一考の値なしとせず而して紛失證券の無効宣言の爲にする手續と此通知とは別事にして前者は民事訴訟法第七十七條以下に據るべく、又指圖證券無記名證券等を無効となすは民法施行法第五十七條に據ることを得るは無論のことなり

又紛失小切手を通知前に支拂ひたるときは英國に於ては指圖式なれば銀行の責任なれとも無記名式なれば何等の責任なし、無記名式の場合に於て贋造、變造、過振等に非ざる以上は銀行は其支拂に躊躇するを要せず而して紛失者に取りては紙幣を失ひしと同様なり然れども通知あれば別段なり、米國に於ては指圖式も無記名は概ね署名の鑑合を要す

預金支拂請求に對し銀行が之に應ずる能はさるときは請求の順序に應し之を支拂ふを通則とすと雖も、茲に斯の如き場合に於て同時に、二箇以上の小切手の呈示あるときは孰れを先にすへき哉との論あり、是に就ては種々の説種々の取扱ありと雖も、輒近英國等に於ては小額の切手より支拂ふへしとの説勢力あるか如し、元來斯の如き場合に於ては多少の無理あるは已を得ず、殘る所の問題は唯無理

迷惑の成るべく少なからんことを力むるにある耳前陳の如きも蓋し此意に外ならず經驗上より生ずる所の説にして亦以て翫味すべきものなしとせず

第六目 過振の濫用及小切手の節用

小切手の使用に就き一種の濫用は一人一行の良習に依らず一人にて多數の銀行と取引する者が故意に甲銀行に宛たる過振小切手を以て乙銀行に預金を爲し甲乙間に決算を了するまでに甲に拂込をなし其間の日歩を貪らむとすることなきを保せざる是なり此弊は當座勘定に利子を付せずとせば直ちに消滅すべしと雖も我國の情況未だ劇かに當座勘定を無利子と爲すを得ざるべく暫らく時機の熟するを待たざる可らず然りと雖も米國の信託會社は預け入より三十日間に引出し預金には利子を付せざる者多く又英國の郵便貯金には預入の次月より利子を付するものとす又定期の場合に於ても銀行と華主との合意に依り期限中と雖も引出を許し其分に對しては利子を附せざることあり清國錢莊に其例あり又以て一考の値ひなしとせず今是等の事例を斟酌して例へば當座勘定には預け入の七日目より利子を付すと云ふ如き事とせば或は可ならん前記の如き濫用は小

當座に日歩を付るに就ての注意

定期中の引出

切手不渡の因となり其通用を障害するの虞あるを以て其發生を豫防するは極めて必要の事に屬す

又他所拂の小切手は特に注意を要す何となれば例へば大阪の甲銀行に宛たる過振小切手を以て東京の乙銀行に預け入れ乙が甲に支拂の爲に之を呈示するに先ち乙より現金を引出す如きことなきを保せざればなり明治三十五年の秋英國ケムブリヂに於て起りし場合の如きは其實例の一たり即ち某甲なる者同所の某銀行に到り其行華主某の友人なりしと稱し新たに其銀行と當座勘定を開かんとを望み他所拂の小切手を示し之を以て勘定の基礎とせんとの申込を爲し其小切手の取立を請求し回金の時日を問ひ其期日までに乙某に右の銀行の小切手と與へ現金を引出し右の期日前に踪跡を暗ませり斯くの如き詐僞手段に罹るは銀行の不注意なるべしと雖も新設の銀行若くは新たに他所に開設したる支店等にして華主を得るに汲々たるの情ある者は時に或は此等奸策の犠牲となるなきを保せず慎まざればある可らざるなり輓近英國に於ては小切手を以て預入する者に對しては直ちに之に應ぜず其小切手が交換濟になるを俟ちて始めて預入すべ

他所拂の小切手に注意を要す

小切手預入の記入

他所拂小
切手に就
ての注意

しとの説あり、我國は一步を進め既に他銀行の小切手を以て預入の場合には交換
濟又は取立濟の後に非ざれば入帳せざるを通例とす

小切手の効用は實に莫大なるものなり、然れども手形の場合と異なることなく
利器は即ち利器なりと雖も亦危険なきを得ず其危険は勉強と智力とを以て之を
防がざるを得ず、而して茲に注意すべきは鎧か出来れば鎗が出来、甲鐵艦が出来
れば三十三「サンチ」の大砲が出来、凡そ天下の事は侵害力が防禦力に勝つを
通例とす故に寸毫も油斷するを得ず、世俗に所謂油斷大敵とは實に至言と言はざ
るを得ず

第七目 小切手の節用

小切手の効用は斯の如く夫れ大なりと雖も、近時は是すら其使用を減じ商買中
交互計算ある者は其貸借勘定を一週間若くは二週間に取纏め之を銀行に送り帳
簿の記入替にて決算をなし益々銀行の効用を大にするの傾向あり、商買間に銀行
を異にする場合にては銀行に「コルレス」の關係あれば商買を助け決算を了するこ
とを得るは容易の業なり、而して此事は取引銀行をして商買の内幕に通曉せしめ

郵便振替
貯金

商況を明にするの便あり、近時白耳義に於ては此交互貸借勘定を全國の郵便貯金
に適用し貯金者相互の貸借を媒介し現金の出納を省略し帳簿の記入替を以て其
用を辨ずるの道を開けり適用其當を得たるものと云つべし

因に云ふ我國郵便振替貯金の事はなり、抑々振替勘定の金融に便なるは論を俟
たず、我政府が是に見る所ありて三十九年遞信省令第三號を以つて郵便振替貯金
規則を發布し貯金の振替受拂を便にせしは大に吾人の意を得たるものと云ふべ
し

第八目 小切手課税及爲替訴訟

手形小切手の課税其當を得ざるときは其使用及流通を障害することなしとせ
ず、英國は一片(ペニ)貫通の特定税を以て天下に鳴る、我國は戦争以前は手形は二
錢の貫通にして小切手は無税にして其簡便なるは英を凌ぐものありしと雖も、手
形小切手の如き効用の同一なるを得べき者に對して税の有無輕重あるは又以て
間然する所なしとせず、然れども事是處に止まれは尙ほ或は恕すべきも曩に事局
の爲め三十八年法律第一號を以て爲替手形に一錢を附加し約束手形に累進税を

我國は改
正の餘地
あり

第六章 預金及小切手 第二節 小切手 第七目 小切手の節用 第八目 小切手課税及爲替訴訟

課し、小切手に一錢の新税を課せしが如きは頗る退歩の状を示すものと云つべし而して四十年に至り特に小切手を無税となし約束手形の累進率を増加し一層の不統一を生せり(乾第一編第二卷第一章第五目參觀)

爲替訴訟

爲替訴訟も亦出來得るだけ單純なるを要す、爲替訴訟にして煩密に失するときは手形の流通敏活を失ふの虞なしとせず、故に昔日は中抜裁判なる者ありて手形事件起れば即ち他の事件を止め、多くの事件中より手形事件を引き抜き先づ之を裁判せり、所謂中抜裁判の號是より起れり、方今は民事訴訟法第四百九十六條に

訴狀には爲替訴訟として訴る旨を掲ぐることを要す

訴の許す可きものなるときは直ちに口頭辯論の期日を定む

口頭辯論の期日と訴狀送達との間には少くとも二十四時の時間普通は二十日間第百九十四條を存することを要す

との規定あり、古來今日に至るまで立法の此事に注意する見るべきなり、而して世運の進歩するに従て爲替訴訟の爲め成るべく便利を與へ以て敏速に事を判するの必要を増すや疑を容れざるなり

第七章 資本及營業準備

第一節 資本

第一目 資本を過大にするの不利

銀行資本の多寡に就ては種々の説あり而して世人の信ずる所往々誤謬なき能はず請ふ一言せん、抑々銀行資本は寧ろ過少の憾あるも過多ならざるを要す、單に其營業の巧拙より之を論ずれば資本は割合に多きは拙にして、其額少く事業割合に大なるを巧とす、資本多に失するときは割賦の爲め巨額を要し勢ひ利率を高くし、又放資の選擇に精なるを得ず、利率高からん乎事業の進歩得て望む可らず、商業隆盛ならずんば何を以てか銀行事業の發達を期するを得ん、相應の資本は固より之を備へざるを得ざるも、方今繁榮の銀行は拂込資本は之を準備及積立金とし、日常の出納は預金を以て之を經營するを通例とす、故に徒らに資本の多からんより寧ろ準備及積立金積立金は確實なる證券に放資す、多くして預金の多きを尊しとす、今西曆千九百六年十一月に於ける北米合衆國の國立銀行及其他銀行の實況は

左の如くにして(右國立左其他)

資本合計	八四七、五一五、〇〇〇
積立金	七三九、一六三、〇〇〇
預金	六八七、六七三、〇〇〇
發行紙幣	四二八、四九七、四〇〇
割引及貸付	八、一五九、四九四、〇〇〇
資本(拂込)	五三六、一一〇、〇〇〇
積立金	四、三六六、〇〇〇
預金	五、六二〇、六七三、〇〇〇
割引及貸付	一、四一一、三二六、〇〇〇
資本(拂込)及積立金合計	一、八九、五八一、〇〇〇

佛國も大同小異にして里昂銀行、ソシエターゼネラル等同國四大銀行の實況は左の如し(西曆千九百四年)

積立金の増減は、資産の増減に依り、必ずしも一致する可からず。

預金	一三四、三九一、〇〇〇
貸付及割引	一、三三三、二四、〇〇〇

銀行の實況斯の如くなるを得ば預金利子の歩合は割賦の歩合より低きを通例とするを以て銀行は貸付割引歩合を減少し得ると同時に放資の方法を精選することを得べくして一面に於ては大に事業の發達を促し一面に於ては自家營業の基礎を固うするを得べし。抑々人爲を以て殊更に利子歩合を低下するが如きは固より不可なりと雖も、金融機關の發達其宜きを得放資の方法其則を踰へず、自然に利率の低下を見るは實に國家進運の現象を顯はすものと云はざるを得ず。由是觀之積立金を以て名義上の増資をなし、又は資産勘定の餘裕を以て増資を爲すが如きは自ら信用を傷け且つ好で前陳の困難に陥るものと云はざるを得ず。抑々増資の必要は事業擴張し實際正當なる事業を幫助する爲め資金の缺乏を感ずるに當り爲すべきの事にして積立金若しくは資産勘定の餘裕を以て株式を増加するが如きは營業資金を増加するに非ずして世に寸益なく一種の情弊にして偶々以て銀行の不利を醸すに過ぎざる耳。

第二目 資本と債券との關係

普通商業銀行にして資本金の外巨額の預金を有する場合に於ては、前陳の如く資本は比較的小額なるも其營業の擴張に差支なしと雖も、勸業銀行及農工銀行の如く所謂「デポジットバンク」即ち預金を主義とする銀行に非ざる者に於ては其事業擴張の爲め勢ひ資本を大にせざるを得ざるべしとの説あり、是れ一理あるが如しと雖も是れ亦一種の謬見たるに過ぎざるなり抑々此種の銀行の爲め債券發行上に特種の便宜を與へたるは其間怎麼の趣味を含有するやは後に詳説する所あるべしと雖も其理由の一は債券の利子は株式に對する割賦の如く大なるを要せざるにあり、就中農工銀行の如きは株金の募集は其營業區域内にありと雖も、債券は全國より之を募集することを得、況や其親分たる勸業銀行の之に應ずるの道あるに於てをや、其資金を得るは債券發行の利ありて増株に利あらざる知るべき耳、今之を獨逸の近況に徴するに左の如く年に消長なきを得ずと雖も、要するに創業時代には株券の募集多く擴張整理の時期には債券の募集多し、是れ勢の正に然らざるを得ざる所なり

特設銀行
も資本の
過大なる
す不可と

第十表

西曆年次	工業 新設會	額全 上資本	債株 及債券發行高
一八九五	一二六	一五四	一六〇
一八九六	一五〇	二〇五	四〇
一八九七	二一八	三一	四二
一八九八	二八六	三一八	一五九
一八九九	三三二	四三四	一四〇
一九〇〇	二五二	三二七	一三〇
一九〇一	一五三	一二二	一七九
一九〇二	八三	一一四	一八六

第三目 公稱資本と拂込資本との關係

株金の拂込亦注意を要す、抑々現行法に於ては四分の一(輕に失するの憾あり後に説く所あるべし)の拂込を以て會社の設立を許し強て満株となすを要せず、之を要せざるのみならず株式には多少拂込の餘地を存し會社事業擴張の爲め急

第七章 資本及營業準備 第一節 資本 第二目 資本と債券との關係 第三目 公稱資本と拂込資本との關係

株式には
拂込の餘
地あるを
便とす

英國の實
況

未拂込の
類別

我國の立
法例

に資金を要し若くは損失補填又は社務整理の爲め株主に出金を促すの便路を存するは債権者の爲め擔保力を蓄ふると同時に結局會社の安全の爲に便宜なり。今西曆千九百零六年六月末日の實況に依り之を見るに英國に於ては主要なる株式銀行の數は七十四個殖民地及外國銀行を除くにして其公稱資本高は二億八千六百七十五萬五千磅、拂込額は七千九百六十五萬磅、未拂込額二億七千五百萬磅を存し預金は八億三千八百八十九萬磅即ち拂込額の十倍餘に達し更に一步を進め未拂込額を隨時拂込と會社分散のときに拂込むべき者にと二分するの例少しとせず倫敦株式銀行、倫敦及地方銀行等の如き是なり、即ち前者は一株百磅にして拂込金高十五磅、隨時拂込の分を三十五磅とす、後者は一株八十磅にして甲、乙、丙の金額各々二十、四十磅とす、又是れ一方法と云ふべし然るに我國の法律は寧ろ株金拂込の滿了を獎勵し商法第二百十條には

會社の資本は株金全額拂込の後に非ざれば之が増株を爲すことを得ずと規定し、株式の増加は滿株の後に非ざれば之を許さざるものとせり是れ時弊の矯正を目的とするに似たりと雖も一時の弊を矯むるは一時の單行法を以てする

を適當とし一般法を以て之を企圖するは失當の事に屬す、曲言以て之を論ずれば一旦滿株に至れば之を優先株若くは無記名株と爲し、然る後ち尙ほ資金を要するときは新に資本を募集し之を以て普通の株式と爲し新株式を發行せば敢て差支なきか如しと雖も、實際に於て新株の募集と舊株の拂込とは其難易孰れに有るや多辯を要せずして明かなり、今又我國の實況を見るに左の如し

第十一表 明治三十九年各種銀行の實況

行種	公稱	拂込
日本	三〇,〇〇〇,〇〇〇 ^円	三〇,〇〇〇,〇〇〇 ^円
正金	二四,〇〇〇,〇〇〇	二一,〇〇〇,〇〇〇
勸業	一〇,〇〇〇,〇〇〇	三,二五〇,〇〇〇
農工	二八,五二〇,〇〇〇	二八,二九四,九六〇
興業	一七,五〇〇,〇〇〇	一三,七五〇,〇〇〇
臺灣	五,〇〇〇,〇〇〇	二,五〇〇,〇〇〇
拓殖	五,〇〇〇,〇〇〇	三,〇〇四,三七五

普通
貯藏

三四五、九九六、二二〇

二五三、二五七、四八〇

六六、〇七八、六〇〇

四〇、九〇九、〇〇四

第二節 營業準備

第一目 準備の種類別

資本の銀行事業に關すること夫れ斯の如し而して營業準備の事亦大に銀行の信用に關す請ふ少しく之を述べん抑々銀行の營業準備二種あり

- 一 集合法
- 二 分離法

是なり集合法とは諸銀行の準備金は之を中央銀行の如き或中心に預け入るゝものにして、分離法とは各銀行か各自分離して其必要と思考する準備金を蓄ふものなり、英國は前者を採り、我國は後者に依る故に英國に於ては銀行か預金の引出に遭遇し、日々の出入に不足を生ずるときは中央銀行の預金を引出して之に應ぜざるを得ず分離法に依れば各銀行か各々多少の準備金を有するを以て預少の引出の

日英の差
違

兩法の得
失

爲めに直ちに中央銀行の門を敲くを要せず、二者の間互に得失あり、今單に金融上より論ずれば集合法は之を分離法に比して其効力多しと云はざるを得ず、何となれば中央銀行は各預入銀行の情況に鑑み全體に就て差支なしと思定する所の金額を貽し、餘は之を市場に運轉すべければなり、然りと雖も集合法に於ては各銀行は毫も其手元に準備金を有せざるを以て日常の出入上出者入者より多きことあれば假令僅少の高と雖も直ちに中央銀行の預金の引出を請求せざるを得ずして市場に預少の變動あれば忽ち金融の中堅たる中央銀行に影響するの弱點あり、分離法に於ては銀行か各自準備金を分有するを以て、平日に於て少しく共通の便を缺くの觀なしとせずと雖も、異常の事起るに際しては各銀行は暫時自己庫中の準備金を以て、之を支へ、中央銀行は其間に利子歩合を引上げ資金を呼び回金の方法を講し十分の用意を整へ靜かに先陣に聲援し、事漸く大なるに及んで始めて、中軍の應援を繰出す餘裕ありて陣法甚だ堅固なり、二者各々得失なきに非ずと雖も、前者の敏活なるは後者の堅固なるに若かざるなり

第二目 準備金高の多寡

銀行營業準備の主義此兩者を出てず然らば次に論ずべきは準備金高の多寡是なり元來銀行は活物にして準備金の多少の如きは實際問題に屬す其金高は須く多かるべく、或は少額亦可なりと云ふ如きは所謂鑄型主義に屬し實際の効用なし抑々物の準備なる者は其性質危急の場合を支へ其力に據り難局を收むるを以て其目的とす、故に其問題は金高の多少に非ずして寧ろ放下せられたる資金回収の難易にあり、即ち銀行は其預金に對し不慮の引出請求に遭遇したるときは成べく速かに其資金を回収し引出の需用に應ずるを得るの地位に居らざるを得ず預金の半額以上に相當する巨額の準備を常に保有するが如きは銀行として爲し能はざる所の業なり、故に市場の情況如何を洞察し預金の種類を鑑別し緩急相應し集散其宜を得一面に於ては銀行の利益を失はず一面に於ては拂戻差支なく債權者の利益を保護するに力めざる可からず、徒らに準備を多くし當然得べきの利益を失ふは營業の巧妙なるものと云ふを得ず、又痛く準備を減少し爲に債權者をして不安の念慮を生せしめ延て市場の信用に影響するか如き結果を生せしむるは固より不可なり、抑々銀行準備の少きは利子歩合劇變の必要を生ず慎ますんはあ

る可らず、要は資金放下の方法を選び需用に應じ回金の自由を失はざるに注意するにあり、銀行營業準備金の多寡の如きは實際問題にして之を机上に定むるを得ず、只當業者の施設其宜を得用意周到なるを要す

第八章 支店組織及機關銀行併に

銀行の破綻

第一節 本支店の關係

第一目 支店組織の發達

銀行事業の擴張は成べく支店組織を以て之を爲すを便利とす、然りと雖も其尙ほ幼稚なるに方り當事者未だ學識、經驗に富まざるに際して支店を擴張するとき、其監督十分なるを得ず破綻之より生ずるの虞なしとせず、目下文明諸國に於ては各種の事業に大に合併、投合の傾向ありて銀行も漸次往時の特立組織より支店組織に移りつゝあり、是れ時機の熟したるに因る、銀行支店組織の最も發達したる

支店組織の發達には當業者に組織の學識を要す

國は蘇格蘭にして、英倫に於ては輒近に至るまで其發達を見ず長く特立銀行の制を採り來れり抑々一國中南北の兩部に於て斯の如き差違あるは一見甚た奇なるが如しと雖も、是れ史乘の事實と人種の差違とより來るものにして一朝一夕の事に非ざるなり、然れども輒近に至り一般の風潮に伴ひ英倫に於ても、銀行の合併盛に行はれ、支店組織の發達非常の勢を呈す、其實況左の如し

第十二表

西曆年次	合併件數	本支店數(英國全株)	西曆年次	合併件數	本支店數(英國全株)
自一八八七 至一八八七	四二	一八六四年四、四六〇	一九〇一	六	六、六四五
自一八八六 至一八八六	一一七	一八六五年五、六二七	一九〇二	一八	六、八四三
自一八八七 至一八八七	九	五、八一	一九〇三	八	七、〇五三
一八九七	七	六、一一九	一九〇四	四	七、二三八
一八九八	七	六、三八一	一九〇五	五	七、六四九
一八九九	七	六、五二二	一九〇六	七	七、五〇七
一九〇〇	一四				

右の中西曆千九百六年に於ては本店百五十行にして支店總數は九千八百二十六

個なり内千四百五十五個は毎日開店せず必要に従ひ時々開店するものとす、而して支店百以上を有する者は二十六行にして左の七行は二百以上の支店を有す(外に人島に本一支二十あり)

英國の現況

- 一 ロイツ銀行支店數 五一七
 - 二 倫敦市及ミッドランド銀行 同上 四八五
 - 三 バルクレイ會社 同上 四二九
 - 四 主府及地方銀行(キャピタル及カンツリス) 同上 四〇〇
 - 五 英國及府縣(ナショナル、プロヴィンシャル、バンク、チフ、イングラランド) 同上 三〇四
 - 六 倫敦及地方銀行會社 同上 二五五
 - 七 倫敦及府縣銀行 同上 二三九
- 而して預金の大きなるも亦支店の多き者にあり即ち前記の
- (一)に於ては五千六百萬圓 (五)に於ては五千萬圓
 - (二)に於ては四千七百萬圓 (六)に於ては四千四百萬圓
 - (三)に於ては四千七百萬圓

なりとす

然るに茲に注意すべきは銀行の支店組織を以て最も有名なる蘇格蘭に於ても當初國民其業に慣熟せず英倫より熟練者を招聘し僅かに其業を營むを得しこと是なり元來蘇人は其性質慎重にして慮り深く事を經驗に觀るの念に厚く最も銀行家たるに適するの性行を有す然るに當初に於ては尙ほ前陳の如き事實を呈はせり豈に鑑みざる可ん哉當事者未だ十分の經驗を積まざるに中り無謀に支店を擴張するは危険の極と云はざるを得ず我國既に經驗あり豈に道を遠きに求むるを要せんや然れども理論上支店組織か特立法に優り實際に便なるは論を俟たず其都鄙の間を聯絡するか如きは特立法の企て及ぶ所に非るなり例へば鹿兒島と東京とに甲乙兩行ありて此等兩行か本支の關係を有し鹿兒島に於て例へば金利七分にして東京に於て五分なりとせば直に東京より鹿兒島へ資金を送し七分を以て之を運轉すべし然れども今甲乙が獨立の銀行なるときは鹿兒島の甲銀行より東京の乙銀行に回金を請ふと雖も乙銀行は確かに五分以上を得るに非ずんば之に應せず故に假令回金を得るも辛ふして甲は之か爲に一分以上二分以下の利

蘇人の特質

支店開設の要件

益を得るに止まらざるを以て相互の間に金融の疏通本支店間の場合の如く自由ならざるべし支店組織の便利なる固より論を俟たずと雖も其管理の困難なるは前陳の如く我國の國立銀行時代に於ける銀行の破綻は多く支店間より生じたるも亦偶然に非ざるなり
抑々支店の開設は左の三件に着目するを要す他店と競争の爲め之を設くるが如きは最も不可なり

- 一 支店の設置が當該銀行華主の利便となるべきこと
 - 二 確然支店相應の取引あるの見込あること
 - 三 新設支店が既設支店又は他の本支店との連鎖たるを期し得べきこと
- 是れ英人リー氏が其著書なる地方銀行家と題する冊子に論する所にして頗る吾人の意を得たるものと云ふべし

第二目 支店の監督

元來支店の監督を全ふせんと欲せば之に向て嚴密なる制限的章程を與へ例へば貸付には確實なる擔保を要し地方屈指の資産家にあらざれば單純なる對人信

支店の監督

用を許す可らず割引は確かなる裏書ある手形を選択するを要す、一人に對する取引高は支店使用の資金五分の一を超過す可らず等の條項を定め、其事業を檢束し據るべきの規矩準繩を與へて以て之を支配せざるを得ず而して社長は例へば春秋或は臨時に支店を巡視し、或は信任すべき監督者を巡廻せしめ、支店か愈々章程及び訓令を遵守し其範圍に於て行動しつゝあるや否やを巡檢し、支店よりは日々詳細なる報告を徴するが如きは支店監督上最も必要の條項なり、斯くの如くして支店を支配せば本店は參謀本部の如く、支店は各部隊の如く其向ふ所の方面に依り事業の大小趣向を異にすと雖も、命令の脈絡貫通し整然として亂れず、本店は監督綱領を掌握し、支店は據るべきの標準を得其任務を盡すに難からず

近年倫敦紐育の如き大中心に於ては數十、數百の支店を有する銀行少しとせず、獨逸も同様の勢を示し西曆千九百六年六月末日に於ては帝國銀行は支店出張所及代理店四百四十一を數へ、佛蘭西銀行の如きは少くとも各省(八十七省あり)に一個の支店を置くの義務を有し都合二百二十二の支店、出張店、出張店中には必要に應じ臨時出張開店するものあり、及代理店を有す、又里昂銀行は巴里に四十個、里昂

本店の業務は指揮監督にあ

に五十六個、其佛國中に百七十個、外國に十二個、アルゼリーに六個の支店を有し、ソシエター、ゼラルル長名の者なりは各所に支店、出張所都合四百三十五個を有す亦盛んなりと云つべし、然るに我國は明治三十四年には本店二千三百八十五、支店千五百七十一を有し、三十八年には本店二千二百四十、支店二千三百二十二となり其間少しく進歩の狀なきに非ずと雖も其支店を有する最も多きも尙ほ僅かに二十有三個に止まり未だ以て發達の見るべきものなしと云ふと雖も敢て誣言に非ざるべし、蘇格蘭は三、四十年前既に英倫等の今日の域に達し今尙ほ甚だ盛なり、倫敦及紐育の如きに至つては本店は銀行の事業を營まず、單に指揮監督のみをなし、恰も「プロスト」即ち同業同盟の本部の如き狀を呈するもの少しとせず、而して本店所在の市内に二三十の支店を有するの場合亦少なからず、支店の地位の遠近を問はず必要に應じて嚴密の監督を行ふ、今其組織の完全なる一端を擧ぐれば、同一建築物の二階若くは三階に本店ありて第一階に支店あり、之を支配すること猶ほ千里以外の支店の如し、西人の分を守る凡そ斯の如し、輻輳并進明蔽ふ可らざるものある素より偶然に非ざるなり

第三目 米國に於ける輓近の風潮

近來米國に於ても西部諸州小數の反對あるに拘はらず支店擴張の説大に行はれ、其利益を説く者は概ね之を左の六點に歸するが如し

- 第一 他の事情を同一とせば二以上の銀行の合併は一銀行よりも強力なり
 - 第二 故に數銀行の合併して一行となりたる者は數銀行の各自獨立する者より厚き信用を博することを得
 - 第三 支店組織は營業費を減じ銀行の爲には其利益を増加し公衆の爲には利率低減の一因となる
 - 第四 支店組織は都鄙の利率を均一ならしむるの傾向を有す
 - 第五 支店組織は獨立銀行の設立を許さざる地方に銀行事業を普及するの便あり
 - 第六 支店組織は各地資金需給の状況を詳かにするの便あり
- 是れ其要を盡すものにして、吾人の心を得たるものと云ふを得べし、其他支店の擴張は營業區域を廣大ならしむるを以て興信的参照を取るの便を増す、然れども元

來米國は建國の當初國民の銀行事業に精通せざるに先ち中央銀行の制を試み之と共に支店組織を構成したるを以て、世人をして、支店組織と銀行事業獨占とを聯想せしむるの結果を生じ、今日と雖も未だ全く其餘勢を收めず、時勢漸やく熟すと雖も所謂羹に懲りて壺を吹くの情あるを免れず、加之方今合衆國々立銀行は支店の設立を禁ぜられ、州立銀行も亦其自由を得ず、紐育州法の如きは人口百萬以上を有する都府の外州立銀行に支店の設立を許さず、是れ主要なる商工中心の外之を許さずと云ふに異ならず、然るに世運の進歩は斯の如き狹窄主義を容るゝの餘地なく、支店擴張説は日に勃興し、紐育市三十の銀行及信託會社は既に七十七の支店を有し、法律に有効なる根底的の改正を爲すに非れば、信託會社は大に其支店を擴張し、將に正當銀行事業の畛域を侵さんと爲るの勢なしとせず、人爲を以て自然を抑制するの結果、凡そ斯の如し、鑑みずんばある可らず、而して西曆千九百六年十一月十二日の實況は左の如し

一 國立銀行

六、一九九

一 資本合計

八四七、五一四、六五三

一預 金(個人)

四、二八九、七七三、八九九

一州立銀行(其他信託會社共)

一一、八五二

一資本合計(有報告無報告共)

七三九、一六三、四〇一

一預 金

八、一五九、八九四、〇二九

第四目 責任代理店

茲に又責任代理店と稱する一種の支店あり、是れ白耳義中央銀行の試むる所に於て頗る良好なる結果を得たり、其方法は中央の大銀行が國中の然るべき銀行と代理契約を締結し、之に其大銀行より若干の資金を供給し、前者の計算と責任とを以て割引に従事せしめ、其の利潤の幾分を契約に依り例へば四分六分若くは二分八分と云ふ如く双方に分配し、萬一其手形が不渡りとなるが如きことあるときは其損失は割引をなせし銀行に歸し、基金を供給したる銀行に及ばずとするものなり、畢竟責任代理店の名稱あるも此損失の責任を負ふに由るものなり、元來銀行は廣く個人に向つて取引するを便利とせず然りと雖も資金に餘裕あれば之を運用し一は以て市場と調和し一は以て相當の利益を收むるを好しとす、今中央銀行が

白耳義に於ける發達

我國に於ける責任代理店の類例

地方有數の銀行を選擇し、其地方に資金を放下し、自ら薄利に甘んじ之をして其運用を掌らしめ、損失の責に當らしむるは所謂都鄙の聯絡を通じ、中央銀行の強力なる資力と地方銀行の熟練と其債務者に近接なるとの利便を併せ長短相償ふの方法にして非常の効用あるものなり、元來此方法は久しく學者間に唱道せらるゝ所なりしと雖も率先之を實行せしは白耳義の中央銀行にして非常の好果を收め、近年に於ては責任代理店の割引高却て本店より多額となれり、而して此事たる中央銀行と地方銀行との間に限らず、大銀行と小銀行との間に之を實行するも妨げず、我國に於ても其端緒既に開かれ、其場合二あり、第一は日本銀行が正金銀行を利用して後者が割引したる外國手形を二分の低率を以て再割引し、不渡の場合に於ては正金銀行をして其損失を負擔せしむ、是れ一面に於ては外國貿易の發達を獎勵し、一面に於ては中央銀行の正貨準備の維持を圖るに外ならず、世に誤て日本銀行の正金銀行に對する低利貸付と稱する者即ち是なり、因に云ふ正金銀行の公稱資本は二千四百萬圓にして拂込は千八百萬圓なり、而して在日本外國銀行の資金は二千三百七十五萬圓と註せらる、世往々斯の如き誤聞なきを得ず、所謂妖物の正

躰枯尾花にして焉ぞ知らん其所謂低利貸付なるものは責任代理契約の一種ならんとは、第二は勸業銀行の農工銀行に對する代理貸付是なり、抑々勸業銀行は所謂不動産抵當貸の中央機關にして在地方の小土地を抵當とし貸付を爲すに便ならず、故に該行は主として開墾事業、殖林事業等の如き纏りたる者に對して貸付をなし、其澤小農に及び難きの態なしとせず、故に資金を農工銀行に融通し、其責任を以て小農に貸付せしめ利益は之を適宜双方に分配す、三十三年法律四十號參照、是れ亦白耳義の例に倣ふものにして徐々として行はれ目下増加しつつあり

方今我國の實例は此二者に止まると雖も、責任代理契約は事物の關係其宜きを得、大小機關の長短を補ふものなるを以て成るべく之が擴張を計るを好しとす、勿論斯の如き關係は勸業銀行と農工銀行との如く純然たる中央機關と地方機關との間のみに限らず、大小の銀行間適宜に出來得べき事にし、又法律の力を籍るを要せず、一片の契約能く其功を收むべきを以て之を擴張して都鄙の間若くは大小銀行の間を聯絡して銀行の効力を實際に増加すべきは疑ひを容れず是れ豈に列宿騰天助陰光之夕照ものに非ざるなきを得ん哉、努めずんはある可らざるなり

第二節 機關銀行

第一目 機關銀行に就ての注意

世に機關銀行と稱して或他の會社又は事業に附屬して設立せられたる銀行あり、我國に於ても一時戰後事業勃興の際此種の銀行大に流行せり、然れども其組織に就ては大に注意すべきものあり、機關銀行にして之を機關として使用する所の會社又は事業と利害の關係を異にし、役員は勿論株主と雖も公然之を異にする所の獨立の者たらしめば、其會社又は事業の利益の多少は直接に銀行の利害に關係なく、單に彼等の出納機關となり隨意に之に従事するを得べくして時に或は双方の便宜たるを得べし、然りと雖も、輒近我國に於て流行したる者の如く兩者の間表而其區劃を設くるも内部に於ては實際に之を區分するを得ず、役員は勿論株主と雖も直接又は間接に同一なるが如きに至りては利害の關係全く同一となり、其間恰も主従の如き關係を生じ、主業たる會社又は事業が繁榮するときは従たる銀行も都合好く、之に反して主たる事業一朝不振を告げ、若くは困厄に陥るときは銀行

は普通の債権者の利害は之を顧みるに遑なく平日銀行の美名の下に公衆より收容したる所の預金の如きも本末の關係上舉て之を基礎傾斜して支ふ可らず破綻既に大にして復た彌縫す可らざるの否境に陥りたる所の主たる事業に投ぜざるを得ず畢竟斯の如きは資金の需用者たる事業と其供給者たる銀行とを一緒に結び付け需給の分を質さず素質の別を混同したるものにして其根底に於て既に誤謬あり其終を全ふすること能はずして公衆の利益を害するは蓋し當然の數なりとす

第二目 極端の濫用

又之を輓近の實歴に見るに濫用頗る多く其甚しきに至りては貯蓄銀行を集金機關とし之を普通銀行に附屬せしむるものあり機關銀行の濫用も茲に至りて極まれりと云ふべし元來貯蓄銀行は純然たる營利事業に非ず細民中より零碎なる資金を集め堅固に之を保管し側ら瑣少の利子を附して貯蓄を保護獎勵するの機關にして公共的の意味を有し之を營利的と云はんより寧ろ慈惠的の素質を帶ぶる者たるは論を竣たず然るに前記の如く之を濫用し資金運用に忙ばしき營利事

業に屬する普通商業銀行の從者となり公共事業の美名を冒し其集收する所の預金を擧て主たる銀行に付し之を普通銀行事業に投ずるが如きは固より貯蓄を獎勵する所以の道に非ず斯の如きは其罪惡膏に羊頭を懸けて狗肉を賣るのみならず其狗肉中に毒を混和するものと云はざるを得ず語に曰く其本亂れて末治るものあらしと宜なる哉我國輓近の銀行の破綻は斯の如き貯蓄銀行に多し戒めすんばある可らず

貯蓄預金の素質たる既に前陳の如し故に之に付する利息は輕微たらざるを得ざるは論なき耳然るに我國の實況其率の高き實に驚かざるを得ざるものあり是れ一種の奇觀にして大に留意せざるを得ざるものとす畢竟斯の如き奇觀を呈するは其主たる銀行が資金を要すること急にして從たる貯蓄銀行が其本分を盡すに遑あらず公衆の銀行思想幼稚なるに乗じ高利を以て預金を誘ふに依らずんばあらず又貯蓄銀行にして自ら資を永久固着の事業に投ずるが如きは甚だ不可なり然るに不幸にして實地又其事なきに非ず試に之を當事者に問へば彼れ即ち曰く貯蓄預金の如き容易に引出すものに非ず故に多少資金の固定するも寧ろ其利

貯蓄銀行の利率は高きを得

益の厚きを尊ぶと、嗚呼是れ何等の暴言ぞ市場の變遷を知らざるに坐する甚しきものにして、樂天主義も茲に至りて極まれりと云つへし、一朝異常の引出に遭遇せば其困難に陥るや論なき耳、今哉我國の人士漸やく經驗を得、復た斯の如き迂を學はざるべしと雖も、尙ほ大に戒むべきものなしとせず、元來我國貯蓄銀行法は缺點甚だ多く却て當初は多少の特例ありて貯蓄銀行の實を保らしと雖も、種々の改正の爲め其特色を失ひ現行法には拂戻擔保供託の一事を存するのみにして、此擔保と雖も尙ほ法律を以て株券の使用を許さる是に於てか改善の説を生じ、近來社會の一角に監督を嚴にして預金の安全を計るの意味を以て貯蓄銀行法改正の必要を説く者起れり、數年の實驗を経、右の如き正論の世に顯出するに至れるは實に邦家の爲め賀すべきの一事たり、抑々貯蓄制度の退歩と其濫用とは廣く之を學はざるに原因す、廣く學ばすんば深く信するを得ず、信する所深からすんば焉を能く其行に篤きを得ん哉、須らく進て之を學ひ以て其改善を圖るべきなり

現行法の缺點

第三節 銀行の破綻

第一目 外國に於ける破綻の實況

我國に於て支店組織尙ほ未だ發達せず而して其監督亦充分ならず加ふるに機關銀行の濫用亦前記の如く銀行の破綻之を他國に比して甚だ多く頗る寒心すべきものあり、夫れ銀行が恐慌其他外部より來る所の原因の爲め正に取るべきの手段を盡し、爲すべきの事を爲し、力屈し勢窮まり終に支へず以て倒産の否運に陥るは、恰も尅々たる武夫が亂軍の中に勇戰奮闘し衆寡敵せず終に斃るゝが如き慨ありて強ち無理ならず時に或は已を得ざるものなしとせず、然りと雖も外部の壓力に逢ふに非ずして内部の不始末甚しく加ふるに不正の行爲ありて之が爲に破るるが如きは眞に容假す可らざる事に屬す而して其原因役員が直接間接に種々の事業に關係し銀行の資本を使用し甚しきに至りては投機事業を試むるにあるに至りては其不都合之を命名するに由なし、曾て米國に於て役員貸與の問題大に起り、銀行の資金は一切之を役員に貸付く可らず又行員の手形は之を割引す可らずとの説起り廣く實況を調査せり、然るに幸に米國に於ては如上の諸弊は實際其聲の如く大ならず其比例は銀行破綻總數の一割九分に止まりしを以て少しく禁止

銀行破綻の原因及之に及ぼす外國の簡便な國比して不利なり

の聲焰を鎮め將來に向て注意問題と爲すに止まれり又之を英國の實況に徴するに銀行の破綻は農工商各種の事業倒産數の五千中の一二に過ぎず其詳細を示せば左の如し

第十三表

業	西曆					
	一九〇一年	一九〇二年	一九〇三年	一九〇四年	一九〇五年	一九〇六年
銀行	二	一	二	一	一	二
建築及材木事業	六七一	七二一	七一〇	七一一	七二〇	六八三
化學及藥品事業	八三	六一	六六	八七	八六	九四
石炭及鑛山事業	九三	一〇二	一四六	一三六	一四三	一六三
穀類家畜及種子事業	二九八	二五六	二五三	二九八	二七二	二六〇
吳服及絹類毛物類事業	四二四	四一一	四四九	四四〇	四四二	四四一
陶器及玻璃器事業	三〇	二〇	三四	三一	二七	二七
農業	二〇七	二三七	二〇八	二四八	二八六	二三八
家具及全上損料事業	一一三	七九	一〇三	一一一	九一	八二

保證金

八百屋及飲食品事業	九〇四	九五五	一、〇一六	一、〇〇七	一、二五五	一、〇八〇
金屬器具事業	七三	八三	八〇	一一〇	一一六	一五〇
鐵及鋼鐵事業	一九四	一七四	一六七	二二三	一六九	一二九
金銀寶石及小間物事業	一八八	一九三	一七五	二二五	二二六	一八二
皮革及車事業	二〇五	二〇一	一九九	二二九	二三六	二〇〇
商賈仲買及辨理者	二八五	二九一	二四二	二五五	三〇一	二四六
印刷及文房具事業	八三	九六	九九	九三	九一	一〇一
酒類及煙草事業	四四〇	四四三	三八〇	四一三	四三六	三八一
雜業	八八一	八〇六	七六五	七九〇	八五〇	七七九
合計	五、一七四	五、一三〇	五、〇九四	五、三八八	五、六五四	五、二二九

斯の如く好況を呈するに拘はらず英國に於ては輒近銀行をして尙ほ其業務に忠實ならしめんが爲め少なくとも二萬磅の國債證券を政府當局へ寄託するを要すとの説ありて、元來此寄託説は數年前或保險會社の不正行爲の爲に起りし説にして過般の「イコノミック」銀行の閉店の爲め再炎せしものにして一考の値なしと

せず、卅八年七月倫敦銀行雜誌參觀其寄託金高の如きは固より議論なき能はずと雖も資本額、預金高の相當の比例を保たしめば或は實際に適するを得ん、是れ亦將來に立法問題の一端たるなきを得ざるなり

第二目 我國の近況及株主の不心得

我國輓近の實況破綻内部より生ずるもの頗る多く大に戒めざるを得ざるものあり、勿論我國銀行事業は之を歐米諸國に比較し尙ほ幼稚にして或は恕すべきの廉なきに非ざるべくも、之を始に慎まざれば其終を全ふするを得ざるは天下の通理なり慎まざればある可らず、今哉銀行も株主及一般公衆も數回の經驗を經、一回は一回よりも留意する所ありて、今後は多少其面目を改むる所あるべしと雖も、今之れを歐米諸先進國に比するに我國の銀行は只に幼稚なるのみならず其發達を異にし開落共に差違あり進んで一層の注意を加へ我金融界をして速かに健康強大の地位に立たしめんこと冀望の至りに堪へざるなり、方今我國銀行界の振はざるは人情の浮薄、智識經驗の不足等種々其原因あるへしと雖も株主か株主たるの觀念に乏しく、只管ら割賦の多からんことを冀ひ而かも會社に向て其監督の缺如

主たる株主の
銀行の株主の
念たるの株主
念たるの株主
あり

するも亦之か、因たらざるを得ず、將來是等の點に鑑み層一層の注意を加へは庶くは誤なきに近からん乎、尙ほ此點に就ては後に論究する所あらんとす

第三目 銀行員の法規に疎きの弊

株主の株主たるの觀念に乏しきこと斯の如し然るに銀行員の智力亦完全と云ひ難し、抑々方今文明諸國に於ては商事に關する法律の規定頗る周到にして會社重役の職務權限並に其義務及制裁等に關する條項亦大に備はる我商法の如きも其第六十四條以下に取締役第八十條以下に監査役に關する事項を規定し、第二百六十一條以下に罰則を設け、銀行條例亦其第九條以下に罰則を規定し、細大漏す所なし然りと雖も世人の法規に通曉せざるは殆ど意外の點にあり、茲に奇なるは獨逸裁判所の如きは、會社の役員は法律の規定を知らざるを理由とし其責任を免るゝことを得ず、其事業に關係する法律の條項を知るも其責任の一たりとの判決を爲せしことあり、我國に於ては法令第一條に

法律は公布の日より起算し滿二十日を経て之を施行す但法律を以て之に異なりたる施行時期を定めたるときは此限に在らず

銀行員の
法規に對
する責任

第八章 支店組織及機關銀行及銀行の破綻 第三節 銀行の破綻 第二目 我國の近況及株主の不心得 第三目 銀行員の法規に疎きの弊

臺灣、北海道、沖繩縣、其他島地に付ては勅令を以て特別の施行時期を定むることを得

と規定し、別に獨逸の如き判決を要せずと雖も、仰々斯の如き判決の必要ある所以のものは世人が法律を知らざるの結果たらずんばある可らず、一見甚だ奇異なるが如しと雖も事實は即ち事實にして又蔽ふ可らず事業の當事者にして法律の關係條項に精ならざるの致す所と云はざるを得ず、斯の如きは亦其業務の効力を薄ふするの一因にして、無用の干渉を招き營業の自由を妨げられ不經濟の結果を來すことなしとせず、銀行をして誤りなからしめ監督の必要を減ぜんと欲せば、必要に法規を煩密ならしめず、可成簡易にして彼等をして容易に之に精通せしむるを好しとす是れ誤を未然に防ぐの術にして其結果監督の勞を省くの一助たるを得べき哉疑を容れず

第九章 交互計算

第一節 普通交換及英米に於ける交換同盟銀行の比較

第一目 諸文明國に於ける交換の實況

交換所とは通例銀行が其交互計算より生ずる相互の負債を決算する所にして其順序方法及金融界に有する効力の如きは夙に世人の熟知する所にして之を噉々するを要せず然れども其金高の如きは輒近非常の巨額に達し頗る世人の耳目を惹くものあり、其實況左の如し

第十四表

西曆	英	佛	獨	米
一九〇一	倫敦 九五、六一〇 地方 五、七三〇	四四、七三〇	一四、四六一	紐育 一五八、八五六 地方 七八、一九六
一九〇二	倫敦 一〇〇、二八七 地方 五、八一五	四八、〇九二	一四、九八四	紐育 一五二、六五六 地方 八二、一五八
一九〇三	倫敦 一〇一、一九八 地方 五、七八三	四九、九八五	一五、五六八	紐育 一三一、九四〇 地方 八五、四四五

第九章 交互計算 第一節 普通交換及英米に於ける交換同盟銀行の比較 第一目 諸文明國に於ける交換の實況

倫敦	一〇五六四二	六二、一二九	一六、三一〇	紐育	一三七二九九
地方	六、二一〇			地方	八六六二七
倫敦	一二二、八七九	六五、五四二	一七、九七四	紐育	一八七六四三
地方	六、六五三			地方	一〇〇、一七五
倫敦	一二七、一一三	九六、二八四	二一、〇一八	紐育	二〇九、三五二
地方	六、七九二			地方	一一〇、二六六

由是觀之、軌近諸國に於ける交換高の巨大なる實に驚くに堪へたり、然るに獨逸國は其商工業の偉大にして、進歩の速かなるに拘はらず、交換高は比較的微細にして、頗る怪しむべきものあるが如しと雖も、試に之を英國に比するに、商事上の方さに然らざるを得ざる所のものあり、今西人最近の調査に據るに、獨逸に於ては、其商取引の四割四分は現金を以て之を爲し、英は僅かに一割六分を用う、而して英國に於ては、日常の商事を爲すに四億三千七百五十圓の紙幣を以てし、七十七億五千萬圓は之を銀行の當坐勘定とし、小切手を以て事を辨するに反し、獨逸は九億七千萬圓の紙幣を用ひ、當坐勘定は二十六億五千萬圓に止まる、兩國交換上に差違を生ずる抑々亦故あるなり、是に於て獨逸に於ても、屢々小切手流用獎勵策を講せしと雖も、政府は常に小切手課税及其有効期限の短縮を主張せしを以て、曾て著しき新法

を案し、次回の議會に小切手法改正案を提出せんとし、案粗々成る而して、新案には課税の事なく、今や内外鶴首して、其結果如何を望むの時なり、我國商法五百三十三條一週間の期限も、其れ或は短に失せん乎、固より一考の値なしとせざるなり

第二目 倫敦及紐育に於ける交換同盟銀行の比較

又西曆千九百六年に於ける倫敦及紐育の交換所同盟銀行の比較を見るに左の如し

第十五表

行	資本總額	準備金	預金	割引手形引受高	紐育		倫敦	
					數	九圓	數	三三
	二二二、九四五、四〇〇	二八一、六〇一、〇〇〇	一、九五五、三二四、六〇〇					
	三四六、六四三、四〇〇	三三〇、三三四、七〇〇	四、八二四、二二一、一六〇					
							二六七、一六八、六三〇	

流通紙幣平均高	合計(流動資金總額)	手元在現金高	正紙幣	通知	手元在金の負債額に對する百分比例	手元在金の預金に對する百分比例	通知貸の負債額に對する百分比例	通知貸の預金に對する百分比例	貸付總額	總資金に對する貸付の百分比例	預金に對する貸付の百分比例	放
一〇六、一九二、〇〇〇	二、五七六、〇五三、〇〇〇	五〇一、四一〇、八〇〇	三五〇、〇一三、二〇〇	一五三、三九九、六〇〇	一九、一	二五、六			二、〇〇二、〇五〇、〇〇〇	七七、七	一〇二、三	下
—	五、六五八、二五七、四九〇	一、四九九、〇一三、六三〇	七八二、二三五、一〇〇	七一六、八七八、五三〇	一三、八	一六、二			三、〇七九、七七八、六〇〇	五四、四	六三、八	額
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	九七七、三四〇、五六〇
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

交換法の擴張

然り而して近年に至りては其適用を擴張して之を銀行相互間の決算のみに止めず苟も交互計算の成立し得べき場合には進んで之を適用するの傾向を生ぜり、今其著しき者を掲ぐれば彼の「プロヂユース、エクスチエンヂ」即ち物産交換、レイルロード、クリヤリング即ち鐵道交換及商賈間の貸借決算法等是なり、請ふ節を改め之を説かん

第二節 物産及證券交換

第一目 物産交換

物産交換とは物貨の取引毎に代價の支拂を爲さず最後の取引に至り支拂を爲し、毎取引の決算を爲すの方法なり、今普通の方法に依り甲、乙、丙、丁等の商人が互に

總資金に對する放銀の百分比例	總資金に對する貸付及放銀の百分比例	合計	合計
一七、三	七七、七	二、五〇三、四六〇、八〇〇	五、五五六、一三三、七九〇
—	—	—	—
—	—	—	—

普通の方

棉花若くは砂糖の如き物品を取引を爲さんとするときは、先づ甲が例へば生産地より代價壹萬圓にて棉花若干を買求め、着荷次第之を倉庫會社へ預け入れ之に對して倉庫證書を受取り、代價壹萬五百圓例へばにて在庫品を乙に賣渡せば甲は該證書に裏書して之を乙に交付し、五百圓の利益を得べし、乙は更に之に裏書して代價壹萬千圓例へばにて丙に賣渡せば等しく五百圓の利益を得べし、然るに丙は損失を受け之を九千圓にて丁に賣却し、丁は轉帳し來れる倉荷證書を倉庫會社に呈示して荷物の交付を受るを以て順序とす、是れ一見便利なるが如しと雖も、斯の如くなるときは倉庫證書の讓渡毎に代金の授受を要し、此場合に於ては同一貨物の三回の賣買に金三萬五百圓を要す、此間小切手使用の便あるべしと雖も、只是れ一の手段たるに過ぎざるなり、而して倉庫證券は其裏書授受の間紛失、盜難等の危険なき能はず、依て是等の不便を除かんが爲め、歐米先進國に於ては左の如き方法最も行はる即ち

倉庫の側らに特設の清算所を設け倉荷證書は之を此處に保管せしめ甲は別に賣渡證書即ち「フィリエ」と名くる小札付の證券を發行して、其寄託貨物を乙に賣却

物産交換の方法

し、倉庫書證は清算所に預けたる儘此「フィリエ」に代價一萬五百圓にて乙に賣却したる旨を記載し、且つ代價及乙の姓名、讓渡月日等を小札に記入して之を切取りて自ら之を保有し「フィリエ」は之を乙に送付す乙は其貨物を丙に壹萬千圓にて賣渡し、其代價賣渡し日附等を小札に記入して之を切取り「フィリエ」を丙に交付す、斯の如く順々に賣渡人の手元に代價讓渡人の姓名賣渡月日等を記入したる小札一枚を残して、漸次「フィリエ」を最後の買受人に交付す

清算所の清算日通例「フィリエ」發行の日より六日目到達したるときは甲、乙、丙は其保有せし小札を、丁は「フィリエ」に丙より代價九千圓にて買受けたる旨を記入し、代價を添へて之を清算所に送付す、然るときは清算所は其小札と「フィリエ」の記入とに依り甲、乙は若干の受取勘定を有し、丙は損失の拂込を要するを知るを以て其出金を促し、丙は小札と共に損金を拂込むを通例とす、丁の拂込の九千圓と、丙の拂込の二千圓とにて甲に貨物の代價一萬五百圓、乙に其賣買益金五百圓を支拂ひ一萬一千圓にて取引を結了す、若し其便法なくんば甲、乙、丙、丁の取引に三萬五百圓を要すべしと雖も、此便利の爲め同額の取引を一萬一千圓にて爲すを得、取引の安全

賣渡證書の期限

なると共に貨幣を節用する鮮少に非らず、而して丁は代價の拂込と共に「フィリエ」を清算所に送付し之と引換に倉荷證書を請求し又は其送付を受け、之を以て倉庫より荷物を請取ることを得べし、尙ほ續て預け置かんとするときは、該荷物は既に自己の所有に歸せしを以て、倉荷證書は自己の名義を以て其儘之を清算所に預け而して新に「フィリエ」を發行するも可なり、前例の如く甲、乙、丙、丁賣買關係人僅かに四人に過ぎざるも貨幣を節用すること既に前記の如し然るに方今取引の盛なる同一物品にして百回五十回の賣買帳轉を見ること少しとせず其効用の大なる知るべき耳然るに此機關の發達是に止まらず、百尺竿頭更に一步を進め其間一の機關銀行を設くるときは毫も現金の授受を要せずして幾回の賣買も容易に之を結了することを得べし

機關銀行の使用

機關銀行は通例清算所と並立し、清算所は勿論前記甲、乙、丙、丁等の商人は孰れも此銀行と當座勘定を開き、取引上に生ずる過金は直ちに之に預入し、不足は小切手を宛て之を支辨す、即ち前記の場合に於ては最後の買受人なる丁は此銀行に對する小切手にて九千圓を清算所に拂込み、丙は二千圓の小切手を清算所に交附す、然

る時は清算所は右銀行をして是等小切手の金高を、丙、丁の勘定より自己の勘定に移記せしめ而して甲及乙に對しては其所要の金額を機關銀行宛小切手にて支拂を爲し、甲、乙は之を銀行に送り、清算所の勘定より自己の勘定に移記せしめ、毫厘の現金を要せずして巨萬の取引を爲すを得べし、然るに又實際は小切手を用ふるに及ばず、丙、丁は清算所へ拂込むべき金額に對し銀行に移替命令を爲し、銀行は之を清算所に通知し、清算所は甲、乙の爲め移替命令を發し、甲、乙は移替の通知を得、代價及利潤か自己の勘定に入りたるを知り別に手数を要せず斯の如くして賣買の回数愈々多ければ現金使用の省略愈々多く、

物産交換は實に至妙至便の機關と云はざるを得ず、今其手續及効用を明瞭ならしめんが爲に左に第四圖、第五圖、第六圖解を掲出す

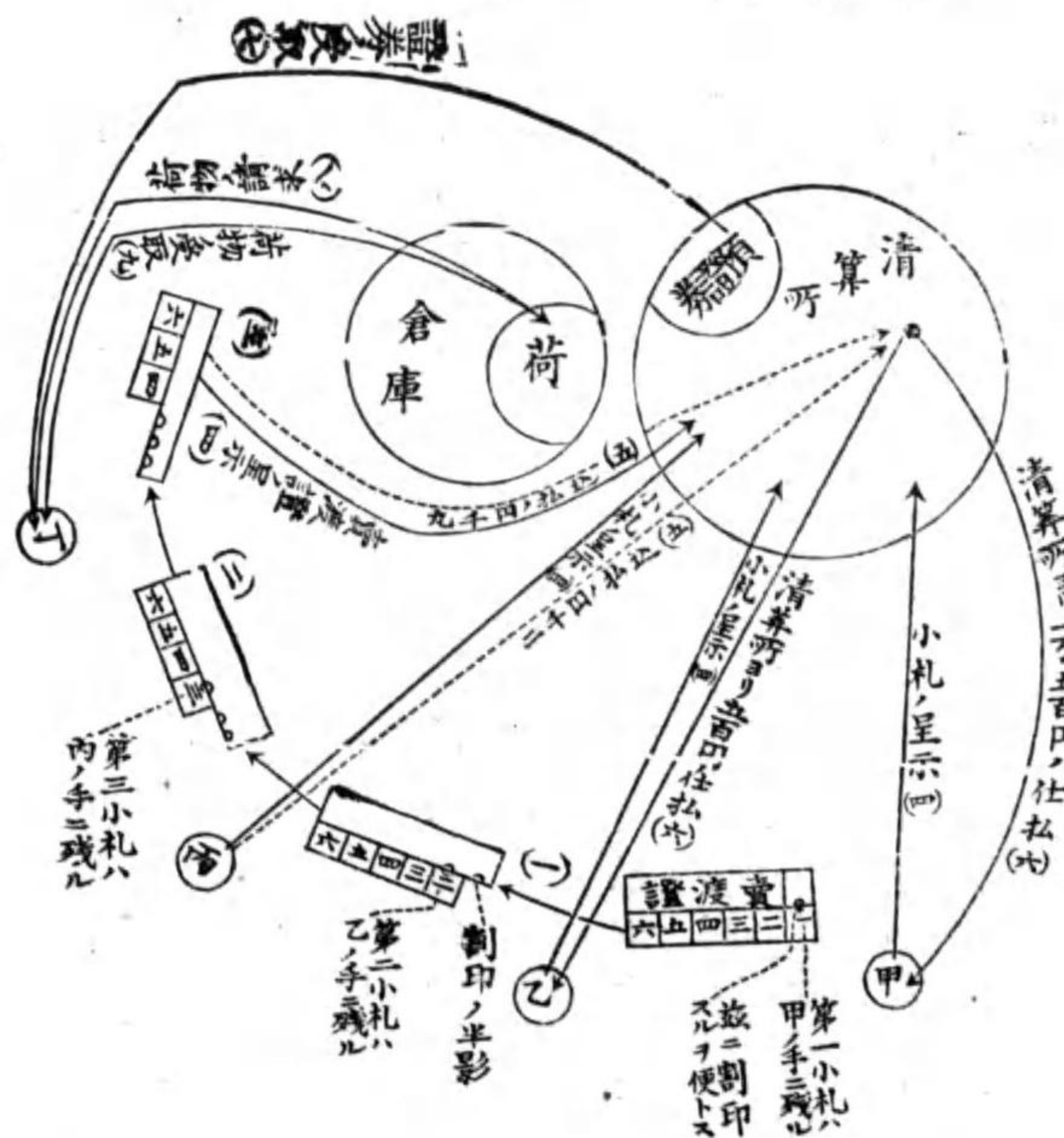
第四圖 (法方の通普)



第四圖解は普通の倉荷證書取引を示す者にして、荷物は在倉の儘倉荷證書は(二)(三)等順

次に輾轉し丁より(五)の線を経て倉庫に送り荷物は之と引換に(六)の線を経て丁に

圖五第 (換交産物)

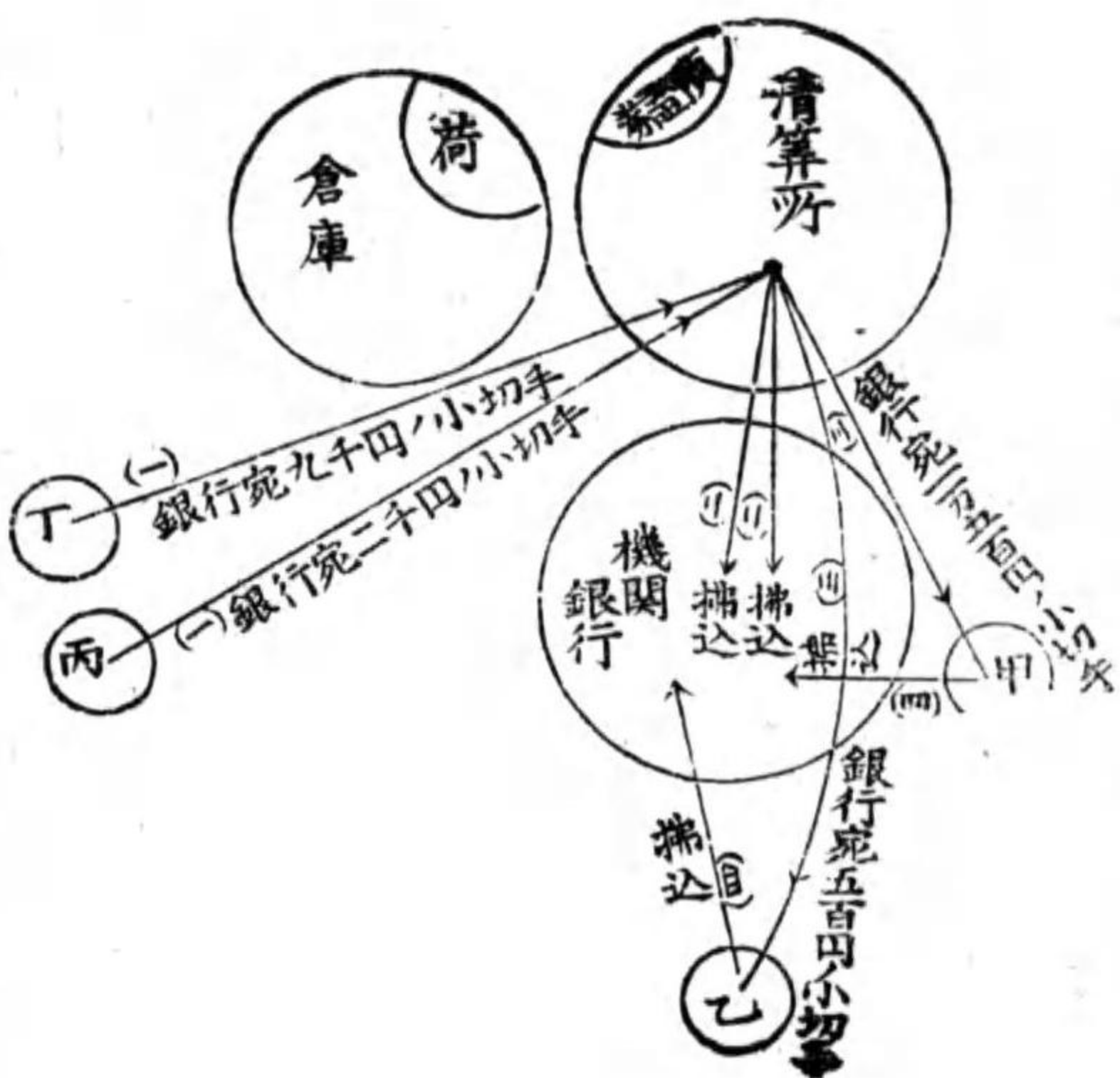


歸す、而して代價は各取引の際乙より甲、丙より乙、丁より丙に支拂はるゝものなり

第五圖解は賣渡證書發行の場合を示す者にして、甲は其所有の倉荷證書は之を清算所に預け置き、更に賣渡證書を造り此證書は讓渡の起る毎に(一)(二)(三)と輾轉す、而して期限來る時は甲、乙、丙は各々(四)の線に従ひ小札を丁は清算所へ呈示す、之と同時に丙

丁は各々(五)の點線を経て清算所へ拂込をなし、清算所より(六)の點線を経て甲乙へ支拂を爲し、丁は(七)の線を経て倉荷證書の交附を受く、然るときは丁は之を以て(八)の線を経て倉庫に荷物の交付を請求し、倉庫は(九)の線を経て丁に荷物を交附す、丁は新たに「フリエ」を發行するも可なり、實際通例は更新す

圖六第 (用使の行銀關機)



依り是等小切手を以て銀行に拂込み一錢の現金を動かさずして事結了す

右の外移替命令の如き便法あれども別に圖解を要せず

第二目 有價證券交換

「ストック、エキステンヂ、グリヤリング」即ち有價證券交換と稱し有價證券の賣買に前記同様の方法を用ひ代金及實物を相互に相殺す、其金融上に及ぼす所の便益物品交換の如く偉大ならずと雖も授受の手数を省き貨幣を節用する上に於て多大の効用なしとせず

第三節 鐵道交換及商賈間の貸借決算

第一目 鐵道交換

鐵道交換とは數鐵道會社間に、共同運輸を爲すの結果より生ずる所の債權債務を互に差引決算する方法にして是れ亦貨幣を節用する爲に大功あり、北米合衆國の如き鐵道事業の最も發達せる國に於ては無數の線路、幾多會社の間に聯絡相通じ縦横織るが如く盛況實に羨むべきものあり、即ち例へば紐育より鐵道の便を借らんとする者あらば、其人の目的の何地たるを問はず苟くも鐵道の通じ居る所

有價證券
交換

鐵道交換

に行んと欲せば假令他會社の領分と雖も其地に到る迄の通切符を購買することを得、假令線路の岐るゝ所にありても概して乗替を爲すの必要なく其目的地に達することを得べく、又乗替を要する場合に於ても多くは切符の買繼を要せず、故に諸會社間に無數の貸借勘定を構成するは自然の數なり、然るに一々之が貸借勘定を授受する時は多數の手数と巨額の貨幣とを要するを以て其間に巧緻なる決算方法を設け互に其負債を相殺し非常の便宜を得之を鐵道交換とす、我國の鐵道事業尙ほ幼稚の域にありと雖も其發達は期して埃つべく、其進歩に伴ふて大に是等の便宜を開くの必要あり、近時共同運輸の事既に世上の問題となる、豫め研究を要するや論なき耳

第二目 商賈間の貸借決算

既に小切手の項に於て略陳せし如く軌近交互計算ある商賈は規約を定め相互に貸借の起る毎に小切手の授受を爲さず例へば一週間若くは二週間に其貸借勘定を取纏め貸借表を作り之を銀行へ送り其預金の記入替にて取引を計算するの習慣を生ぜり、是れ即ち交換の擴張なり、右等商賈が同一銀行と取引するときは此

事は實に容易に行はるべし、又假令彼等が取引銀行を異にするも銀行間に「コルレス」の規約あらば銀行間の交換を以て容易に之を行ふを得べし、此振替勘定は只に貨幣を節用するのみならず銀行をして華主の取引の真相を知らしむるの便あれば獨逸帝國銀行の如きは大に其發達を獎勵し、西曆千九百二年に於て獨逸に於て行はれたる此種の振替勘定の高は凡そ一億七千萬馬にして同千九百四年には約一億九千萬馬の巨額に達せり

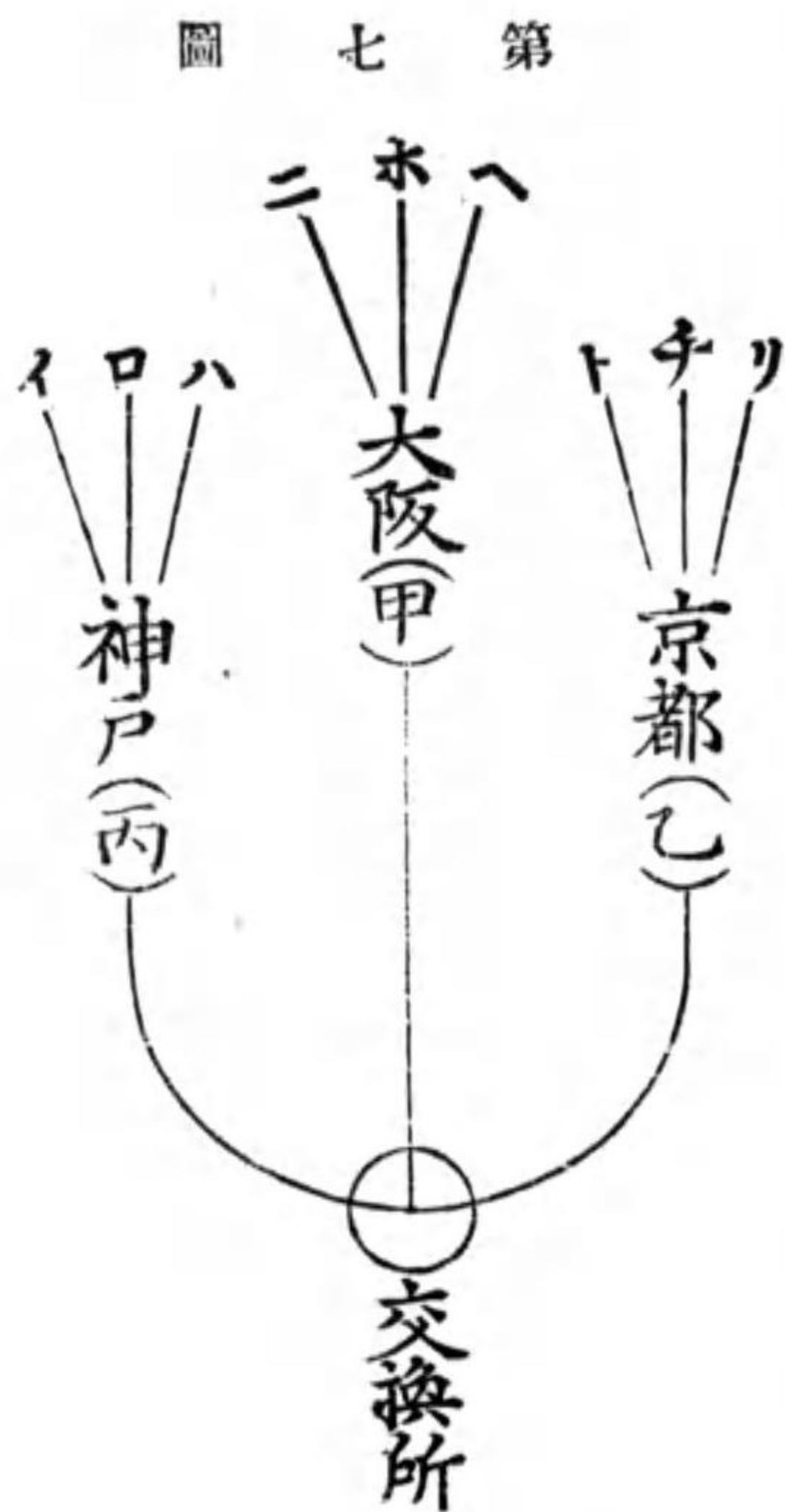
代價拂の
爲にする
替勘定の移

又輓近銀行事業の競争劇甚なるよりして成るべく顧客に便利を與へんとし、部分拂にて代價の支拂を要する場合に於ては賣手より代價支拂の期日を記したる賣渡證書を買手に送り後者之を承諾し其取引銀行に之を送るときは、買手の銀行は期日に至り買手の勘定より賣手の銀行へ代價を拂込べきものとし以て一たび契約の成立する以上は賣買兩手共代金の授受に面倒を見ずして自然に取引の結了するを目的とす、方今人事の繁多なる事大小となく機關に依り之を爲すこと凡そ斯の如し、事債務の辨済に係り交換の範圍に屬せずと雖も聊か本目に因縁なきに非ざるを以て記して以て後學の便に供す

第四節 地方交換内國及國際交換

第一目 地方交換

地方交換とは例へば大阪の如き繁榮なる場所を中心とし、附近の主要なる取引場所例へば京都、神戸等を聯絡して取引の繁閑に従ひ、一週に一回若くは二回中心



地に集會して相互の負債を交換する方法なり、今英人ジエボンス氏の圖式に據り其要略を示せば左の如し

圖面「イ、ロ、ハ」は神戸の丙なる銀行の華主にして、「ニ、ホ、ヘ」は大阪の甲、「ト、チ、リ」は京都の乙なる銀行の華主

と假定し、「イ」より「リ」に送金を要するときは、「イ」は丙宛の小切手を、「リ」に送り、「リ」は乙より支拂を受け、「チ」より「ロ」に送金するときは、「チ」は乙宛の小切手を、「ロ」に送り、「ロ」は丙より支拂を受け、乙、丙の間に互に貸借の關係を生ず、「ロ」より「ニ」に小切手にて送金し、「ホ」より「ロ」に送り、「チ」より「ト」に送る等種々の取引を生ずるときは甲、乙、丙間に互に貸借關係を構成す、換言すれば甲は乙、丙の爲に其小切手を支拂ひ、乙は甲、丙の爲め其丙は甲、乙の爲に其小切手を支拂ふなり、故に甲、乙、丙は互に送金の上決算を爲すの勞を省き、時を期して中央地點の交換所に集會し相互の負債を交換決算するなり、是れ亦通貨の使用を節減するに功ありて頗る便利の方法なり

第二目 内國交換

内國交換とは國中の銀行組合を組織して東京、倫敦又は紐育の如き中心を選び互に互の小切手を支拂ひ其支拂ひたる小切手を右の中心に在る交換所に送り交換所は其振向け銀行の本支店又は「コルレス」の銀行より取付け支拂銀行の爲に其金高を預り、「コルレス」銀行等は其小切手を振向けられたる銀行より取付けて決算し、交換所は種々の預金を彼是れ相殺して決算し金融の圓滑を圖るものなり、方今

未だ此種の交換所の發達を見ずと雖も其便利なる論を俟たず、米國に於ては紐育に「ナショナル・クリヤリン・システム」即ち内地交換所を開設せんとするの議既に熟し、遠からず之が設立を見るの勢あり

第三目 國際交換

國際交換とは既に爲替の項に於て論じたるが如く國際の取引に於て甲地へ手形を宛つべき場合に於て乙地へ宛て之を發し又は甲地へ支拂を爲すに乙地宛の手形を用ふるが如く、倫敦の如き商業盛大なる所は實際世界の交換所となり國際の決算を爲すを云ふ而して又茲に一種の怪力を顯はすものは彼の國際動産なりとす、元來歐洲大陸間の大鐵道の株券、債券又は埃及、チュニース等の公債の如きは募集の當初より諸國の資本家が投機的に之を應募し、世界の市場に於て能く見識せられたる證券なるを以て是等は國際に資本を移すに最も便利なる器具なり、其價格表は何れの市場に於ても行はれ金の必要あるときは何時にても甲國より之を乙國に賣り其代價に對して手形を發行し、自由自在に國際の貸借を決算することを得べく、方今金融の便宜完備する實に驚くべきものあり

世界の交
換所

第十章 定期取引

第一節 定期取引の發達及其賣買取引の方法

第一目 發達の順序及目的

定期取引の金融に影響する議論を俟たず、而して前章第二節の物品及有價證券交換も其決算の一方法に過ぎざるなり、故に今大體に就て一言するは敢て無用の業に非ざるべし請ふ少しく之を辯ぜん。

抑々經濟世界一般の發達に狩獵、牧畜及農業の三時期あるは世人の熟知する所たり、商業界に於ても亦物々交換より貨幣經濟に進み更に市場時代より取引所時代に進む等自然の發達あり、蓋し取引所の設置は少額の資金を以て多額の賣買を行ひ取引をして簡易ならしむると同時に之か統一を圖り完全なる商業の發達を目的とす、而して我國現行法に於ては取引所に於て認むる所の取引は直延、定期の三種とし法律第十八條直は五日、延は百五十日、定期は三箇月以内に其契約を履行

するものとする二十六年勅令第七十四號第十二條、夫れ商業の發達は自然の進化に従ひ、國民經濟程度の進歩に於て大勢上舊式を墨守する能はず進んで前記の第四期即ち取引所時代に入るは自然の理勢なり。

第二目 取引所に對する攻撃

然るに新規の事業方法は舊式の隋力の爲め多少の障碍と攻撃とに遭遇するは又是れ事物の進行上免れ難きの勢にして取引所の場合も亦此例に漏れず、曰く取引所は投機空商を奨進す、曰く公衆を誘惑す、曰く資本を徒費す、曰く徒らに貨物の運搬を増加す、曰く徒らに貨物を藏置し市場の供給を減ず、曰く農産物の價格を減殺し農業の利益を損害す、是は取引品立物の品位、分量の單位等を定むるの方法嚴格なるを嫌ふ者の言なり、等批難百出殆ど枚擧に遑あらず、是等は皆取引所に於て行はれ易き幣害の特發と之に出入する人物の性行特に或は高尚ならざる傾きある等、單特發の事情事實を或半面より見半は感情に驅られ半は悲觀的の觀察に沈み達觀以て之を大勢の趨向に鑑み冷靜以て之に應ずるの方策を講究せず徒らに皮想のみに迷ひ杞人の憂に陥るものにして世に寸益なし、正に沈思默考大に講

究する所なくんばある可らず

第三目 一般商取引との差違及取引の方法

情々惟みるに取引所の必要は商業及金融界の發達に伴ふ所の自然の需用に起り利ありて益なし、夫れ取引所に於て行はるゝ定期取引も亦一の商行爲にして收利を目的とするは一般商取引と異なることなし、唯其異なる所は前者にありては同種物品の取引が連続して行はれ、後者に於ては其必要なのみ、而して取引所に於て賣買せらるゝ物品は米穀、砂糖等の如き一定の物品にして所謂特定物たるを要し其賣買には品質の標準、數量の單位、受渡の期日、手數料、證據金、免許料の徵收其他必要の規定ありて、前記勅令參觀之が原則をなし、擅まに當事者間の合意に依り隨意の條件を附するを許さず、以て取引の敏活と確實とを期す、其偶々投機獎勵の觀を呈する所以のものは罪制度に非ずして之に出入する人物の性格にあり、察せずんはある可らず、今他國の例を見るに、繁を避けて唯獨逸國二三の例を擧ぐ、獨逸に於ては例へば小麥の重量の標準は「リートル」七百五十五グラム以上にして、數量の單位は五十噸とす、單位の大小は人口の多小に依り斟酌決定すべし、而して受

取引の方
法

外國の例

渡期限は當初二箇月なりしと雖も後ち之を短縮して一箇月と爲せり、危險の多少に由り長短を異にするを要す、其他催告賣主が買主に向て發する引渡の催告重量差違の宥恕五十噸に付き二噸半、品質の鑑定代價の支拂延期、當事者一方の仕拂停止、仲裁々判等細大規定して始ど餘蘊なし、是れ皆取引を敏活ならしめ其履行を確實ならしむるを以て目的とせざるはなし、立法の注意周到なりと云つべし

第二節 定期取引の効用

第一目 總論

取引所に對し種々の非難攻撃あるは前陳の如しと雖も其實際に効力多くして文明の利器たる哉疑を容れず、抑々世運の進歩は諸般の事業をして一局部若くは一國內に限局するを許さず、商業の如き殊に然りとす、其地方貿易より漸次に發展し四海貿易となるに當りては需給の關係最も其精を究めざる可らず、試みに農業を以て之を論ぜん、に、植付地の段別、其地方の氣候氣象、收穫の單位、代用品及類似品産出の難易、生産地に於ける消費見込、高内外市場需給の狀況及相場の見込、輸出入

一般の効
用

の難易、自他各市場に於ける金融運搬通信機關及倉庫等各商業機關設備の精粗等、苟くも當該事業に直接間接の關係あるものは之に精通せざるを得ず、斯の如き世界的智能は個人の力を以て能く之を收め得べきに非ず、必ず哉有力なる公設の一組織を要する哉論を俟たず、取引所は之を利用すれば前記の事項を明にすることを得べく、而して其公定相場は能く商界の晴雨計及寒暖計たるを得べくして効用の偉大なる論を俟たず

第二目 賣放及買埋

又定期取引は市場を廣くし取引をして圓滑自在ならしむるの利あり、例へば大阪に一商人ありてセイント、ルイに於て若干の棉花を購入し、同時に大阪に於て定期にて賣りたるに、偶々リバブルに於て相場上騰し之を大阪に輸入するよりリバブルに於て賣却する方利益なるの市況を呈するときは其棉花は之を大阪へ輸送せず途中スウェス通路を取るものと見て、リバブルにて賣放ち、定期受渡の爲には大阪に於て買埋めを爲す方大に利便なるべし、然るときには右の大阪商人はセイントルイに於ては現品の直買人となり、大阪に於ては定期賣人となり、リバ

ブルに於ては直賣人となり而して大阪に於ては買埋の爲め直取引人となり、同一取引より四個の取引を生ず其間巧に奔走注意するときは所謂之を廉きに買うて之を高きに賣るの實を收め以て資本の効用を増加し商業の面目是處に存す、今前記の取引より定期の原素を扣除するときは商賣の利益は單にセイントルイより棉花を輸入し同所の買入價格と大阪に於ける賣却價格との間の差違に止まるべく定期の間に廣く四海市場の情況を洞察し機に乗じて其宜を制すること能はざるべし、抑々定期が取引商業を敏活にし其駈引をして巧妙ならしむる斯の如し俊秀敢爲、百戰練磨の士之を利用せば以て大功を奏する哉疑を容れず、凡そ事に精ならんと欲せば須らく先づ其器を利せざる可らず、假令梓匠輪輿の巧あるも規矩準繩其精を得ずんば夫れ將た何に依て乎其伎を演ふるを得ん、西諺に曰く、最上の器具は即ち最廉の器具なりと宜なる哉、若し夫れ天下の名器に至りては固より之を凡庸の士に委するを得ず、商界其人を得るを要するは論なき耳、然りと雖も又之を他の一方より觀るときは人士凡なるか故に殊更らに生産分配の器具を鈍にすべきの理由なく、或は之を磨くの必要更に大なるの場合なきを保せざるなり、要は

只之を天下の大勢に鑑み之を一國の情況に照し人文發達の程度に應じ其宜きを制するにあり抑々取引所の事たる其關する所廣且つ大なり一節の論固より其許細を盡すを得ず只其梗概を述ぶる耳定期取引の事漸やく天下の耳目を惹く敢て所信を記し以て江湖に質す請ふ諒せよ

第三目 倫敦に於ける特別の事情

取引所の効用斯の如く偉大なるに拘はらず世界第一の大市場たる倫敦に於て近年に至るまで農産物の定期取引を行はず直取引のみを以て満足せし事實を引きて穀物等農産物の定期取引を不必要とする者なしとせず然れども是れ同市に於ける特別なる事情を知らざるに座するものにして固より堂に登るの説に非ざるなり蓋し倫敦に於て久しく穀物の定期取引あらざりしは蓋し同市は四海貿易の中心にして四通八達交通の便他國市府の企て及ぶ所に非ず加るに英國は世界の最大債權國にして其元利支拂の爲め四海の貨物重に農産品債務國は主として新開國なるに由る招かずして集まり之を二十年以來の實況に徴するに倫敦市に集る所の穀物の種類毎年裸麥三種玉蜀黍七種燕麥十七種大麥十四種小麥三十三

種の多きを致し農産物の爲に取引所を設置するの必要なく且つ品位の標準數量の單位等を定むるに便ならず世界の諸方より種々の品質を有するもの數量の多少を問はず來るに由る且つ英國の富強なる多少の不便は尙ほ之を忍ぶを得しに由る然れども同國西岸のリバプールには既に之あり而して倫敦と雖も方今の大勢四海の商權を専らにすること能はず物産交換の如き方法を設け清算所を設置し以て定期取引に便す即ち知る倫敦物産交換所は資本五十萬磅の株式會社にして其營業甚だ盛なり

第三節 定期取引と投機との關係

第一目 定期取引の素質

定期取引は大體に於て商界を利すること前陳の如く夫れ大なり然りと雖も抑々定期取引は固より直接需用の爲め物件を賣買するものに非ずして未來に於て利益を期する所の豫期行爲なるを以て其素質投機に屬する哉論を俟たず拙著經濟史眼第十六章第一款參觀故に一たび其則を踰るときは弊端百出收拾す可らざ

るに至り大に世を誣害す戒めずんばある可らず、何を乎其則を踏ると云ふ曰く之を大にしては内外市場の状況を究めず之を小にしては自己の資力を計らず漫に買進賣叩を試み甚きに至りては當初より現品の受渡を目的とせず買方は賣方の物件調達を妨害し賣方は買方の金融の道を杜絶し以て違約を促かし其間轉賣買戻の方法を濫用し以て一攫千金の利を收めんとし奸計百出其止まる所を知らず、又恣まゝに蜚語流言を放ちて市場を惑亂し虚に乗じて巨利を博せんとする者なしとせず

第二目 投機取引の形跡

今一步を進めて之を事實に徴するに不幸にして定期取引は現物の受渡比較的少なく所謂勦取賣買其多數を占め、紐育市の一例を以て之を見るも西曆千八百八十五年より同千九百年に至るまでの間同市の取引所に於ける小麦の賣買出來高は八十五億八千二百萬、ブツシエル「一」ブツシエルは凡そ二斗の巨額に達せしに同時間中米國各地より同府に仕送りたる小麦の量は一億六千二百萬、ブツシエルに止まり賣買出來高は實に着荷の五十三倍に達し、西曆千八百九十二年の米國棉花

研究すべ
き要點

の産出高は六百七十萬俵方今約千三百七十萬俵、一俵五百英斤入なりしに紐育の出來高は六千九十萬俵即ち一に對する凡そ九の比例を示せり、斯の如きは決して米國に止まるに非ず獨國の實況亦然り、即ちハムボルクに於ける西曆千八百八十八年九月乃至十二月の四箇月間の珈琲の受渡高は四十一萬二千袋に止まりしに出來高は八百七十七萬六千袋に達し一に對する二十一の比例を示し、其翌年一月乃至四月に於ける受渡高は八萬七千袋なりしに出來高は二百十六萬一千袋即ち一に對し約二十五の比例を示せり、其他倫敦リバプール、シカゴ等の實況皆伯仲の間にある(拙著經濟史眼第十六章第一款參觀斯の如きは即ち其則を踏るものにして志士の憂ふる所なり然れども凡そ一得一失は字内の通義にして天下何物か其數を免るゝを得ん哉、只其弊害大なるに及んで須らく之を制すべきなり、現制に於て取引所が取引履行の保證に立つが如きは法律第二十二條所謂過ぎたるは猶ほ及ばざるが如きの感なきを得ず、他國に於ても清算所が賣買兩者に對し契約履行の保證に立つ場合なしとせず、是等は尙ほ大に考慮を要し或は他日の論點たるなきを保せざるなり

第三目 寛恕及豫約の方法

取引所の實況凡そ斯の如し然りと雖も定期取引は市場を廣ふし取引を自在にし隨て資本の運轉を敏滑ならしめ延期選擇等の方法を利用し所謂小額の資本を以て大額の取引を爲すを得せしめ之を利用せば以て商業繁榮の媒たるを疑はず蓋し延期とは賣買濟の有價證券若くは物品の受入若くは引渡を一期間延滞するの權利にして買延期及賣延期の二種あり前者は英國の「コンチニューション」又は一層専門的に「コンタンゴ」出所不明大陸の所謂「レポール」なる者にして買手か資金の不足又は或事情の爲め受入を爲す能はず又は之を爲すを不利益と思惟するときは買入値段に對し若干の歩合(普通の利率より少々高きを例とす例へば西曆千九百六年十一月廿五日即ち「クリストマス」の決算日に於て普通利率は七分なりしに「コンタンゴ」率は九分乃至一割六分に達し平均一割二分の高率を示せり)を支拂ひ次期まで受入を延期し次期に於て同一價格を以つて受入を爲すを得るの方法を云ひ後者は英語の「バックワルドーション」又一層専門的に省略して單に「バック」大陸の「レポール」と稱する者にして賣手が同様の事由により若干の歩合を支拂ひ

選擇

同様の條件にて次期まで引渡を延期し得るの權利を云ふ選擇とは英語に所謂「オプション」にして之を分ちて三種とす即ち其一を買選擇「コール」と爲し若干歩合を支拂ひ一定の相場を以て或期間或種の有價證券若くは貨物を購買し得るの方法を云ひ其二を賣選擇「プット」とし前記同様の義務を履行し同様の條件にて賣却し得るの方法を云ひ其三を賣買選擇「コールアンドプット」とし前記同様の義務及條件を以て賣買孰れにても其選擇に任ずることを得るの方法を云ふ

第四目 利用及濫用

是等の方法は之を利用せば延期は取引を圓滑ならしめ選擇は之を確實にして以て商取引をして安全ならしむるの効力あり則ち製造者が未來の爲め巨多の原料品の購入を要し又は其製品の代價を豫定することを要する等の場合に於ては頗る有効のものとなす則ち棉花の如き原料は意外に變動多く西曆千九百五十年二月八日には英一斤六片四二なりしに廿七日には六片三一となり同六年三月までは最高五片三〇にして最低は五片七三なり而して同四年末には三片七七の低價を示せしことあり然れども素と是れ直接の需要に充當する爲に要するに非ずし

利用